

令和6年11月定例会

観光生活建設委員会

予算決算委員会（観光生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(11月26日〔委員間討議〕)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	2
4、付託事件	2
5、経過	
《分科会（土木部）》	
土木部長予算議案説明	4
監理課長補足説明	4
河川課長補足説明	5
予算議案に対する質疑	6
予算議案に対する討論	10
《委員会（土木部）》	
土木部長総括説明	11
建築課長補足説明	13
盛土対策室長補足説明	14
道路建設課長補足説明	16
都市政策課長補足説明	16
住宅課長補足説明	17
議案に対する質疑	17
議案に対する討論	24
決議に基づく提出資料の説明	25
河川課長補足説明	25
建設企画課長補足説明	26
港湾課長補足説明	27
住宅課長補足説明	29
陳情審査	31
議案外所管事項に対する質問	31

(第2日目)

1、開催日時・場所	44
2、出席者	44
3、経過	
《分科会（文化観光国際部）》	

文化観光国際部長予算議案説明	4 4
国際観光振興室長補足説明	4 5
予算議案に対する質疑	4 5
予算議案に対する討論	5 1

《委員会（文化観光国際部）》

文化観光国際部長所管事項説明	5 1
決議に基づく提出資料の説明	5 6
観光振興課長補足説明	5 7
陳情審査	5 9
議案外所管事項に対する質問	5 9

（第3日目）

1、開催日時・場所	8 2
2、出席者	8 2
3、経過	

《分科会（県民生活環境部）》

県民生活環境部長予算議案説明	8 2
予算議案に対する質疑	8 3
予算議案に対する討論	8 3

《委員会（県民生活環境部）》

県民生活環境部長総括説明	8 3
議案に対する質疑	8 5
議案に対する討論	8 5
決議に基づく提出資料の説明	8 5
陳情審査	8 6
議案外所管事項に対する質問	8 7

（第4日目）

《委員会（交通局）》

交通局長所管事項説明	1 0 8
決議に基づく提出資料の説明	1 1 0
議案外所管事項に対する質問	1 1 0
委員間討議	1 2 4

（12月19日〔追加上程予算議案審査〕）

1、開催日時・場所	1 2 6
2、出席者	1 2 6
3、審査事件	1 2 6
4、経過	

《分科会（県民生活環境部・土木部）》

県民生活環境部長予算議案説明	1 2 7
土木部長予算議案説明	1 2 8
生活衛生課長補足説明	1 2 8
自然環境課長補足説明	1 2 8

水環境対策課長補足説明	1 2 9
監理課長補足説明	1 2 9
予算議案に対する質疑	1 2 9
予算議案に対する討論	1 3 2
審査結果報告書	1 3 3

(配付資料)

- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（土木部：追加１）
- ・ 分科会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部：追加１）
- ・ 委員会関係議案説明資料（文化観光国際部：追加２）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（県民生活環境部）
- ・ 委員会関係議案説明資料（交通局）
- ・ 分科会関係議案説明資料（県民生活環境部：経済対策）
- ・ 分科会関係議案説明資料（土木部：経済対策）

1 1 月 2 6 日
(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年11月26日

自 午後 1時28分
至 午後 1時32分
於 委員会室 3

2、出席委員の氏名

委員長	千住 良治 君
副委員長	初手 安幸 君
委員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	深堀ひろし 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	山本 由夫 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	本多 泰邦 君
〃	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

―― 午後 1時28分 開会 ――

【千住委員長】ただいまから観光生活建設委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。会議録署名委員は、田中委員、深堀委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和6年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

―― 午後 1時30分 休憩 ――

―― 午後 1時31分 再開 ――

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかに、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかにご意見等がないようですので、これもちまして、本日の観光生活建設委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

―― 午後 1時32分 散会 ――

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月9日

自 午前10時 0分
至 午後 2時41分
於 委員会室 3

都市政策課長(参事監)	田坂 朋裕 君
道路建設課長	北原 雄一 君
道路維持課長	田崎 智 君
港湾課長	松本 伸彦 君
港湾課企画監	田中 隆 君
河川課長	小川 秀文 君
河川課企画監	岩永 彰 君
砂防課長	田中 良一 君
建築課長	小島 俊郎 君
営繕課長	進藤 政洋 君
住宅課長(参事監)	森 泉 君
住宅課企画監	佐藤 荒樹 君
用地課長	木下 善祐 君
盛土対策室長	真鳥 喜博 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委 員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	深堀ひろし 君
〃	中島 浩介 君
〃	ごうまなみ 君
〃	山本 由夫 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	本多 泰邦 君
〃	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

土 木 部 長	中尾 吉宏 君
土 木 部 技 監	植村 公彦 君
土 木 部 次 長	吉田 弘毅 君
土木部参事監 (まちづくり推進担当)	椎名 大介 君
監 理 課 長	高稲 稔也 君
建設企画課長	金子 哲也 君
建設企画課企画監	城戸 学 君

6、審査事件の件名

○観光生活建設分科会

第93号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算 (第4号)
(関係分)

第94号議案

令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正
予算 (第1号)

第95号議案

令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予
算 (第1号)

7、付託事件の件名

○観光生活建設委員会

(1) 議 案

第96号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整理等に関する条例 (関係分)

第100号議案

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する

条例

第101号議案

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部
を改正する条例

第111号議案

契約の締結について

第112号議案

契約の締結の一部変更について

第113号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

(2) 請 願

な し

(3) 陳 情

- ・ 市政に関する要望について (長崎市)
- ・ 長崎県に対する要望書 (諫早市)
- ・ 長崎県に対する要望書 (島原天草長島連絡道路 (南島原市深江町～口之津港間) の早期事業化についてほか)
- ・ 令和7年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・ 令和7年度簡易水道の整備促進に関する要望書
- ・ 要望書 (島原半島関係4期成会等)
- ・ 指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情
- ・ 要望書 (壱岐市)
- ・ 要望書 (対馬市)
- ・ 陳情書 (一般国道324号「(仮称)茂木バイパス」の早期事業着手及び主要地方道野母崎宿線 (長崎市千々～飯香浦) の整備促進)
- ・ 陳情書 (「石木ダム建設事業は、ボーリング・コアと柱状図を精査したら、無駄な公共事業と理解出来たので、長崎県民、佐世保市民の利益とならないから、早く中止することを陳情します。」)

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【千住委員長】 おはようございます。

ただいまから、観光生活建設委員会及び予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」のうち関係部分ほか5件であります。そのほか、陳情11件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算 (第4号)」のうち関係部分ほか2件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限って再度の質問ができることといたしますのでよろしくお願いいたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

【千住分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

土木部長より、予算議案の説明を求めます。

【中尾土木部長】 土木部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料」の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、そして、第94号議案「令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」であります。

第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、土木部関係の歳入歳出予算は、それぞれ2ページから3ページに記載のとおりでございます。

3ページをご覧ください。

補正予算の内容としましては、長与町高田南地区土地区画整理事業に要する経費として、都市改造費 公共事業1億9,268万2,000円の増、山田川河川改修工事（甘導堰設計業務委託）において、契約期間内の成果品の未納に伴い、受注業者の負担により国庫補助金を返還するための経費として、総合流域防災費 単独事業1,524万2,000円の増、また、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、8,679万6,000円の増を計上いたしております。

このほか、繰越明許費及び債務負担行為については、3ページから6ページに記載のとおりであります。

また、第94号議案「令和6年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」については、職員給与関係既定予算の過不足調整に要する経費であり、内容は6ページに記載のとおり

であります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】 次に、監理課長より補足説明を求めます。

【高稲監理課長】 繰越明許費につきまして、補足してご説明いたします。

予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料の3ページをご覧ください。

表の縦の区分が款・項・目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。表の左端の欄は、上から土木費、災害復旧費、一般会計の合計、土木部の合計となっております。

今回、ご審議をお願いします繰越明許費は、一般会計144件、55億9,288万6,000円で、その内訳につきましては記載のとおりとなります。

これは、地元調整の遅れなどにより、やむを得ず発注時期がずれ込むなど、年度内で工期を確保できない工事等について、あらかじめ繰越の承認をいただき、翌年度にまたがる適正な工期を確保した上で発注につなげようとするものなどでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

ゼロ県債の設定について、補足してご説明いたします。ゼロ県債の制度としましては、来年度に予算化する事業について、前倒しして発注するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。なお、今年度の支出はございません。

ゼロ県債につきましては、従来から交付金事業及び県単独事業に適用し、来年度当初の4月から6月の端境期の事業量を確保するなど、発

注の平準化を図ることとしております。

今年度の計上額は、上の表の一番右に合計として記載しております、交付金事業で28億3,800万円、県単独事業で39億3,000万円の合計67億6,800万円のゼロ県債を設定しようとするもので、各課の設定額は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【千住分科会長】次に、河川課長より補足説明を求めます。

【小川河川課長】河川課において、補正予算として計上しております国費返還のための費用1,524万1,985円について、補足して説明いたします。

観光生活建設分科会補足説明資料5ページをご覧ください。

今回の補正予算は、島原振興局発注の山田川河川改修工事(甘導堰設計業務委託)において、令和6年3月27日まで成果品が納品されなかったことから、既に受入済である本契約に関わる国費を返還するものでございます。

なお、今回、返還となる国費は、本契約に対して交付されました契約に関わる国費1,325万3,900円と、国費率差額198万8,085円の合計1,524万1,985円となっておりますが、返還額全額を受注業者へ損害賠償請求しており、県の負担は発生しておりません。

3、契約内容及び4、経緯に記載しておりますとおり、本契約は、島原振興局が令和3年3月24日から令和4年3月18日の工期で(株)建設技術研究所長崎事務所と甘導堰設計業務について契約したのですが、納期直前の令和4年3月に、受注業者担当者から県担当者へ、履行期限内での成果品の納品が不可能であると連絡がありま

した。その際、県の担当者は、検査員である課長に納品が不可能であることを報告しなかったため、検査員は成果品が未完成であることに気づかないまま、成果品のダイジェスト版で完成検査を行い、合格としました。

令和4年4月以降、県担当者は、受注業者担当者へ連絡を取っていたものの、成果品の納品はなく、令和6年1月に受注業者担当者と連絡が取れなくなったことから、受注業者へ連絡するとともに、班長へ報告を行い、未納状態であることが島原振興局及び受注業者内で共有されました。

令和6年3月28日に完成した成果品が受注業者から県へ納品されましたが、740日間、成果品の納品が遅れた事実を踏まえ、九州地方整備局との協議の結果、国費返還に至りました。

なお、これらの経緯を踏まえ、受注業者に対しては2か月間の指名停止とともに、国費返還額について損害賠償請求を行い、令和6年10月25日に県へ納付がなされております。

今回の事案が発生した原因としましては、受・発注者間で業務の進捗状況を十分に共有できていなかったこと、検査員である担当課長へ業務未完了であることを報告していなかったこと、完成検査をダイジェスト版で行っており、義務付けられた成果品の確認が不十分であったことが挙げられます。

そのため、再発防止策として、進捗状況の共有方法の改善及び完成検査の改善に努めてまいります。

具体的に申し上げますと、受注者が作成する業務工程の進捗状況を、中間打ち合わせごとに担当・班長の2名で確認を行い、適宜業務工程の見直しを行ってまいります。

また、見直しをした業務工程を、打合せ記録

簿へ記載し、担当課長まで決裁を取ることいたします。

完成検査につきましては、ダイジェスト版ではなく、成果品全てを確認するよう徹底いたします。

また、本業務委託は、令和7年度以降に工事予定である堰改築工事の設計業務委託を先行して実施しているものであり、事業の進捗に影響を及ぼすものではございません。

今後の予定としましては、本議会にて補正予算が成立後、速やかに九州地方整備局へ完了実績報告の額の再確定を行い、令和7年2月頃に国費を国へ返還することとしております。

今後、このような事態が二度と発生しないよう、再発防止の徹底に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【千住分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。

今、ご説明があった議案の中の山田川河川改修工事についてお伺いしたいと思います。

今、詳細にご説明はあったというふうに理解をしておりますけれども、この2年間、なぜ気づけなかったのかというところもあるかと思いますが、そのあたりは県としてどのように考えているのか、お伺いします。

【小川河川課長】 先ほど経緯についてもご説明いたしましたけれども、令和4年4月以降、県の担当者の方も再三にわたって受注業者の方へ成果品の納品をしてくれということで、ずっと連絡を取っております。

しかしながら、1年半ぐらいずっとお願いしていたんですけれども、連絡が急に取れなくな

ったということで、島原振興局内、受注業者内で情報の共有がなされたということになっております。やはり受・発注者双方の担当者が一人で抱え込んでしまったことが一番大きな原因であり、情報の共有が不十分だったというふうに考えております。

【饗庭委員】 一人で抱え込んでしまった結果がこうなっているということで、先ほどあった再発防止をされるのかというふうに理解します。

そういう中で、今回、受注業者が全額を負担するというようになって、県費負担はないということですが、受注業者ももちろん過失があるかと思うんですが、県にもやっぱり過失があるかと思うんですね。その場合に、受注業者だけが負担するというのはどうなのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりはどのように県として考えているのか、お伺いします。

【小川河川課長】 国費返還につきましては、土木部内で協議を行って、やはり国費返還の原因は履行期間内に適正な成果品が納品されなかったということが適正化法に違反するということなので、納入義務がある受注者に全額の損害賠償請求を行ったところでございます。

これにつきましては、県の顧問弁護士にも相談をいたしております。意見をいただいたことをお話ししますが、受注者には期限内に納品する義務があるが、その義務を果たしていないということ。今回、補助金適正化法違反で国費返還が生じているんですけれども、受注者はそれを予見できない状況にあったとは言えないということ。もう一つは、国費返還分は、県の損害であり、満額の損害賠償請求を行うことは不当要求に当たらないというご意見をいただいたところから、全額受注業者の方に損害賠償

請求をいたしておりますので、そこについては妥当であったというふうに考えております。

【饗庭委員】妥当だということで理解したいと思います。

再発防止策も書いてありますけれども、今後、このようなことがないようにしていただきたいのと、その職員さんも一人で抱えないといけない状況があったのではないかなと思うんですね。そういう場合に、やはり風通しのいい職場にしていくことが必要かと思っておりますけれども、職場環境として何か改善する考えがあれば伺います。

【小川河川課長】先ほど饗庭委員の話がありましたけれども、やはり風通しのよい職場、何でも相談しやすい職場づくりというのが非常に大事だと思っております。そういった状況を共有する中でフォローアップなどが図られると考えておりますので、そういった職場づくりにも力を入れてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ、職場環境改善もしていただいて、皆さんが働きやすい職場環境で働けるようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】今のご質問に関連させていただきたいと思っております。

まず、先ほどの処分というか、返還要求をしているということでございます。さらに指名停止期間を設けてありますけれども、この妥当性、根拠を示していただきたいと思います。

【金子建設企画課長】指名停止についてですが、今回の事案が重大な契約違反になることを踏まえまして、指名停止の要領とか過去の事例に基づき、期間を2か月と設定しているところでございます。

また、他県においても同様の事例で指名停止を2か月としていることから、今回の処分内容は妥当であると考えております。

【大久保委員】過去の例から見てもということでございますけれども、この納入が740日間という長期にわたった、ある意味現場、そして県に迷惑をかけている、長期だったということ。その処分が2か月で済むことが見合うのかというのは、素人から見てというか、県民目線としては思うところがあると思うんです。

ただ、このことは、両者、県側も先ほど一人で抱え込んだという表現だったんですけれども、見方によっては2年間そのままほったらかしてしまったという見方もあると思うんです。そういった過去の例が、そういった例の中で2か月だったのかも含めて、2か月の妥当性をもう一度確認したいと思っております。

【金子建設企画課長】実際、過去に700日も遅れて指名停止をしたという事例は県にはございません。

他県では、200日以上遅れて指名停止をしたという事例がございまして、そのケースの時には2か月という処分をしております。

過去の事例というのが、重大な契約違反というものになりますけど、過去、重大な契約違反で2か月の指名停止をした事例といたしまして、履行を証明する資料を偽造して、あたかも履行したように見せかけたという事例、これが重大な契約違反ということで、過去に2か月という指名停止の処分を行っております。

今回は、それに匹敵する内容だということで2か月としているところでございます。

【大久保委員】承知しました。

もう一つ、この未納される案件というのは、過去においてどれぐらいあったのか。県におい

て、押しなべて何件中何件ぐらい発生しているのか、その過去の例をお尋ねしたいと思います。

【金子建設企画課長】未納で指名停止という事例は、過去にございません。

この事案が発生して、その他にそういう事案はないですかという調査をさせていただいたんですけれども、その結果、ないということでございました。

【大久保委員】過去にはないということで、珍しい案件ではあるということです。

この再発防止策に入らせていただきたいんですけれども、2名体制でやるとか、記録簿の決裁を主任監督員から課長に変更する。または、確認をダイジェスト版ではなくて、成果品の確認を全てにおいて行うということでございます。私が気になるのは、これから、民間もそうですけれども、県内においても業務効率化だとか、人員をなるべく少数精鋭でやっていかなければならない。また、事務も含めていろんな業務も増えていると思うんですね。そういう中で、一つのことが起こると、議会というのは、どうしてもそのチェックだとか体制を縦横に重視していかなければならないということでもあるので、これだけの体制を組みますということでありまして、どうしても、そもそも、根本のそこを、今回起こったようなことを未然に防げていればこういったこともしなくていいんですね。だから、このことは今後の業務において、負荷がかかってくるというのが一番の被害じゃないかなと思っております。そのあたりは再発防止策として、ただ手間をかけていくと、ダイジェスト版ではなく、完成品のリストを全部見るというのが、どれだけの業務が増えるかわかりませんが、相当増えるのではないかなと思っております。

そういったことを鑑みれば、ほかの方法でこ

のことの再発防止策をとれないのか。そういったことも要検討いただきたいなと一議員としては思うので、そこも含めて、今日、ここにはしっかりと明記をしてありますけれども、そこも含めてご検討いただきたいと個人的には思うところでございます。いかがでしょうか。

【金子建設企画課長】まず、ダイジェスト版についてですけれども、実際、県の共通仕様書というのがありまして、そこにはダイジェスト版での検査ではなく、成果品全てを検査しなさいということが規定されています。これは、作業自体も変わらないということになります。

あと、担当課長の確認ですけれども、県の担当課長においては、これまでも県が求める成果品を提出してもらうために、業務の途中段階で設計の方向性でありますとか、進捗状況の確認を行っているというところで、新たに業務が発生するわけではないと考えております。

しかしながら、今回、このような事案が起きたことから、課長のそういう確認時に決裁を取るということを追加して再発防止を図りたいと考えております。

また、課長の確認について、受注者においても業務の各段階で確認を受けることによって、作業の手戻りが防止できて、そのような確認を望む声も業界から多いということもありまして、逆に効率化が図られると考えているところでございます。

【大久保委員】わかりました。ということは、このことをしても、県または業者において手間が増えていくということはないということでしょうか。

【金子建設企画課長】はい。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】今の件に関連してお尋ねしますけ

れども、そもそも、これが納品が遅れた理由と
いいですか、そこは何なのですか。経過の中で
令和4年3月に履行期限内で完成品の納品が不
可能な旨、連絡があったということなんですが、
どういう理由で納品ができなくなったんですか。
それは例えば工期が短かったとかいうことでは
ないんですか。何か技術的な問題があって納品
できなくなったんですか。まず、そのあたりの
原因ですね、そもそもこれが納品できなかった
理由は確認されているんでしょうか、そこを教
えてください。

【小川河川課長】納品ができなかった理由のお
尋ねですけれども、受注業者の方に確認をした
ところ、受注業者の担当者の方もほかに業務を
たくさん抱えていて、一人で業務を行っていた
ということが一つの原因だと思っております。
そういったことが会社内で情報が共有されてお
れば、会社内でのフォローアップができて完成
できたかもしれないんですけれども、担当者が
一人で抱え込んでしまったことと、進捗状況の
共有がなされていなかったというのが一番の原
因じゃないかと考えております。

【深堀委員】わかりました。再発防止対策をい
ろいろ書かれてあるんですが、令和4年の3月時
点で業者の方から納品が不可能という連絡が入
っているわけですよね。その時に県の担当が課
長に未報告だったというのがあるわけですが、
仮にこれを報告していたらどうなっていたん
ですか。それをちゃんと担当が、これこれ、こ
ういうことで業者からきていますということを課
長に報告していたら、この案件はどういうふう
に動いていったんですか。

【小川河川課長】受注業者の担当者から報告、
成果品が履行期限内に納品できないというふう
に報告があったのは、履行期限の終期、本当に

間近になってからの報告だったというふうに聞
いております。そういったことからどうしても
避けられない、履行期限内での納品は無理じゃ
なかったかと思うんですけれども、そういった
ことがもっと早い時期にわかっておれば、何ら
か回避する方法があったと思うんですけれど、
何しろ報告が遅かったということで、ちょっと
困難じゃなかったかと考えております。そうい
った状況が職場内でも共有されておれば、恐ら
く完成不合格というふうになっていたのかなと
考えております。

【深堀委員】わかりました。あくまで仮定の話
なので非常に答弁しにくいかもしれませんが、
正当な理由であれば工期の延長手続も当然でき
たわけですよね。そうなってれば、国への国
費返還というところには至らなかったわけであ
らうかね。わかりました。

ものすごく初歩的なといいますが、情報の共
有、非常に思ったのは、県の担当も非常に悩ま
れたんだろうと思うし、相手の業者の担当の
方のことを考えたのかなと思うんですけれど、一
言、業者側の担当の責任者の方に一本電話を入
れて、こんな状況ですよと言え、会社は総力
を挙げてそれに対応したと思うんですよね。担
当同士でやりとりするから、なぜ電話一本、こ
んな状況ですよって、支店長とか責任者の方に
連絡すれば、なんでそういうことに至らなかった
のかというのが非常に疑問なんですよ。確
かに再発防止対策をいろいろ書かれてあるので、
これで二度と同じようなことはないだろうと
思いますけれども、十分そのあたりは臨機応変
な対応というのができたんじゃないかと、ちょ
っとその辺は残念に感じたところでした。

終わります。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山本委員】 私も同じ話で、ちょっと疑問点が残っているのです。

今、深堀委員から質疑がありましたけれども、たればの話で申し訳ないんですけども、令和6年1月に受注業者内で共有をされて、実際に成果品が納入されたのが3月28日ということですから、2か月ぐらいで納品ができていますね。ということであれば、先ほどおっしゃった令和4年3月の段階で、この場合にはちょっとぎりぎりだったというのはあるんですけども、この時に、履行期限が何か月という規定があるのかわかりませんが、履行期限を延長できていれば、この問題はクリアできていたということですか。再確認ですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

【小川河川課長】 令和4年の1月とか、早い時期に受注業者の方から相談があつておれば、繰越手続きだとか、そういったもので回避ができたものと考えております。

【山本委員】 わかりました。そうすると、この履行期限の延長を行うという再発防止策は、状況によっては有効であるということで理解をしました。

もう1点が、そもそもこの山田川の河川改修工事自体は、設計業務の後に本体の工事があると思うんですけども、今回、これで2年以上遅れたことによって、本体工事自体に影響が出ているのかどうかを確認したい。

【小川河川課長】 今回の山田川河川改修工事の堰の委託につきましては、令和7年度以降、これから発注する予定としていた工事でございます。既に納品をされているので、山田川の河川改修工事の事業の進捗には影響を及ぼさないものというふうに考えております。

【山本委員】 それはいいんですけども、そう

すると、そもそもこの設計業務委託は、令和3年度ですか、令和4年の3月にはもう設計を済ませる、本体工事の発注は令和7年度と、ここがもともと空いているのはどういう経緯でしょうか。

【小川河川課長】 これまで、補正予算だとか、経済対策補正予算ですね、多くの予算をいただいているところですが、そういった予算を執行するに当たって、工事のストックを確保しておくという点もありますし、予算がついたら事業の進捗が図れるよう、いつでも工事が発注できる体制を取っておこうということで、先行してこの業務委託を発注したものでございます。

【山本委員】 河川の改修というのは、今すごく要望も多い話だろうと思うし、できるだけ早くしてくださいという話だと思うんですけども、これは改修工事の本体工事が遅れたという話ではなくて、それは早くしたいんですけども、設計の部分を先にしたという理解でよろしいでしょうか。

【小川河川課長】 そうですね。令和7年度以降に発注する工事であっても、先に設計業務を完成させておくということは、どうしても河川というのは下流の方から工事を進めていくということになりますので、ずっと下流の方から工事を進めて、経済対策補正予算だとか予算を確保することによって事業の進捗が図られると。そういったことも考えて早めに設計業務を出しておくというのは非常に有効であると考えております。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案のうち関係部分及び第94号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、土木部長より、総括説明を求めます。

【中尾土木部長】 土木部関係の議案について、ご説明いたします。

「観光生活建設委員会関係議案説明資料 土木部」をお開きください。また、これに加えて、追加1をお配りしております。必要に応じて参照しながら、ご説明したいと思います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」のうち関係部分、第100号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、第101号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、第111号議案「契約の締結について」、第112号議案「契約の締結の一部変更について」、第113号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」でありまして、その内容は記載のとおりでございます。

なお、補足説明資料を配付させていただいて

おります。

続きまして、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

まず、3ページの下からになりますが、和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

令和5年度及び令和6年度に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定3件について、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりでございます。

次に、起訴前の和解及び訴えの提起について。

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、起訴前の和解の申し立て7件、訴えの提起3件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりでございます。

次に、契約の締結の一部変更について。

令和5年9月定例会で可決された一般国道251号道路改良工事（6号橋上部工）、令和6年2月定例会で可決された一般国道383号橋梁補修工事（平戸大橋・橋梁補修工）、令和4年9月定例会で可決された主要地方道厳原豆酛美津島線道路改良工事（（仮称）箕形トンネル）及び令和4年11月定例会で可決された主要地方道小浜北有馬線道路改良工事（（仮称）矢代大橋）において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでありまして、その内容は記載のとおりでございます。

次に、5ページ下からになりますが、公共用地の取得状況についてでございます。

令和6年8月1日から令和6年10月31日までの一定基準以上の土木部所管の公共用地の取得状況につきましては、長崎市における小江原川

(二・ロ) 火山砂防工事、1件であります。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

追加1の資料2ページをご覧ください。

令和7年度の主要施策でございます。

令和7年度の予算編成に向けて「令和7年度長崎県の主要施策(素案)」を策定いたしました。これは、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、新しい長崎県づくりのビジョンが目指す「未来大国」の実現に向けて、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものでございます。このうち、土木部局の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針といたしましては、令和7年度は、長崎県総合計画の最終年度に当たることから、県内産業や暮らしを支える社会資本の整備・充実を図るとともに、災害に強い強靱な県土づくりを推進するため、3つの柱といたしまして、1、豊かな暮らしの実現と地域活性に向けた広域交通ネットワークの形成と個性あるまちづくりの推進。2、頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り支えるための強靱な県土づくりの推進。3、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための戦略的なインフラ老朽化対策の推進とインフラの有効活用を挙げております。

主要事業につきましては、島原道路整備事業などの道路新設改良費で、また、青方港改修工事を港湾改修費で、早岐川河川改修工事を大規模特定河川事業費等で進めてまいりたいと考えております。

元の資料にお戻りください。6ページになります。

石木ダムの推進について。

去る9月2日付けで長崎県公共事業評価監視委員会から提出された意見書において、県が事業主体である治水面について、事業の継続が認められたことから、今般、県としても、事業を継続する対応方針を決定し、10月4日に所管官庁である国土交通省へ報告を行ったところであります。

また、佐世保市、川棚町とともに策定を進めております水源地域整備計画につきまして、素案を取りまとめましたので、本定例県議会においてご意見をお伺いしたうえで、今後、川原地区にお住まいの13世帯を含む川棚町民の皆様へ、周知、説明を行ってまいります。

この素案により、町民の皆様に、地域振興策に対する具体的なイメージを持っていただき、ご意見をお聞きしながら、整備計画の完成に向けて取り組んでまいります。

県としては、石木ダムの一日も早い完成に向けて、事業の理解促進に努めるとともに、新たな工程に沿って着実に工事を進め、引き続き、佐世保市及び川棚町と一体となって、事業の推進に力を注いでまいります。

次に、追加1の資料、3ページをご覧ください。

諫早西部団地開発事業者の公募についてでございます。

長崎県住宅供給公社が所有する諫早西部団地の未処分地について、10月17日に開発事業者の公募を開始し、11月15日を参加申込の締切としておりましたが、参加申込者がございませんでした。

今後、県としましては、早急に事業進捗が図られるよう、住宅供給公社を指導してまいります。

そのほか、土木部関係の主な所管事項につい

て、今回ご説明いたしますのは、幹線道路の整備について、盛土規制法の運用開始について、インフラDXアクションプラン策定について、事務事業評価の実施について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況についてでありまして、内容は記載のとおりでございます。

なお、石木ダムの推進について、そしてインフラDXアクションプラン策定について、諫早西部団地開発事業者の公募につきましては、補足説明資料を配付させていただいており、後ほど担当課長から説明させていただきます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】 次に、建築課長より補足説明を求めます。

【小島建築課長】 第100号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回の議案は、建築課が所管する手数料、並びに盛土対策室が所管する手数料の改正となっており、それぞれに分けてご説明をいたします。

はじめに、建築課が所管する部分についてご説明いたします。課長補足説明資料の3ページをご覧ください。

まず、改正の理由ですが、今回の改正は、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」における建築物省エネ法や、建築基準法等の改正を踏まえ、法律に基づく手続に要する審査の時間が増加することに伴い、各種申請手数料を新設または改定するものでございます。

次に、改正の内容です。

はじめに①について、建築確認申請における省エネ審査を含めて行う場合の手数料の新設でございます。建築物省エネ法の改正により、これまで中規模以上の非住宅だけが対象だった省エネ基準適合が、原則全ての新築住宅と非住宅に義務づけられます。省エネ基準適合を審査する場合は、仕様基準に適合していることを確認申請の中で審査する方法と、別途、省エネ性能適合性判定を受ける方法がございます。前者の仕様ルートとして、①において省エネ審査手数料として、確認申請の手数料に加算する手数料を新設いたします。

次に、一つ飛びまして③につきまして、省エネ審査における省エネ性能適合性判定対象の追加でございます。①の審査と別に、適判ルートとして、省エネ性能適合性判定の対象が原則全ての建築物になることに伴い、住宅の手数料を追加いたします。

②は、完了検査申請で、省エネ検査を含めて行う場合の手数料の追加でございます。省エネ性能の検査が原則全ての建築物になることに伴い、小規模建築物の手数料を追加、新設いたします。

④は、確認申請における審査項目の追加を踏まえた金額の改定です。これまで2階建ての木造住宅等で、建築士が設計・監理したものについては、確認申請や完了検査の際、構造関係規定など、一部の規定が審査省略の対象になっておりました。今回の法改正で、審査対象外となる範囲が縮小され、平屋で200平米以下の建築物以外の建築物は、全ての規定の審査が必要になることに伴い、審査時間が増加することとなるため、それを踏まえた手数料に改定いたします。

いずれの手数料も、必要な審査時間及び審査に係る職員の人件費等を踏まえて算定しております。

また、資料の下段には、木造2階建て130平米の一戸建て住宅の手續に係る手数料を事例として記載しており、今、ご説明いたしました①から④を具体の金額で表示をしております。このケースでは、確認申請は、現行2万円手数料が、省エネの区分により、仕様ルートは実負担として4万2,000円に、適判ルートは6万1,000円になり、完了検査申請は現行2万3,000円が4万2,000円になります。

条例の施行日につきましては、改正法の施行日に合わせ、令和7年4月1日としております。

以上が、長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例の建築課所管分の内容となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【千住委員長】次に、盛土対策室長より補足説明を求めます。

【真鳥盛土対策室長】課長補足説明資料の4ページをご覧ください。

第100号議案の盛土対策室が所管する分、次の101号議案、9ページ以降になりますが、続けて補足説明いたします。いずれも盛土規制法の施行及び許可等の運用開始によるものであります。

まずは、盛土規制法のスケジュール等についてご説明いたします。ページが少し飛びまして6ページをご覧ください。

盛土規制法に基づく規制区域の指定、許可等の運用開始についての現在の状況をご説明します。

前回の9月議会の観光生活建設委員会で、規制区域の案についてご説明した後、この案を9月27日に公表いたしました。併せて、市町へ意

見聴取を行いました、全ての市町から「意見なし」との回答がありましたので、9月議会で説明し、公表した規制区域の案でそのまま確定したところです。

今後は、市町と連携し、説明会の開催等により、県民の皆様や事業者の皆様に対する周知を図り、令和7年5月23日に規制区域を指定し、許可等の運用開始を行うこととしております。

令和7年5月23日からの運用開始は、県と同じく権限がある長崎市、佐世保市とも調整し、県内統一の運用開始としております。

7ページをご覧ください。

確定した規制区域の案となります。9月議会で説明したものと同じになります。薄い桃色の区域が主に市街地部を指定する宅地造成等工事規制区域、緑色の区域が市街地部以外を指定する特定盛土等規制区域です。県下全域をこの2つのいずれかの区域に指定します。

8ページをご覧ください。

許可が必要となる盛土等の規模を示しております。上段は盛土や切土、下段は土石の堆積の場合であり、宅地造成等工事規制区域では赤字、特定盛土等規制区域では青文字で示す規模以上となれば許可が必要となります。

この許可等の運用開始に伴い、必要となる2つの条例改正についてご説明いたします。

4ページにお戻りください。

まずは、第100号議案「長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例」、盛土対策室が所管する盛土規制法関連部分についてご説明します。

条例改正の理由としては、盛土規制法の施行及び許可等の運用開始に伴い、許可等事務の手数料の改正を行うものです。

改正の内容は、法改正に伴い、名称を「宅地

造成及び特定盛土等規制法」に改正、審査内容の拡充に伴い、手数料区分の追加と額の改正、土石の堆積の許可及び宅地造成等の中間検査の手数料の新設を行うものです。

施行日は、盛土規制法の許可等の運用開始日である令和7年5月23日です。

5ページをご覧ください。左側が改正後の手数料となります。「宅地造成」、「特定盛土等」、切土や盛土のことをいいますが、この許可、中間検査、土石の堆積の許可において、土地の面積区分に応じ、金額を設定しております。左側下段は、変更許可の手数料となります。手数料の算出方法の変更はありませんが、同じ算出方法で設定している他の手続きの記載内容に合わせ、条例に記載する表現の変更を行っております。

「宅地造成等規制法」からの改正にはなりますが、抜本的な改正で「盛土規制法」となったため、実質的には盛土規制法で必要となる手続きや審査内容に応じて、新たな手数料を設定した形となります。

以上が、第100号議案の補足説明となります。

少し飛びまして9ページをご覧ください。

第101号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明します。

盛土規制法の施行及び許可等の運用開始に合わせ、盛土規制法の一部の事務の権限を移譲する条例改正となります。

条例改正の内容です。都市計画法の開発許可を受けた工事は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされますが、別途盛土規制法の中間検査や定期報告の手続きを行う必要があります。

今回、都市計画法の開発許可を受けた工事、盛土規制法のみなし許可となる工事といえます。

けれども、それに限り、中間検査や定期報告、これらに付随する事務を県から諫早市に移譲するものです。

施行日は、盛土規制法の許可等の運用開始日である令和7年5月23日です。

10ページをお開きください。盛土規制法と都市計画法の開発許可の手続きを示しております。

諫早市では、盛土規制法の許可の権限は左の県に、都市計画法の開発許可の権限は右の諫早市になります。

真ん中の列、申請者から見た手続きで説明をしますと、まず、はじめに都市計画法の開発許可は、右の諫早市へ申請し、許可を受けます。この時、盛土規制法はみなし許可扱いとなるため、左の県への盛土規制法の許可申請は不要となります。工事着手後は、赤枠で囲った部分になりますが、定期報告や中間検査の手続きを盛土規制法の権限を持つ左の県に行う必要があります。完了の際は、都市計画法の開発許可の完了検査を右の諫早市から受けることとなります。

このように、諫早市で都市計画法の開発許可を受ける工事は、許可申請から完了までの間に、右の諫早市と左の県への手続きが混在することとなります。市と県への手続きが混在することとなるのは、都市計画法の開発許可事務について、県から移譲を受けている諫早市のみとなります。

今回、左の県が行う青枠で囲った部分の事務、定期報告や中間検査の事務を、右の諫早市に移譲することで、諫早市で開発許可を受ける工事は、許可申請から完了まで、全て右の諫早市への手続きで済む形となります。

以上が、101号議案の補足説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【千住委員長】次に、道路建設課長より、補足

説明を求めます。

【北原道路建設課長】 補足説明資料の11ページをご覧ください。

第111号議案「契約の締結について」でございます。

工事名は一般国道382号道路改良工事（（仮称）檜滝トンネル）、工事場所は対馬市上県町の檜滝でございます。

本事業は、対馬を南北に縦断する主要な幹線道路でございます一般国道382号において、幅員が狭小で、見通しも悪く、車両の円滑な通行に支障を来している檜滝地区、延長約2.6キロメートルの区間において、道路拡幅及び一部バイパス整備により、道路の走行性や安全性の向上及び地域振興等を図るものでございます。

工事の延長が135メートル、幅員は全体幅員で7.0メートル、トンネル工135メートル、道路改良工17メートルを施工するものでございます。

契約相手は小宮・イチケン特定建設工事共同企業体で、代表者は株式会社 小宮建設、代表取締役は小宮量浩でございます。

契約金額は消費税を含め9億453万円、工期は令和8年3月25日限りでございます。

12ページに位置図、平面図、標準断面図をお示ししております。

13ページをご覧ください。

総合評価落札方式による入札の結果でございます。

まず、下段の表をご覧ください。応札がありました3者の参加資格を確認後、技術提案や配置予定技術者等を審査し、表の右の方でございます加算点を算出いたします。

次に、上段の表をご覧ください。第1回と書いていますところが入札価格になります。この

入札価格と、先ほどの加算点から、表の右の方でございます評価値を算出し、この評価値が最も高かった小宮・イチケン特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。

その後、仮契約を経て、今回、契約について上程をさせていただいたものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【千住委員長】 次に、都市政策課長より補足説明を求めます。

【田坂都市政策課長】 続いて14ページをご覧ください。

第112号議案「契約の締結の一部変更について」ご説明いたします。

事業名は、高田南宅地整備事業、事業場所は西彼杵郡長与町高田郷でございます。

事業の目的は、土地区画整理事業により良好な住環境を創出するため、幹線道路等の公共施設の整備改善と併せて、宅地整備を行い、都市機能の確保や都市防災上の安全性の向上を図るものです。

事業の概要ですが、設計と工事を一括して契約し、施行面積18ヘクタール、道路築造6.3キロメートル、宅地造成9.5ヘクタールの施工を行っております。

契約相手は松尾建設・西海建設・田浦組・第一復建・ペック高田南宅地整備事業共同企業体です。

現在の契約額54億3,277万2,400円ですが、今回、3億3,031万200円増額し、57億6,308万2,600円に変更するものであります。

契約工期は、令和2年3月19日から令和7年3月31日までです。

変更理由としましては、週休2日モデル工事実施による単価や諸経費の補正、地盤改良の追加、契約期間中に生じた公共工事設計労務単価

及び材料費の上昇に伴うインフレスライド、法
枠工の追加、熱中症対策による補正などを行う
ものです。

15ページをご覧ください。

位置図ですが、事業箇所を赤色で示して
おります。

16ページをご覧ください。

平面図と標準断面図、事業概要を示して
おります。

17ページをご覧ください。

今回の変更内容ですが、まず、週休2日モ
デル工事実施による単価や諸経費の補正を行
うことにより、約1億3,300万円の増額と
なります。

18ページをご覧ください。

次に、造成後の宅地の地盤支持力を確認
した結果、地盤改良の追加が必要になった
ことや、その他、土工事等の数量の変更な
どにより約1億1,400万円の増額と
なります。

19ページをご覧ください。

次に、労務単価や資材単価などの上昇に
伴うインフレスライドにより約4,000万
円の増額となります。

20ページをご覧ください。

次に、道路築造による切土法面について
、切土前の想定よりも岩盤の風化が進行
しており、法枠工の追加が必要になった
ことにより約2,900万円の増額と
なります。

21ページをご覧ください。

最後に、本事業は、熱中症対策に資する
現場管理費補正の試行対象工事であるた
め、実績に合わせて補正を行うことによ
り約1,500万円の増額となります。

以上が今回の変更内容となります。

以上で、第112号議案の補足説明を終
わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上
げます。

【千住委員長】次に、住宅課長より補
足説明を求めます。

【森住宅課長】課長補足説明資料の22
ページをご覧ください。

第113号議案「和解及び損害賠償の額
の決定について」補足してご説明いたし
ます。

相手方は、県営矢上第2団地に入居さ
れている個人の方でございます。

事故は、令和6年8月29日の午前7時
頃、団地内の駐車場で発生しております。

事故の概要としてですが、建物の10階
の外部廊下に設置しております防風スク
リーンが、台風10号による強風で落下
し、当該団地内の駐車場に駐車してい
た相手方の軽自動車に損害を及ぼして
おります。事故現場の状況は、補足説
明資料の23ページに写真を付けてお
ります。

今回の過失割合につきましてですが、
相手方は指定された駐車場所に駐車し
ていたことから、過失はないということで
、県の過失割合を10割と判断して
おります。

損害賠償額は110万4,730円で、
内訳は車両修理費、台車費用、事故車
両のレッカー代であります。

なお、防風スクリーンが落下した住棟
及び同様の防風スクリーンがある住棟
を含め、緊急点検を行いまして、安全
性の確認を行っております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【千住委員長】以上で説明が終わりま
したので、これより議案に対する質疑
を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】第112号議案について
伺いたいと思います。

高田南宅地整備事業の中で、内容を詳しく教えていただきたいと思いますけれども、週休2日制による補正ということで1億3,200万円ぐらい出ておりますけれども、この内容をもう少し詳しく教えてください。

【田坂都市政策課長】 補足説明資料17ページの週休2日達成による補正でございます。

これは週休2日モデル工事実施による単価や諸経費の補正を行うものでございます。この工事の発注方式ですけれども、これは施工者希望型で、週休2日補正係数については、当初は計上せず発注し、契約後、受注者が週休2日を選択した場合に、現場閉所の達成状況、閉所というのは閉じる所と書きますけれども、現場閉所の達成状況に合わせて補正係数を乗じた変更契約を行うというものでございます。

契約書に添付しています特記仕様書の施工条件で、週休2日は4週8休を基本とするが、受注者は工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとするとしており、この工事では、4週7休以上8休未滿を達成見込みであるため、所定の補正係数を掛けて補正を行うものでございます。

【饗庭委員】 ということであれば、今後は4週8休にしていくために、ならない場合にお金を払うということで理解したらいいんですか。

【田坂都市政策課長】 最初の施工条件で4週8休を基本とするということをうたっております。かつ4週6休以上の休日を確保してくださいということで、その間で、今回4週8休には届かなかったんですけど、4週7休以上8休未滿を、これが3月の工事完了予定なのでまだ終わっていないんですけれども、それを達成見込みということであるので、当初、こちらが最初に契約した時は4週6休ということだったんですけど

も、それ以上に休みを実際にとっているということで、その分につきましては、補正係数を掛けて補正を行うというものでございます。

【饗庭委員】 私が聞きたいのは、4週8休で今後はしていけるのか。やはり働く人の休みは必要かと私は思っているんですね。その中で休みがないから、この補正が出てお金が出ているのか。4週6休から4週8休にというのはわかりましたけれども、その辺の実態がどうなっているのかをお伺いしたいというところです。

【田坂都市政策課長】 この実態でございますけれども、これは発注者の監督職員が施工中に出勤簿等で確認を行っておりまして、これは4週7休以上が確保できるということを確認いたしておりますので、それが3月まで続くということでございますので、それを確認した上で今回補正をするというものでございます。

【饗庭委員】 これから4週7休が確保されるということで理解したいと思います。

次のページの地盤支持力等の確認のところで、今回、新たに地盤改良が必要ということですが、これはこの工事全体の何%ぐらいがこの改良が必要なのかお伺いします。

【田坂都市政策課長】 まず、補足説明資料の14ページの方に事業概要ということで付けております。その4番の事業概要、これは9.5ヘクタールの宅地造成を行うものでございます。現在、計画しております地盤改良の面積でございますけれども、この9.5ヘクタールのうち約1.13ヘクタールでございますので、全宅地の割合でいきますと、約11.9%になるというところでございます。

【饗庭委員】 今回、その11.9%がわかったので改良していくということかと思うんですけども、これまでにわからなかったのは、最初から

予測というのは不可能なのか、お伺いします。

【田坂都市政策課長】 補足説明資料の18ページをご覧くださいと思いますけれども、真ん中の方に試験結果というのが書いてあります。造成に当たりましては、盛土、切土ありますけれども、盛土においては当然良質土を盛土して、それをずっと締め固めているというところで、工事の施工とか、品質管理的には問題がございませんが、例示しております試験結果の表を見ると、ちょうど赤で囲っていますけれども、荷重0.75kNで自沈ということで、ここが僅かに地盤の支持力が足りないというところで、ここを除いてはほかのところはピンクで塗ってありますように、これは支持力を満たしているというところでございますので、やはりどうしても実際に施工してみないとわからないというところがございます。当然、先ほど申しましたように、施工に当たっては良質土を持ってきて、きちんと締め固めするんですけれども、やはり後で検査をしたらこういうところがどうしても出てくる場所があるということで、地盤改良を行うというものでございます。

【饗庭委員】 理解しました。そうすることによって、宅地で買う方には、地盤沈下しないと、大丈夫ということで売っていくということでしょうか。確認します。

【田坂都市政策課長】 この地盤支持力の1平方メートル当たりですけれども、30kN/m²以上というところが基準となっておりますけれども、これは建築基準法の施行令などで建物の基礎の仕様に関して規定をされております。許容応力の30kN/m²以上あれば、一般的な木造の平屋や2階建ては、比較的安価な基礎で建築できるということです。この区画整理事業での宅地造成の地盤支持力の基準といたしましては、

この30kN/m²以上としているところでございます。

【饗庭委員】 わかりました。

最後に、熱中症対策による補正が出ておりますけれども、実態として熱中症対策としてどのようなことを行うのか、お伺いします。

【田坂都市政策課長】 熱中症対策の具体的な取組につきましては、発注者の監督員による段階確認など、現場に行った際や現場事務所での発注者と受注者との打ち合わせ時などにおいて確認を行っております。

具体的には、現場作業員への空調作業服の支給であったり、休憩スペースの設置、これはタープを張って日陰をつくったりというようなところでございますが、あと、現場事務所前の作業員専用の自動販売機を設置して、幾らか安くすることで、それは受注者の方がその分補助をするんですけれども、そういうのを設置したり、あとは塩あめの配付などを行っているということを確認しております。

【饗庭委員】 いろんな現場の方、いろんな事業所もたくさん入っておられるかと思っておりますけれども、確実に作業員の方には届いているということに理解してよろしいのでしょうか。

以上で終わります。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】 第112号議案の関連でございます。3億3,000万円の増額ということでございます。この手の中長期的な工事というのは、諫早でもそうですけれども、いろんな社会的状況とか経済的な状況、または自然環境の変化で途中変更を余儀なくされて、今回も出ているというふうに理解はしておりますし、長期的な工事というのはそこが大変だなと思っております。

その中で確認したいのは、令和2年が現工事

の契約ということなので、その当時いなかったもので確認をさせていただきたいんですけれども、これだけ途中、途中変更があつて、何億円もの事業費がかさんでいきます。この事業というのは、県が発注して、最終的には売っていくということですが、この増額した分というのは、その売っていく、要は販売費用に足されていくということになって、今どれくらいの単価というふうに見積もっているのかということを確認したい。こういったシステムになっているのかを確認したいということでございます。お願いします。

【田坂都市政策課長】 これは、全体でまず幾らというところで全体計画を立てて、そこから区画整理事業というのはスタートしております。

当初、全体事業費をはじく中で、工事に幾らぐらいかかるということで、それが委員おっしゃいますように、当然宅地の単価等にも、当然収支というのはありますから、跳ね返ってくることになります。

今回、ずっと増額というところを何回か変更してきておりますが、その中で、当然収支ですのでいろんな出入りがございまして、この工事の今回の増額等が全体事業費をもし超えることであれば、その範囲におさまらず超えることであれば、当然全体事業費の変更もするし、そこは宅地の単価にも影響してくるというところでございます。

今、宅地を幾らでというところの資料を持ち合わせていないんですけれども、一応そういうふうな構成で単価等は決めてくるというところになります。

【大久保委員】 今の説明であれば、全体事業費という言葉が出たので、全体事業費があつて、その範囲であれば変更はしない。全体事業費を

超えれば、またそこは再考すべきであるということでございましたけれども、全体事業費はまだ超えてないと、数回の見直し、増額があつて、全体事業費は超えてないということでございすか。

【田坂都市政策課長】 今、全体事業費につきましては、幾らか超えるというところで、これが町から県が受託した事業になりますので、その辺は長与町の方とも協議をしながら、今、全体事業費については増やすようにしているところでございます。

【大久保委員】 今、計画で全体事業費を超えているということでありすけれども、その単価がどれぐらい増えるとかということの明確な答弁はなかったというところですが、これは県が関わっているというところで、長期的にはそういうことはやむなしということで、冒頭言ったとおりでございますけれども、やはりどこかでそこを一回確認するということ、お示しするというところも議会に対して、またチェックする立場として、でき上がってから実はこれだけ上がってしまいましたと言っても、もうそこは取り返しがつかないところまで投資してしまっている、やっぱりここら辺で一回確認をするのも議会かなと思っておりますので、もう一回その辺の説明をいただきたいと思ひます。

【田坂都市政策課長】 すみません、今、その土地に関する資料はここに持ってきておりませんので。

ただ、委員言われますように、その辺は随時チェックしながら事業を進めておりますので、数字というのはございますので、もしよろしければ後ほどお示しをしたいと思ひます。

【千住委員長】 では、後ほどお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】私も今の議案に関して、ちょっと確認です。週休2日の話だったんですが、結果的に4週7休取れたということなんですけれども、週休2日を導入できるかというのは、私は工期と密接な関係があるというふうに思うんですよね。令和2年3月19日から令和7年3月31日という工期の中で、そもそも、その工期を設定した時に、受けた事業者の方々がそういった働き方で達成する日程だというふうに組んであったのかどうかだと思うんですけれども、その点はどうなんですか。

【田坂都市政策課長】先ほど申し上げましたとおり、この工事の発注方式というものが、施工者希望型というところございまして、最初の発注者側の工期の設定といたしましては4週6休というところで設定をして発注をして、そこで受注者の方が、今、一括施工の工期が約5年ございますけれども、この中で4週7休なり4週8休なりをやるということであれば、この工期内で受注者の方が施工のいろんな期間を設定しながら、この5年という工期の中に入れていくというところございまして、繰り返しますけれども、発注者としては、まずは4週6休でここは工期を設定しております。

【深堀委員】わかりました。そもそも、設計段階では4週6休でして、受けた事業者の皆さんが、単純な話ですよね、人を、人的資源を投入すれば7休にもなるし8休にもなる。ただ、それにはもちろんコストがかかるので、その分を見ますよという考え方なんです。わかりました。

もう一つ、熱中症対策の分ですけれども、かかり増し経費の部分を負担するということです。県は、過去5年間の猛暑日の平均日数を発注する土木工事などに工期を延長するという仕組み

を入れているというふうに思いますが、この工事は、単純にかかり増し経費の分を見るようにしているわけです。例えば近年、猛暑日、酷暑期において、真夏日になった時に工事をストップさせると。だから、当然そこは工期が延びるわけです。そういった仕組みを県は導入しているわけですが、その仕組みと今回の工事はどういうふうに関係しているのか、ちょっと疑問に感じたのでお尋ねいたします。

【田坂都市政策課長】今回の工事につきましては、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事としておりまして、今回、この熱中症対策に資する補正を行っております。

委員言われましたように、近年、結構気温も高くなって、真夏日の日数もだんだん増えているような傾向でございます。

今回の工事につきましては、例えば真夏日で気温が高くなって、それで工事をストップしたとは聞いてないところございますが、傾向といたしましては、昨年より今年の方が真夏日の日数というのは増えておりますので、補正についても少し率が上がっていると。これは全体の日数で補正係数を求めますけれども、やっぱり近年の気温というものが、この率に反映をしているところございます。

【金子建設企画課長】猛暑日を考慮した工期設定というのは今年度からやっていますけれども、それ以前に発注した工事においても、請負業者から猛暑日で工事ができなかったという請求があれば工期を延長できるという規定になっていますので、この場合も請求があれば延長することになると、そういう決まりになっているところございます。

【深堀委員】7月17日に通知を出しているんですよね。猛暑日を工期に加えることができる。

だから、当然猛暑日には工事をストップさせて、熱中症対策で、ものすごく暑い時には工事をストップして事故をなくすという考え方。だから、この契約については、その契約締結時にはなかったけれども、今、そういう通知を出しているので、それはなかったんでしょうね。今回、この工事に関しては、熱中症対策のかかり増し経費の部分は追加でお金を出しているけれども、事業者の方からは、今年の夏、7月17日以降の猛暑日の工期を延長してもらうという要請はなかったということで理解していいですか。

【田坂都市政策課長】そういう申し出はなかったということ聞いております。

【深堀委員】わかりました。建設企画課長、これは非常に有意義な仕組みだったというふうに私は評価をしているんですけども、事業者の皆さんがそこをしっかり認知しているのか。もう今は冬になっているのでいいんですけども、来年の夏に向けては、こういった仕組みをつくっているということを、ある意味、事業者の皆さんに周知徹底を図って、産業別で言えば建設業が一番熱中症が多いわけですので、ぜひその徹底をお願いしておきたいと思います。

もう一つ、第113号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」であります。

これは重大な事故だというふうに思っています。たまたま軽自動車のフロントガラスを破損したということで済んでいるわけですけども、これが、人が乗っていたり、歩行されている市民、県民に直接こういったものが落ちてきたと仮定した時には、とんでもない事故になるわけであって、再発防止策はもちろん書かれてあるわけですが、まず、防風スクリーンというのが、これは全ての県営住宅についてないですよ。これは、そもそもなんでこういった設備になっ

たのかというところにまず疑問がわいたわけですが、そのあたりの状況を教えてください。

【森住宅課長】委員お尋ねの防風スクリーンですが、県営住宅は、505棟県内にございまして、そのうち防風スクリーンがついているのを確認しましたら119棟ございまして、23%程度つけております。

防風スクリーンの役割としましては、公営住宅というのは、公営住宅建設基準という国交省が定めている建設基準がございます。そこには防風スクリーンの設置をするというのは特に義務づけはないのですけれども、基本的に民間のマンションでも多く見られるのですが、強風時に玄関ドア、高層階とか、中高層階の玄関ドアが開閉しにくくなることへの緩和とか、同じくドアを開けた時に雨の吹き込みの防止とか、隣棟からのプライバシーの確保というためにつけているものと認識しております。

【深堀委員】設置をしなければならない基準があるわけではないということで、そもそも防風スクリーンが台風で落下すること自体が、どうなのかなというふうに思うわけですね、強度的な話。点検を行って、この時の台風というのは、そこまで県内での被害は、もちろん台風はそれぞれ強さがあり、進路ももちろん影響するので一概には言えないわけですが、そこまで大規模な被害を受けた台風ではなかった。その程度の台風の時にこういう事故が起こったということを鑑みた時に、本当にこれからまた強い台風が来た時に、今設置されている防風スクリーンが本当に大丈夫なのかという、私は非常に心配をしています。点検した結果、大丈夫だというふうにしっかり自信を持って言えるような状況なのか、その再確認をお願いします。

【森住宅課長】今回の矢上団地で落下しました

防風スクリーンは、実は大型、先ほど防風スクリーンはたくさんあるとは申しあげましたけれども、大抵は1メートル真四角ぐらいのスクリーンですが、今回落下したのは高さが2メートルあったという、後で私どもも気づいたのですが、写真にあるとおり大型の防風スクリーンでございまして、このタイプはこの建物と隣にある建物の2棟しかなかったということは確認しております。

今回、なんで外れたのかということは、ボルト止めしているところが風によってあおられて緩くなって、たまたま10階だったのですけれども、強風であおられたということなので、当然緊急点検をして、この建物、それから隣の建物を含めて、防風スクリーンのものは全て点検いたしまして、固定が甘かったところは再度固定し直したり、今回、落下したところは応急のボードとかを取りつけて落下防止に努めております。

さらに言えば、この建物については、今設計しているのですけれども、来年度、改修しまして、この防風スクリーンは隣の棟ともども違うやり方で改修していきたいと思っております。

【深堀委員】 わかりました。今回、落下した防風スクリーンのタイプは、ほかの県営住宅についているものよりも少し大型で、ある意味、強風にあおられて外れる可能性がほかのところよりも高かったと。今回、この大型の防風スクリーンについては、改修のタイミングに合わせて別のタイプに改修していくという説明がありましたので、それはそれで了解したいと思います。

繰り返しになりますが、こういった県営住宅の設備が台風等によって、これは敷地内に落ちたわけですが、それ以外のところに及ぶ可能性だって当然あるわけであって、施設の安

全的な管理については、これからも定期的な安全点検をしっかりと行うようお願いしておきたいと思います。

終わります。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【中島委員】 第100号議案についてですけれども、長崎県の建築関係手数料条例の一部を改正する条例についてです。説明では、審査項目が追加され、審査時間が増加するための改正ということですが。

建築確認申請につきましては、申請して一定期間を要し、その申請の許可を受けてから、いざ工事をするわけですが、項目も増えて、審査時間が増加するということですが、審査の期間、許可が出るまでの期間、これまでも一定の期間を要していたわけですが、この日数が延びるのか、延びないのかを確認させてください。

【小島建築課長】 まず、確認申請の審査期間でございすけれども、確認申請につきましては平成11年より民間の機関も審査ができるようになっておりまして、現在、県内で申請をされる7割が民間機関で処理をされております。民間機関の場合は、申請の前から事前の相談が可能になっておりまして、実際申請を出されてからどれくらいの期間で出されているかというのは、私どもも把握はしていないんですけれども、残りの県に出されている分については、従来からの区分と同じような流れで進んでいくというふうに認識しております。

【中島委員】 そうであれば、金額が大幅に上がったわけですので、できれば申請を受けた段階で、その審査期間に対しては一定これまでと変わりませんということを一言述べていただければ、申請する方も安心かなと思いますが、その

辺はできればやっていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【小島建築課長】 現在、県の方では県内の限定特定行政庁であります長崎市ほかを含めまして説明会を行うように準備をしております、それは設計者の方向けの説明会であったり、あるいは施工者の方向けの説明会というのを今後丁寧に行っていきます。具体の申請の中身について、そこでご説明をすることによって、審査の項目が増える内容について、実際の審査の期間が短くなるということにつながると考えております。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【ごう委員】 今の第100号議案の関連になりますけれども、7割が民間で、あと残りの3割が県に申請と今おっしゃいました。この資料を見る限り、これまで中規模以上の非住宅だけが対象であったものが、原則全ての新築の住宅・非住宅に義務づけられるということは、大幅に量が増えるんだろうなと思うんですけれども、その3割、県に申請が上がってくるものがどれくらい増量するのかというのは、今、見込みとしてどのような感じで思っていらっしゃいますか。

【小島建築課長】 申請件数については、都市計画区域外の小規模な住宅などが増加するという見込みになっておりまして、現在、県では年間900件ぐらいの申請を受けておりまして、100件の増加が見込まれて1割程度増加するという見込みとなっております。

【ごう委員】 業務が増えることになりますけれども、そのことで職員の増員とか、そういったことを検討される予定でしょうか。

【小島建築課長】 業務量が増えることに関する職員の人数ということですが、今回、手数料の改正を踏まえた業務量の試算では、県全

体で年間約2,000時間を想定しております。この2,000時間といいますのは、職員一人当たりですと50時間ということで想定しておりまして、週当たりでいくと一人1時間程度ということになっております。

実際、法が施行された後でないと具体的な中身は見てはいないんですけれども、現在のところは現在の人員で対応が可能ということです。一方、実際、法施行後に非常に職員の手間が増えるようであれば、その時点で人員等の検討をしたいと考えております。

【ごう委員】 ぜひ、実際に行ってみて、非常に量が増えて負担が増えるようであれば、やはり職員の皆様方の負担は軽減すべきだと思いますので、しっかりと検討していただければと思います。

以上です。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、第100号議案及び第101号議案、第111号議案乃至第113号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可

決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【高稲監理課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました土木部関係の資料についてご説明いたします。

提出しております内容は、補助金内示一覧表、1,000万円以上の契約状況一覧表、陳情・要望に対する対応状況、附属機関等会議結果報告となっております。

今回の報告対象期間は、令和6年9月から10月までに実施したものでございます。

はじめに、資料の2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金について記載しております。

次に、3ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況について、建設工事、建設工事関連の委託、その他の3つに区分し、それぞれ契約状況一覧表から入札結果一覧表の順に添付しております。

次に、360ページをご覧ください。

知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

最後に、410ページから421ページまで、附属機関等の会議結果を記載しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【千住委員長】次に、河川課長より補足説明を求めます。

【小川河川課長】石木ダム建設事業における水

源地域整備計画の素案について、ご説明申し上げます。

水源地域対策特別措置法、通称「水特法」は、ダム等の建設によって、その周辺地域の産業基盤及び生活環境に著しい影響を受ける地域において、その影響を緩和するための各種対策を講ずることによって、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を推進することを目的に、昭和49年に施行された法律でございます。

この水特法の対象ダムとなることにより、各種対策事業の実施に当たり、事業の優先採択や受益者による整備事業費の一部負担など、水源地域を抱える自治体について事業の負担を軽減するメリットがあります。

現在、地域振興策や周辺地域整備計画等について、石木ダム水源地域である石木郷、岩屋郷、木場郷の地元3郷の代表グループと意見交換を行いながら、佐世保市、川棚町とともに、水源地域整備計画の策定を進めております。

今回の素案の公表により、今なお事業に反対されている13世帯の皆様や水源地域以外の川棚町民の皆様にも、地域振興策に対する具体的なイメージをお持ちいただいた上で、ご意見をいただくとともに、石木ダム事業への理解促進につなげていきたいと考えております。

資料26ページにありますように、石木ダム水源地域整備計画における基本理念は、「水源地域にお住まいの方々の生活環境の更なる向上と地域外からの誘客による地域の賑わいの創出」としております。

資料27ページに示しますように、その基本理念を実現するための3つの柱として、「地域住民がより安全安心な生活を送るための地域住民の生活基盤の充実」、「町民がより豊かで活力

のある生活を送るための地域住民の生活の質の向上」、「地域の魅力を発信し、持続的な誘客で地域の活性化を図るための地域外からの誘客による活性化」に取り組んでまいりたいと考えております。

資料の28ページ以降に、ダムの周辺整備のメニュー及びイメージをお示ししておりますが、具体的には、資料28ページでは道路整備や河川整備といった地域住民の生活基盤の充実のための整備を行います。

資料29ページでは、生涯スポーツ振興や地域活性化といった地域住民の生活の質の向上のため、ダム堤体直下広場、貯水池末端のホタルの広場の整備等を行います。

また、資料30ページでは、観光資源の顕在化や誘客環境整備、インフラ活用といった地域外からの誘客による活性化のため、岩屋神社周辺の交流と憩いの場や、木場地区の水汲み場の整備等を行います。

以上、3つの柱から周辺地域の資源を活かした地域づくりを行うよう考えています。

次に、33、34ページには、九州のマッターホルンと言われる虚空蔵山トレッキングを軸とした石木ダム周辺での観光イメージや、他県でのダムによる地域振興の事例を紹介しております。

なお、水特法に基づきます手続の流れについては、35ページのフロー図のとおり、昭和57年12月28日に指定ダム等の指定、平成31年3月29日に水特法第3条の水源地域の指定を受けており、今後は水特法第4条の水源地域整備計画の決定、そして、整備事業の実施の順に進めることとなっております。

引き続き、水源地域整備計画の策定に向け、素案に対して県議会からのご意見とともに、地域住民のみならず、広く川棚町民の皆様のご意

見をお聞きしながら、国、川棚町、佐世保市と協議を行い、早期に整備計画を決定し、整備事業を実施できるよう努力してまいります。

以上で、水源地域整備計画の素案に関する説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【千住委員長】 次に、建設企画課長より、補足説明を求めます。

【金子建設企画課長】 課長補足説明資料の36ページをお開きください。

長崎県インフラDXアクションプランについてご説明いたします。

まず、DXとは、デジタル・トランスフォーメーションの略であり、デジタル技術の活用による変革という意味であります。

具体的には、デジタル技術を活用することで、業務そのものやプロセスを改革し、生産性向上や働き方改革を図ることを指します。

36ページの左側をご覧ください。

策定の背景ですが、本県においては、高規格道路の供用率は6割にとどまり、激甚化する大雨や台風などによる自然災害への対応や、進行する橋梁、トンネル、ダムなどの老朽化への対応など、インフラ整備は道半ばの状況でございます。

また、建設業に目を向けますと、50歳以上の就業者が5割を超え、29歳以下が1割程度で他産業よりも高齢化が進行していることに加え、令和6年4月に時間外労働の上限規制が適用されたことから、将来的に労働力不足が懸念されております。

このため、少ない労働力でこれまでと同様に必要なインフラ整備を行うことが求められており、建設分野のDXによる生産性の向上と働き方改革は急務であることから、官民一体となって

DXの取組を積極的に進めていくため、目指す姿や目標を示した「長崎県インフラDXアクションプラン(第0版)」を策定し、12月に公表することといたしました。

36ページの右側をご覧ください。

目次を掲載しておりますが、全6章となっており、「インフラ分野のDXの取組」と「災害対応におけるDXの取組」の2つの柱で構成されております。

37ページをお開きください。

1つ目の柱であるインフラ分野のDXについてです。

目指す姿ですが、調査、施工及び維持管理などの建設生産プロセスの各段階において、地域の実情を踏まえ、品質を確保しつつ、生産性の向上が図られるよう配慮し、ICT技術の活用等を通じてDXを推進していくということになります。

下の図は、20から30年後の目指すイメージとなっております。

38ページをお開きください。

これは、インフラ分野のDXの取組の詳細を示したものです。測量調査から施工中、完成後の維持管理までの各段階において、ここに示している三次元データの活用やICT建設機械による施工などに取り組んでまいります。

39ページをお開きください。

次に、2つ目の柱である災害対応におけるDXについてです。

目指す姿ですが、平常時より災害に備え、被災を軽減する方策を準備し、発災時には初動対応を迅速に行い、情報収集及び被害軽減に努めるとともに、早急な対応を行うためDXを推進するということになります。

下の図は、20から30年後の目指すイメージと

なっております。

40ページをお開きください。

これは、災害対応におけるDXの取組の事例を示したものです。AIを用いた洪水浸水予測、ドローンなどによる被害状況の把握、Web会議システムを使用したりリモート災害査定などに取り組んでまいります。

41ページをお開きください。

今回は、第0版として公表することとしております。他県においても、第0版を公表した事例があり、その結果、アクションプランに対する意見や様々な最新技術の情報が多く寄せられたと聞いております。

このため、本県においてもアクションプランをより充実させることを目的に、第1版を策定する前に第0版として一度公表するものです。

なお、第1版以降においても、継続して内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【千住委員長】次に、港湾課長より、補足説明を求めます。

【松本港湾課長】令和7年度公共新規要求事業のうち、長崎港元船地区改修事業について、補足してご説明いたします。

同じく補足説明資料の42ページをご覧ください。

元船地区の整備構想につきましては、今年2月の本委員会でご説明し、構想を策定したところですが、その後、事業手法等の検討を進め、公共事業で整備する施設やPFI事業、民間独立採算で整備する施設といった区分がおおむねまとまりました。今回は、公共資金により実施する公共新規事業と一体として行う予定のPFI事業の検討状況について説明させていただきます。

まず、事業概要です。

本事業では、公共事業により、港湾機能の再配置と改良を行い、離島航路の維持強化を図るとともに、民間が主体となり、にぎわい機能も整備することで、周辺地区と調和したにぎわいのあるみなとまちづくりを目指します。

公共事業分は、事業費87億円で、岸壁や道路の改良などを行います。

本事業は、PFI事業と調整しながら整備を進め、全体事業期間は令和7年度から16年度までの10年間で予定しております。

左下の表は、事業実施区分を3色に分けており、右平面図の施設の枠の色と対応しています。

今回の公共新規箇所については、黄色と赤の施設が対象になります。

黄色の枠は、県が実施する岸壁改良など通常の公共事業です。

赤枠の公共資金によるPFI事業は、民間の収益性は低いものの、県の事業負担軽減が可能となる既存施設の撤去や上屋整備を行います。

青枠は、公共新規事業に含まれない民間独立採算事業で対象となる事業で、対象となるのはにぎわい施設、駐車場といった収益が見込める施設です。これらの事業は、民間が県に借地料を支払い、県有地を借りて収益事業を行う定期借地権事業となります。このうち赤枠と青枠については、一体的なPFI事業として公募を行うことを想定しております。

次、43ページをご覧ください。

先ほどの一体的なPFI事業については、随時サウンディングを行いながら検討を進めておりますので、その状況をご説明いたします。

現在、複数の企業が代表企業として本事業に参画したいとの意向を示しており、これらの企業は、にぎわい施設の整備イメージとして、県内農水産品を活用した飲食と海への眺望を楽し

むといった施設を想定しています。

また、別途各社独自のにぎわい機能や離島との連携方法を検討しているとのことです。

にぎわい施設の整備に当たりましては、立面イメージに示すような2階以上で、地区内を安全・快適に回遊できる動線を確保することや、各施設の屋上空間を展望や休憩・休息、イベント等に活用することを条件として加えたいというふうに考えております。

これらの条件につきましては、今後、引き続き実施するサウンディングにおいて実現性を精査したいと考えております。

公募に向けた検討課題としましては、公募条件として、各施設の整備や管理・運営に関する要求水準や、例えば事業期間中の物価変動等に対して、官民のどちらがどこまで負担するかといった官民のリスク分担、また、事業者選定に係る評価基準等があります。これらについては、今後、サウンディングを実施、検討を進め、事業実現性を高めていきます。

最後に、今後の手続についてです。

PFI法に定められている手続に沿い、まず、実施方針の策定の見通しの公表を行います。これは、PFI事業を検討していることを周知するもので、想定の実業概要や事業期間といった情報を外部に公表します。

続きまして、公募の際に事業者を求める条件等を示す実施方針・要求水準書案の公表を行います。ここで案として初めて事業内容の詳細が外部に公表されますが、その後も事業者と意見交換を行い、事業の条件等を決定していきます。

続きまして、公告、事業契約を進めていくこととなります。

これらの手続につきましては、各段階で本委員会へご説明し、進めてまいりたいと考えてお

ります。

想定スケジュールとしましては、括弧で記載しているとおりですが、今後の進捗により前後する可能性があります。

また、整備期間は、先ほどの繰り返しになりますが、全体で10年となる、令和16年度完了を予定しています。

以上で補足説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

【千住委員長】 次に、住宅課長より補足説明を求めます。

【森住宅課長】 資料の44ページをご覧ください。諫早西部団地開発事業者の公募についてご説明いたします。

住宅供給公社が行いました公募につきましては、10月17日に公募を開始し、11月15日までを参加表明の提出期限としておりましたけれども、今回、参加表明をした事業者がおりませんでした。

参加表明者がいなかった主な理由としましては、住宅供給公社が参加意向のあった事業者へ聞き取りを行いましたところ、一つは事業規模が大きく、事業期間が長くなる中で、昨今の資材価格や人件費が高騰する状況から、事業全体の収支が見通せなくなったとの回答をいただいております。

今後の対応といたしまして、年内に事業者が収支を見込める規模に分割、縮小するなど、方針を決定し、確実に複数の事業者の参加が見込める規模となるためのサウンディング調査等を実施した上で、諫早市より早急な宅地供給を求められていることもありますので、年度内の再公募を目指すこととしております。

県としましては、着実な事業進捗が図られるよう、公社に対し適切に指導を行ってまいりた

いと考えております。

以上です。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

土木部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、土木部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 1分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、土木部関係の審査を行います。

午前中の大久保委員からの質疑について、都市政策課長より答弁の申し出があっておりますので、これを許可し、発言を求めます。

【田坂都市政策課長】 午前中の大久保委員からの第112号議案「契約の締結の一部変更について」の質疑の中で、高田南宅地整備事業の事業費の増が土地の売却単価にどう影響するかというところでございます。

これにつきましては、現在、高田南宅地整備事業、この区画整理事業の全体の事業計画というものがございまして、それでいきますと全体事業費が331億2,300万円というところで設定されておまして、その中で保留地処分金ということで、その保留地処分金というのが土地の売却になるんですけど、そこでの単価というのが1平方メートル当たり、これは全体の平均ですが、9万5,700円というところで設定されております。

現在、この全体の事業計画の見直しを行っているところですが、今のところ、これプラス6.5億円というところで全体の事業費を今変更しようとしているところでございます。

このプラス6.5億円でございますが、そのうち2.5億円が補助対象と、4億円については町の単独というところで、当然、補助対象には国費、あと県費が10%の補助なので、その辺の国費、県費が入ってきますけれども、その残りにつきましては、町の単独費を含めまして、町がここは予算を投入するということでございます。

ですので、今現在、事業計画の変更を行っている分の、先ほど言いました保留地処分金の単価については、従来どおり9万5,700円というところでの今設定をしているところでございます。

付け加えますと、これは昭和61年からの事業になりますので、今回、十数回目の事業計画の変更ということになるんですけれども、やはり事業計画の変更の中では、場合によっては、この保留地処分金の単価を見直したりとか、その辺も随時、その時々に合わせて判断しながら、この事業計画の変更を行ってきているところでございます。

【大久保委員】 ご説明ありがとうございます。今のところ、単価は変わらないということのご説明でございましたけれども、昭和61年からの計画で、実際に完成した時に、この9万5,700円が市場価格として、町と話をした時に、事業主体である町、また県としてどのように捉えてあるのか。9万5,700円で十分に売れるという判断なのか。現在のところの判断状況を教えてくださいと思います。

【田坂都市政策課長】 この価格につきましては、あくまでも事業計画で平均の単価というところでございますが、当然、場所、場所によって単価の差があるということと、実際、これを受けて町がどういう価格設定をするかというところでございますので、必ずしもこの平均の単価で売るといったようなことはなくて、そこは町がど

う判断して売却していくかというようなことを今現在は聞いております。

【大久保委員】 今の説明であれば、完成後に町が再度その市場価格を見据えながら設定をして売却をする、このように聞こえるんですけれども、この手の宅地造成だとか、または投資案件だとか、そういったことって、後々、売れなかった時に、そもそもなんでこういう現実的な市場価格を見ずに工事を進めてきたんだ、こういったことも起こり得るんですね。なので、私は委員会で、ここで一応途中経過として確認をしておかなければならないと思っております。

そこあたり、今、明確な答えがありませんでしたけれども、現在地でいいので、市場規模を見ながら、このままいったら、この金額で売れない。これは宅地造成として人口増に関わることなので、町が判断すれば赤字で売ってもいいと思います、町が判断すればですね。

ただ、町が判断しても、とてもじゃない、吸収ができないぐらいの赤字を生むことになれば、そこはなんで県はそういう指導をしなかったんだ、なんでそういうことを一緒に協議してこなかったんだ、こういったことに立ち返りますので、やっぱりそこあたりは今明確な答弁、どこまでの精度かは別として、ある程度の答弁があるぐらいの協議と検討だけは必要じゃないのかなというふうに思いますけれども、そこあたりの見解を教えてください。

【田坂都市政策課長】 委員の言われることは十分わかりますので、今後、町がどれぐらいで売り出すのか、売り出す方法も含めて、その辺は町と十分に協議をしていきたいと思っております。

【大久保委員】 委員会は、今この審査は終わってはいるんですけれども、このことを委員会としてもしっかり先のことを、うまく、きれいに

売れば、それでいいんですけども、もし起こった時に、県側にも、委員会にもそういうふうに返ってきますので、やっぱりそこは残しておきたいというふうに思っておりますので、ぜひともよろしくお願いします。

以上です。

【千住委員長】 次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【初手副委員長】 2点だけ事業内容の件で確認したいことがありますので、お尋ねします。

政策等決定過程の透明性等の資料の10ページの115番に、県北振興局の所管の分で川棚港環境整備工事1工区ということで事業が決定されております。この内容についてと、この整備事業の工事はほかにもあると思いますので、今後の予定等についてお尋ねしたいと思います。

2点目は、同じく11ページの129番、これも県北振興局ですが、東彼杵川の自然災害防止工事が決定されておりますので、この内容等についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

【松本港湾課長】 115番の川棚港環境整備工事1工区ですが、資料の183ページになります。

この工事は、川棚港におきましては、周辺地

域の憩いの場として、また、災害時の防災拠点として利用されるための緑地の整備を平成26年度から行っております。今年度はトイレやあずまや、照明等の設置のほか、園路の植栽工事などを予定しているところです。今回の工事は、そのうちのトイレの2棟の整備を予定しているところです。

なお、この工事に引き続いて令和7年度に駐車場とか緑地につながる道路の整備を行いまして、令和7年度に完了予定ということで進めているところです。

【小川河川課長】 129番の彼杵川自然災害防止工事についてご説明いたします。

まず、施工場所ですが、国道34号の国道橋から上流に約700メートル行ったところの左岸部になります。

工事内容は、老朽化した護岸の改築工事と、堆積土砂の除去を行う工事でございます。現在、既に工事に着手しておりまして、来年の出水期までには完成できるよう努めていきたいと考えております。

また、彼杵川では、令和3年度から緊急自然災害防止対策事業を活用しておりまして、同様の工事をずっと実施しております。今後も、引き続き老朽化対策工事の実施を予定しているところでございます。

【初手委員】 ご説明ありがとうございました。川棚港の環境整備工事の関係については、令和7年度で県が予定している分は終わる。その後は県としての工事は特段予定はしてないと、今の段階ではということで考えていいんですか。わかりました。ありがとうございました。

【千住委員長】 ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質問がないようですので、

次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【田中委員】 まず一つは、令和7年度当初予算要求に向けた公共事業新規事業の事業評価調書の中にある一般県道南風崎停車場指方線（針尾橋工区）これが一応事業認定という形になっているわけけれども、内容を確認してから質問させていただこうと思います。どういう工事をするのか。

【北原道路建設課長】 今ご質問がありました針尾橋工区につきましては、当該のハウステンボス前の交差点が1月に三差路から四差路に変わりました。そのことも伴って渋滞が発生し、その対策として警察から信号現示、右折の矢印の追加などの対策を行っておりましたが、まだ土日において渋滞が若干残っているということから、ハウステンボス側から針尾橋を拡幅して、その渋滞対策を行うものでございます。

【田中委員】 内容をどうするのか、大体はわかっているんだけど、IR対策として、この事業が立ち上がった時にはね。工業団地ができた時に橋が架かった、ハウステンボスができた時にもう一つ橋が架かった。今、大きく4車線になっている。橋の間に蓋をかぶせるというか、補修をして5車線にするというような認識だったわけ。あの当時は12～13億円と私は聞いていたけれども、15億円なかったと思うんだ。

しかし、今回のこの事業は40億円の事業。だから、新しく橋をもう一つ架けてくれるのかなと私は解釈しているんだけど、どうですか。

【北原道路建設課長】 現在、事業費につきましては、当該橋梁がかなり昔に架かった橋梁でございまして、基礎の安定部分について精密な調査をかけないと、その安定度が確認できないことから、調査後の下部工の改良費を含めた分で

の事業費として考えているところでございます。

【田中委員】 私は、この案件には反対の意思を表しておきたいと思います。なぜならば、今、2車線・2車線があつて5車線になる。それはそれでよしとするけれども、針尾バイパスの完成時期、それから、多分ハウステンボス入口の交差点が東彼杵道路の起点になると思う。そう考えるならば、今だって渋滞しています。渋滞しているけれども、あれは受け皿が1車線だから渋滞しているので、針尾バイパスの方に行く車線が1車線だから、あそこは2車線になるわけだ、針尾バイパスが2車線にね。

だから、2車線になれば半分で済むわけだからね。直進が、崎岡町早岐線という県道が入る、これが1車線。それから、205号に行く国道が、右折帯ということになると1車線、4車線は最低でも、出るだけで行くんだよ。だから、今の橋はそのまま出るような橋にして、あと、新しくもう一つ、土地がなければとにかく、土地はいくらでもあるわけだ、いくらでもという言い方はおかしいけれどもね。だから、入ってくる2車線と205号から来る左折帯を優先してやるならば3車線、プラス橋梁に歩道がないので、ハウステンボス側に。

そういう新しい橋を架けていただいた方が、40億円かけるならね、私はそっちの方がベターだと思う。40億円という数字がなんで出てきたのか、びっくりしているんだけどね。当時はそうなかった、15億円もなかったと思う、私の記憶では、12～13億円だったと思う。・・・5車線にしますと。しかし、5車線にするより、今のままでいいから新しく橋を一つかけてくれと。40億円あれば私はできると思う。だから、将来の話を兼ねてやってほしいなど。ぜひこれは考え方を改めてほしいと。

私の自宅から150メートルぐらいかな、目の前なんだよ。交通渋滞しているといつも地元から怒られている。せっかくやってくれるなら、そうしてほしいな、新しい橋を造ってね。名前はIR橋でもいいよ、駄目になったけど。そういう方向転換をしてもらわんと、40億円の無駄遣い、これは。という意思表示だけしておきたいと思います。

もう一つは、時代とともに高規格道路を含めた高速道路の長崎県の構想が、いまだあんまり進んでないということの話をしたい。

まず、県北でいうと、西九州自動車道が全線開通になるのがいつ頃なのか。それから、それに準じて針尾バイパス、これは4車線事業です。西九州自動車道も4車線事業をやっている、この前、びっくりしたけれども、幸い、みなとインターからは一部供用開始している。それから、西彼杵道路、これがまだ進まないのがちょっと。東彼杵道路は、これはまだ事業にも満たない。

西九州自動車道はさておいても、東彼杵道路、西彼杵道路においては、完成すれば環大村湾という、長崎県の一番の基幹道路になると私は思う。そうすると、ハウステンボスからスタジアムシティまで30分で来れる路線ができるわけだから。県営バスには路線バスを早くせろと私は言っているけれども。環大村的な発想で言うと、東彼杵道路、西彼杵道路の進捗を図らなければいかん。ここら辺の進捗度合いをあらあらでいいから聞かせてください。

【北原道路建設課長】委員がおっしゃいます環大村湾に関する道路については、主要な幹線道路が位置しておりますので、その整備は非常に重要なことだと考えております。

その中で今ご質問がありました東彼杵道路につきましては、現在、国の直轄事業で環境影響

評価を行っているところでございまして、今、調査に入っております。その後、評価の結果を踏まえ、次の手続に進んでいくものと思っております。

2番目にございました西彼杵道路につきましては、令和4年度に大串白似田バイパスを事業化しております。現在、具体的な設計を進めておりまして、設計に関する水の問題などの調査を進めているところであり、着実に進んでいるものと考えております。

【田中委員】環大村湾構想からすると、西彼杵道路、橋で100円、西海橋で100円、200円取ってるね。これは、もう20年、30年たったから、やっぱりもうそろそろ無料化の方針を出すべきだと思ってますよ。西海橋も、もう20年たちましたからね。

そういう意味からすると、いつ開通するかわからないけれども、私の考えよ、西九州自動車道が10年先、針尾バイパス、これも10年先。西彼杵が、どうだろう、15年先ぐらいか、東彼杵は20年先ぐらいかな。東彼杵は、もう30年待っているんだけど、まだスタートできない。

そういう実態をね、しかし、それでも20年先には環大村湾ができると。ぜひ大きな構想で、予算を若干注入しても進捗を急ぐべきだと思います。

もう一つは、なぜ道路が混雑するか。これは交差点の改良で混雑は解消できる。私が関係しているというか、近くだから、ハウステンボスの入り口の交差点は、交差点の改良でできるんだ。それから、西九州自動車道の大塔の問題もある。それと最後は、これも二十数年、進まないけれども、202号の中間点になる田子の浦交差点、これは四差路の交差点を三差路までやったけれども、あと1差路だけが、これは若干佐

世保市の責任なので無理筋があるけれども、交差点改良という意味からは、県が地元に発表したわけだから、ぜひお願いしたい。

この3つの交差点について見解を聞かせてください。

【北原道路建設課長】各交差点における渋滞が発生していることは、県としましても認識しているところでございます。現地にも実際に行って確認した部分もございます。

ただ、その対策としましては、各交差点ごとにそれぞれの問題点がございまして、その問題点を再度確認した上で、その対策については、いろいろ研究してまいりたいと思っております。

【田中委員】大塔交差点にしろ、ハウステンボス入り口交差点にしろ、国との関係もあるから、いろいろと難しいところもあるかもわからんけれども、県は県の立場をはっきり伝えるべきだ。どうも国道事務所の担当者にそこまで伝わらないようなところもある。私は、最近、国道事務所の関係の皆さんに接触しているけれどもね。

そして、田子の浦交差点は、佐世保市と話し合いをしなきゃ。一時期進んでただけどもね。田子の浦一陣の内間の市道と202号の延長は、国道だけれども、県の管理です。管理権というか、県道・市道の関係、国道・市道の関係を交換してやろうというような話が2年ぐらい前から進んでいると私は思っているけれども、県北案件なのか、あなたたちはやっているのかどうか、本庁でね、佐世保市との交渉を。田子の浦一陣の内交差点の市道部分と202号の最後の部分はね。

この点についてわかれば、これは道路維持課なのかな、よろしく。

【田崎道路維持課長】田子の浦交差点のお尋ねでございます。

田子の浦交差点は、国道202号、県道平瀬佐世保線と市道の交差点になっております。市との協議につきましては、県北振興局と市で今協議を行っております。県でやるべきは交差点改良のところでございまして、こちらの方は今年度、1件の用地の補償ができたということで、引き続き、用地の進捗を図っていきたいと考えております。

【田中委員】田子の浦に関していうと、20年進まない。あそこ、202号から来て早岐駅の方に右折ができないんですよ。なぜかという、信号がすぐ赤になるからね。青になったって直進車がどんどん、どんどん来る。向こうの右折車が逆に止まれば、もうにっちもさっちもいかなような形だ、20年。歴代の技監さんが責任を持ってやるということで3代ぐらい、私はお願いした記憶があるけれども、どうもうまいかないので。これは佐世保市との話し合いです。ぜひ進めてほしい。

また、それに加えてもう一つ、早岐川の関連で佐世保―平瀬が一種の3車線構想です。中央を右折帯に使うということで拡張する、田子の浦交差点と早岐橋との間をね。これがもう一つ入ってきて田子の浦交差点がより重要性が増してきている。

地域の問題なので、本庁の皆さん方はあまり認識してないかもわからんけれども、ぜひ県北と連絡を取り合って進めてほしい。全て20年、30年の案件なのよ。ここはもう少し問題の先送りをしなくて、その時その時解決していくような方法をぜひ考えてほしいなど。

要望でも構いませんので、よろしく願いして、終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】何点か質問をさせていただきたい

と思います。

まず最初に、部長説明の中から、「石木ダムの推進について」というところで、午前中、石木ダム水源地域整備計画素案のご説明がございました。その中で、「今後、川原地区にお住まいの13世帯を含む町民の皆さんに周知説明を行ってまいります」というふうに書いてあります。その計画がどのように進んでいるのか、教えてください。

【岩永河川課企画監】石木ダムの水源地域整備計画の素案ですけれども、今回まとまりましたので、今委員会で説明をさせていただきました。

今後の予定ですけれども、川棚町内の新聞折り込みチラシ「水のわ」や、県ホームページでの公開により広くお知らせをする。それとともに地元の3郷、石木郷、岩屋郷、木場郷で説明会を行うなどして町民の皆様から広くご意見をいただき、可能な限り反映をさせていきたいと思っております。

事業に反対する13世帯の皆様に対してですけれども、現在、県から13世帯の皆様へ、今回の再評価に伴う事業計画の変更であるとか、この素案の説明、こういったものの説明する機会をいただくよう申入れを行っております。

その中で、その機会をいただけるようであれば、その中で水源地域整備計画の素案についても説明をしてまいり、何とか事業へのご理解、ご協力をいただけるようお願いをしてまいりたいと思います。

【饗庭委員】その町民への説明がいつぐらいになるかということ。

その13世帯の方へ、これまで申入れをしても、なかなか会えていないという状況かと思うんですけれども、そこをどうやってお会いできるような形で進めていくのか、お伺いします。

【岩永河川課企画監】まず、13世帯の方に対してですけれども、11月7日に事業に反対する方々でつくられる市民による石木ダム再評価監視委員会という市民団体から申入れがあります。その中で技術的な疑問点等については、13世帯の方も疑問に思っておられるところがあるので説明をお願いしますということの要望がっております。

それを受けまして、県から13世帯の方に説明の機会をいただくようお願いをしております。その市民委員会に対しましても、13世帯の方の了解がいただけるならば、その説明会の中に同席をしていただくということをお願いをされているという段階でございます。今現在、そこで調整をさせていただいている状況でございます。

【饗庭委員】今の説明は、本会議場でも聞かせていただいたかなというふうに思います。その中で今までできなかったものを、市民による石木ダム再評価監視委員会も含めて、どうやって本当に説明会ができるようにしていくのか、その具体的などところをお伺いします。

【岩永河川課企画監】そこにつきましては、やはりお願いというところになってしまうんですけれども、市民委員会の方々を入れての説明会というのは、これまでは実現してまいりませんでした。

その中で、県としましては、これまで事業認定取消訴訟の判決とか出ていの中で、ダムの必要性に関する議論をする段階にはないという認識ではいるんですけれども、ただ、その13世帯の方が疑問に思っておられることに関しては、説明を尽くさなければいけないということがございまして、今回、13世帯の方に申入れを行いました。具体的に今の段階で、いつということ

は、まだ調整中でありまして決まっておりませんけれども、できるだけ実現できるようにお願いを続けていくということを考えております。

【饗庭委員】 ずっとお願いをと言われていたんですけども、最終的にいつまでという期限を切られているのか、お伺いします。

【小川河川課長】 事業に反対しておられます13世帯の皆様には、11月25日に説明会の開催ということで文書を出させていただいております。その中でまだ正式に返事はいただいておりますけれども、今後、職員が聞きに行ったり等して日程を調整いたしまして、可能な限り、そういった機会をいただけるよう、最大限努力していきたいというふうに考えております。

【饗庭委員】 可能な限り進めていかれる中で、ほかの川棚町民の方にご説明をしていって進んでいったとしても、その方々に説明ができない場合は、この素案の説明会のお願いをずっとしていって、期限がどこまでかというところで期限を切らないのかと聞いたんですけども、それがないとずっと説明をしていって進まないということになるのか、お伺いします。

【小川河川課長】 特に13世帯の方々には、いつまで返事をくださいという期限は設けておりません。もしそういった説明会が開催できない場合は、個別で説明に行くというようなことも検討していきたいと考えているところです。

【饗庭委員】 個別におっしゃったので再度お伺いしますが、個別にというのは、13世帯の方を1世帯、1世帯ずつ行って納得いただくということでしょうか。

【小川河川課長】 個別ということですので、1軒1軒行くというようなことになろうかと思っておりますけれども、その中で説明を聞いていただけるよう努力したいと思っております。

【饗庭委員】 素案では20年後、30年後と、せっかく描かれているので、それを目的として進めていくには、やはりこの13世帯の方との話し合いがうまくいかないと、ずっと進んでない。前回も多分言ったと思うんですけど、ずっと両方とも、片や事業を進めたいけど、片や反対で、ずっと両方とも苦しい状況が続くかというふうに思います。

そこで、部長にもお尋ねします。本会議でも言われましたように、知事が前回答弁をした中で、市民による石木ダム評価監視委員会への説明を13世帯も含めてということでしたけれども、個別にしてもどうかというようなご質問もあっていたというふうに思います。それに関して再度お伺いします。

【中尾土木部長】 まず、技術的な疑問点等につきまして、我々がまず説明を尽くさなければいけないのは、反対しておられる住民だと考えております。再評価委員会からも説明を尽くすように。またそれと同時に、これまでご賛同いただいている方のお気持ちにも配慮して、同時に今回改めて定めた最終的な事業期間までにしっかり完成させるように、そうした意見もいただいております。

そうした中で、まずは反対しておられる住民に対してご説明をさせていただく機会を設けたい。その場に反対しておられる皆様にご理解いただければ、市民委員会の方々にもご参加いただくという形でまずは実現できないかというふうに考えております。

【饗庭委員】 ぜひ双方歩み寄れたらいいかと思っておりますけれども、県としても何か参加しやすいようなことを考えて進めていただければと思います。

次に、諫早西部団地開発事業者の公募について

てお伺いします。

今回、参加者の表明がなかったので、今後、対応案としては分割していくということで、年度内の再公募を目指すということです。日程も含めて今後の予定を教えてください。

【森住宅課長】お尋ねの諫早西部団地の開発事業者公募ですけれども、先ほど申し上げたように、事業者が一括では来なかったと。今後、分割するにしても、一部の規模を縮小するにしても、まず、県と諫早市、それから事業者である公社による検討会を年内に開きます。その検討会で素案といいますか、こういうやり方でのうのを決めた後に、いきなり公募するのではなくて、やはり地元の方、今まで48社ほどヒアリングというか、サウンディングをしているんですけど、その方以外にも声を聞いて、これなら自分のところでも応募するということまで、もうちょっと確度をつけて、そこをヒアリングした後に年度内に再公募したいと思っているところでございます。

【饗庭委員】再公募する、またヒアリングをするということなんですけど、今回もヒアリングをして行われたということなので、そこにヒアリングをしたけれども、なぜこういうことになったのか、参加者がいないというふうになったのか、どういうことが原因か、教えてください。

【森住宅課長】私ども、今回、一括公募する前提で委員会にもお示ししましたとおり、応募者が、意欲を示している方がいらっしゃるということをお知らせしました。その意欲を示している方は実際応募はされなかったもので、公社の方からお話を聞きました。

まず一つは、事業の規模が21ヘクタールぐらいあるんですけど、広過ぎて、買うのはいいんだけど、全部を一遍には当然手をつけられない

と。そうすると、長期にわたる工事になって、その保有コストというか、使わない、要するに持っているだけの時間が長いとか、その間に資材高騰とか人件費高騰があって、10年後とかそうなった時にどうなっているかわからないみたいな話があって、そこはちょっと見通しがきかないので、もうちょっと短いスパンで売却なり事業収支が取れるような形でだったらというお話がありました。

今回、そういう意見を聞いているものですから、先ほど申し上げたように区画を小さくするとか、分割するということを考えていきたいと思っております。

【饗庭委員】ぜひそういう点を含めて、なるべく公募があるようにしていただければというふうに思います。

次に、先日、雨の時ですかね、琴海と時津で倒木があったかというふうに思うんですけれども、危なそうな木とか倒れそうな木の道路点検は、どのようにしておられるのか、お伺いします。

【田崎道路維持課長】先日の暴風の際に、琴海と時津の国道206号で倒木が発生して通行止めとなり、ご迷惑をかけた件がございました。

こちら道路敷内の木ということでありましたが、街路樹ではなくて、自然に生えたり、昔から生えている木で、一つ一つの木の点検、調査自体は行っておらず、法面とかと併せて調査をしている状況でございます。

【饗庭委員】今後も風や雨がひどい時には、そういうことになるおそれがあるというふうに思うんですね。そうした場合に、一本ずつの点検は非常に難しいのかなと思うんですけれども、倒木することによってすごい渋滞というか、全く動けない状態になり、県民の皆さんは非常に

困っておられるという状況なんですけれども、今後に対しては、危険な箇所とか、こういう倒れる危険のある箇所は、なかなか難しいんでしょうけれども、そういうところの点検はどうにかしてできないのか、お伺いします。

【田崎道路維課長】 今回のケースは、歩道に植わっている街路樹とかではなく、自然に山に生えているような木であり、一本一本点検するのは難しい状態でした。しかしながら、こういう事態が起きましたので、同じような状況に生えている木はパトロールで点検したところでございます。

今後も、状況に応じて、そういう箇所についても点検パトロールをやっていきたいと考えております。

【饗庭委員】 ぜひ点検パトロールを行っていただき、危険なものは早めに切っていただければというふうに思います。

次に、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生戦略の進捗状況一覧の19ページ、3-1の防災・減災対策のための国土強靱化の推進の中で、危険ブロック塀等の除去をする市町の数ということで、現在、16市町ということになっていて、達成率が31%となっているんですけれども、ブロック塀は結構危険かなというふうに思うんですが、あとの5市町に対して、県としてはどのように進めていかれているのか、お伺いします。

【森住宅課長】 お尋ねの危険ブロックの除却事業ですが、内容は、平成30年に大阪で地震がありまして、小学校のブロック塀が倒れまして、そこに通学されている方が亡くなったという痛ましい事故から始まっております。

この事故を受けて、私ども、全国的に危険ブロック塀を調査し、その所有者に対しては、それぞれの自治体で、除却してくださいと文書と

かでお願ひするんですけれども、なかなか進まないで、こういう補助をしたということになっております。

ただ、この補助を基本的に県が市町と一緒に行う場合は、住民税非課税世帯ということで所得が低い方を対象にしていまして、それ以上の方はご自分でということをお前提にしているものですから、なかなか進まないとは言わないんですけれども、対象が上がってこない。

市町については、本当は21市町全部でやりたいところではあるんですけれども、私ども、お願いはしているんですけれども、賛同いただいているところが、その数だということで、進捗は思わしくないところでございます。

【饗庭委員】 そういう中で令和7年度までには21市町ということになっておりますけれども、今後、どのように進めていって、あと1年ちょっとしかございませんけれども、そのあたりを教えてください。

【森住宅課長】 現状はそのような状況ではあるんですけれども、21市町に広げたいということで、周知と、万が一、本県ではなくても近隣で地震があつて被害が起こるようなことがないように、真摯に市町にご説明して理解を広げていくということしか、今のところ、できかねるかなと思っております。

【饗庭委員】 ぜひ危険なところはちゃんとしていただいて事故のないようにお願いしたいと思います。

最後に、令和7年度新規要求箇所評価調書の電線共同溝事業についてお聞きしたいと思います。23ページです。

この中で、今後、国の政策の下、無電柱化をしていかれるというふうに思うんですが、今の状況と、今後どの辺まで進めていくのか、教え

てください。

【田崎道路維課長】電線共同溝につきましては、今、第8次電線共同溝の計画を立てて進めております。地震の時に電柱が倒壊して道路が通れなくなったという事例がございまして、県でも緊急輸送道路に立っている電柱から、順次、電線共同溝の事業を進めているところでございます。事業費と期間がかかるので一気に整備を進めるのではなくて、現在整備中の電線共同溝の延伸としてつなげていっており、主に市街地部から順次工事を行っております。

【饗庭委員】そういう状況の中、県としては、無電柱化を全てにするとしたら何年ぐらいかかるか、わかったら教えてください。

【田崎道路維課長】電線の地中化を全部整備しようとするのと相当な距離もあって、期間も予算もかかるということでございます。まずは地中化と併せて、電柱を道路からなるべく離れたところに立てるという施策も行っており、少しずつでも危険な箇所を除いていきたいと考えております。

【饗庭委員】危険な箇所をぜひ進めていただき、これが実現すると停電とかもなくなるのかなというふうに思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

以上で終わります。

【千住委員長】ほかに質問ありませんか。

【外間委員】1点、道路問題について質問いたします。

一般県道俵ヶ浦日野線の赤崎工区についてのお尋ねであります。この事業の延長と総事業費と進捗についてお尋ねいたします。

【北原道路建設課長】一般県道俵ヶ浦日野線ですけれども、事業延長としまして約2.9キロ、全体事業費は約70億円を見込んでおるところで

ございます。

現在の進捗としましては、地元説明会の後に本計画と関係がある造船所や米軍施設と事業の調整を行ってきており、今般、事業調整も概ね整ってきたことから、今後は個別の用地協議に入ってまいりたいと考えております。まずは、必要な用地取得を示す幅杭を打設したいと思っておりますので、許可をいただいたところから、その打設に入っていきたいと思っております。

引き続き、地域の方々の協力をいただきながら事業推進を図ってまいりたいと考えております。

【外間委員】2.9キロ、事業の全体費用を70億円と見込んで、今現在の進捗について、数値はどうかということはないけれども、用地取得に向けて地区の皆様方と調整を行いながら進めていくということの回答をいただきました。

実は、この道路につきましては、これからの佐世保市の観光産業を進めていく上で重要な地域であり、また、長い間、石岳動植物園である森きららであるとか、あるいは九十九島観光公園といえますか、昔の県立コロニーの跡地を利用して新たな観光地としてこのような公園を造って、特に大型クルーズ船が佐世保に入港した際の国内外の観光客を誘客するという意味で非常に大切な地域であると、観光産業の振興の面でも期待している道路であります。現況はご存じのとおり、大型バス、大型トラックが狭隘な道路を離合するということで、運転に大変技が必要な地域で事故のないようにやっているけれども、狭隘な道路を改良するにももう限界があるということで、赤崎地区に道路を一本つくることによって、行きと帰りの離合を円滑にやっていくことで、地域の皆様方の安全確保と、そして観光産業を取得する意味で極めて重要な道

路であるということで期待をしております。この地域に住んでいた故吉村庄二先生や、今の佐世保市長の宮島大典さんが県議会議員になってすぐ、私と一緒にこの道路についての提案をさせていただいたところで、私も少し思い入れがあるものですから。しかし、どうも進捗が進んでいないのではないかと。あれから年数がたつ割には進捗は何%ですか、ゼロに近いんじゃないですか。

そういう意味で進捗率を確認したところではありますが、その点についてもう一度、道路建設課長のお答えをいただければと思います。

【北原道路建設課長】今、計算したところでは、事業費ベースですと、2億3,000万円ほど、これまでに予算の執行をしているところでございます。全体事業費が70億円ですので、委員おっしゃるとおり、数字としては進捗率はまだまだということでございまして、引き続き事業推進に努めていきたいと考えております。

【外間委員】 進捗しない理由として、SSKとか米軍基地とか大変重要な場所に道路を建設していくということで、相当苦慮されていると理解はしております。そういう中において、何としても進捗率を高めていくことこそが、大きく前に進んでいくことにつながると思っております。

どうぞひとつ、この事業については格段のお力添えを賜いますよう、よろしく願いいたします、終わります。

【千住委員長】 ほかに質問ありませんか。

【初手副委員長】 それでは、質問をさせていただきます。

私からは、石木ダム水源地域整備計画の素案の件についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。資料は35ページの一番最後です。

今日、資料をいただいておりますけれども、まずは、素案が11月定例会に提出されまして、これから具体化されていくというふうに位置づけられると思います。今まで時間をかけ、協議をされてきまして、まずは素案ができて公表できたということは、大きな一歩ではなかろうかというふうに思っております。

今日の説明で、素案の内容の基本的な分については説明がありましたのでお尋ねいたしませんけれども、要は、3つのポイントを押さえてありますので、あくまでも素案でありますけれども、ここに書かれている内容等について、実現に向けてこれから県、佐世保市、川棚町、地元で協議をしていただきたいと思います。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、今回の資料の一番最後のところですね、タブレットの35ページです。石木ダム建設事業における水源地域対策特別措置法の手続フロー図というのがここに載せてあります。これでいきますと、中段に横に点線を引いてありますけれども、現時点ということで書いてあります。これが今のタイミングといいますか、ここに今立っているというふうに理解をいたしております。今までいろんな手続をしてこられましたけれども、これからは周辺地域整備計画をそれぞれ練りながら具体化して、都道府県知事により整備計画の原案を作成して、国交省の整備計画の決定を受けて、その後に整備事業の実施ということで地元の事業を実施していくという流れになると思います。その後、具体的な事業に取り組み、具体化をしていくということになるんだと思います。

実質的に今回の委員会の答申で令和14年がダムの完成というふうに位置づけられております。私は、地域振興策の完成とダムの完成は同

時に進めるべきじゃないかというふうに基本的に思っております。終点が明確になりましたので、逆算していった時にどのような日程、工程等になるのか、その辺について現時点でわかる範囲でお答えがいただければありがたい。

といいますのも、今から地元説明、地元の要望をお聞きになると。それを受けて具体化を進めていって、設計、あるいは財政的な話も当然すり合わせが必要になってくるでしょうから、そうポンポンとはいかないというふうに思いますので、その辺の見通しについてまずお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

【岩永河川課企画監】 今、委員からお話がありましたとおり、今回の素案につきましては、今後、川棚町民の皆様に広く周知を図りまして、様々な意見をいただき、それを可能な限り反映していきたいというふうに考えております。その後につきましては、財政の話もありましたけれども、佐世保市、川棚町と協議を行いながら、水源地域整備計画の原案を作成し、川棚町長、佐世保市長、県議会の皆様に意見を伺って、国土交通大臣に申請を行い、決定を受け、整備事業に着手するという流れになります。

その中で、現段階としましては、整備内容が確定していないため、何年からというのははっきり申し上げられないんですけれども、おっしゃるとおり、ダム事業完成予定年度の令和14年度末に、この水源地域整備も完成しなければならないというふうに考えておりまして、できるだけ早い時期に、この計画を確定し、事業を実施してまいりたいと思っております。しっかりと進捗管理を行いながら、事業を推進してまいりたいと思っております。

【初手副委員長】 年度を設定するのは今からだと思いますので、これ以上は無理な面もあるか

と思います。要は令和14年度が最後になるんだと。それから逆算して今から進んでいく中で出てくると思います。地元の説明会というのも、確かに13世帯を今回は明確に対象にして説明することによって、一人でも二人でも理解をいただくという形が生まれてくるのではないかと。今までそういう機会がなかなかできなかったわけですから、まちづくり、地域づくりの内容を説明することによって、より幅広く、反対の方も含め、地元の協力者の枠をたくさん広げていけるんじゃないかというふうに期待をしております。具体的にどのように進めていくか、これからいろんな面で大変だと思いますけれども、よろしくお願いしておきたいと思います。

先ほどもお話がありましたけれども、反対者との、いわば接触を図っていくということについては、今後、進めていく中で、いろんな方に仲介をお願いしながらするとか、その辺の特別な手法というのは、特段今の段階ではお考えはございませんか。

【小川河川課長】 委員から話がありました特別な方に仲介に立っていただくとか、そのような具体的なことは、今現時点では考えていないところです。

【初手副委員長】 なかなか具体的に言えないところもあるかと思います。要は、いかに話し合いの場を設けていくか、それが一番大事だというふうに思いますので、県当局の地域振興策を含めた理解を求める取組に今後期待をしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

【初手副委員長】 委員長を交代します。

【千住委員長】 1点だけですが、県立運動公園の使用についてです。

陸上競技場は、V・ファーレン長崎の本拠地が、PEACE STADIUMができてこちらになったと。Jリーグになる前の横浜フリューゲルス時代から本拠地は陸上競技場でした。当時からプロサッカーが使用するというので、フィールドの芝の管理が非常に厳しくなって、市民、県民の方々が非常に使いにくいというようなことがあった中で、V・ファーレン長崎がこちらに移動してきたということで、陸上競技場も国体の時にきれいになりました。今後、陸上競技場の使用について、どんなふうにもっていくのか。

また同時に、あそこに野球広場があるんですけども、あそこの年間のスケジュールでJリーグの公式戦があるかもしれないということで、年間の当初の予定で、ほぼJリーグで埋まっていて、ほぼ使えない状況になっております。あそこを前まで使っていた団体が全部外に逃げてしまっているんですね。ほかの施設を利用するために逃げていると。それを戻すための対策もしていかないといけないんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、運動公園の使用につきまして、今後、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

【田坂都市政策課長】 県立総合運動公園についてのお尋ねでございます。

まず、陸上競技場の中の芝の問題でございますが、これについては前回の委員会でも、ほかの委員からも質問があったところでございます。これはV・ファーレン長崎のホームグラウンドということで、今まで夏だけじゃなくて冬芝についてもJリーグ仕様ということで結構レベルの高い管理をしてきたところです。これはV・ファーレン長崎の本拠地が今度スタジアムシティの方に変わりました。これを昨年度から公園

の指定管理者を募集する時に、冬芝は、結局、V・ファーレン長崎の試合がなければJリーグ仕様にする必要もないし、当初は冬芝を完全にやめてしまおうかというような話もしていたんですけども、関係協会の要望とか、あと、こちらの委員からの要望等いろいろございまして、検討した結果、今、ここ一月ですけれども、冬芝についてはそのまま、今年は存続させて、先ほど委員長が言われましたように、今までV・ファーレン長崎の試合があると、その1週間前ぐらいから使えないということで、試合があったら、今までJリーグの試合がなかった時に使われていた方々が、ほとんど使えなくなっております。

そういうこともあって、冬芝をとりあえず今年度引き続きやって、ただ、その管理につきましては、Jリーグ仕様までのレベルの高い維持管理というのは、なかなかできないので、そこは少しレベルを、言葉は悪いですけど、ちょっと落として維持管理していこうということで、今、冬芝を張る作業をしております。早速、今月中旬の日曜日にサッカー関係の大会があるというところですので、それが開かれるということで、それに向けて冬芝の整備を行っております。

この大会もですけれども、これまでそこでいろんな大会を行いたいという声も指定管理者の方であるとか、あと、各協会の方にも届いているということは十分わかっております。その辺、今年の冬の利用状況を見ながら、来年度以降、その辺をどうしていこうかというところもあります。

先ほどお話がございました野球広場につきましても、今度から使えるようになりますので、その辺の利用状況が今後どうなるかというのを

見ながら、来年度以降の維持管理を考えていきたいと思っております。

【千住委員長】今の時期に令和7年度の年間スケジュールということで競技団体の会合があったわけですが、今まではそれがほぼできなかったということになりますので、ぜひ多くの団体に利用してもらえるように働きかけをお願いしたいと思います。

また、サブトラックの件も選手の声もたくさん上がっておりますので、サブトラックの件もぜひよろしく願いいたします。

以上です。

【初手委員】委員長を交代します。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、土木部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時41分 休憩 —

— 午後 2時41分 再開 —

【千住委員長】委員会を再開いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時41分 散会 —

第 2 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月10日

自 午前10時 0分
至 午後 2時 9分
於 委員会室 3

国際観光振興室長(参事監) 小宮 健志 君
物産ブランド推進課長 松尾 泰子 君
国際課長 貝淵 裕幸 君
国際課企画監 久間 哲彦 君
(平和推進・国際協力担当)
スポーツ振興課長 川瀬 亨介 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 千住 良治 君
副委員長(副会長) 初手 安幸 君
委 員 田中 愛国 君
〃 外間 雅広 君
〃 深堀ひろし 君
〃 中島 浩介 君
〃 山本 由夫 君
〃 饗庭 敦子 君
〃 本多 泰邦 君
〃 大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

ごうまなみ 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 伊達 良弘 君
文化観光国際部政策監 村田 利博 君
文化観光国際部次長 加藤 一征 君
文化振興・世界遺産課長 園田 貴子 君
文化振興・世界遺産課 園田幸四郎 君
企画監(世界遺産担当)
ながさきピース文化祭課企画監 小柳 剛志 君
(国民文化祭事業担当)
ながさきピース文化祭課 早稲田みどり 君
総括課長補佐
観光振興課長 長野 敦志 君

6、審査の経過次のとおり

―― 午前10時 0分 再開 ―

【千住委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

なお、ごう委員から欠席する旨の届け出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、ながさきピース文化祭課山浦課長から、本委員会を欠席し、早稲田総括課長補佐を代理出席させる旨の届け出が出ておりますので、ご了承願います。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】おはようございます。

それでは、「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料」の2ページをご覧ください。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第4号)」のうち関係部分であります。

予算額は、歳出予算合計で5,503万円の増となっており、その内訳は記載のとおりでございます。

す。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

国際定期航空路線の維持・拡大に向けて、長崎空港の国際線を利用する県民がパスポートを取得・更新するための費用の助成に要する経費として、国際定期航空路線維持・拡大事業費400万円の増を計上いたしております。

残りの歳出予算の増減については、文化観光国際部職員の給与費の過不足に要する経費であります。

この結果、令和6年度文化観光国際部所管の歳出予算総額は53億7,874万4,000円となります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】次に、国際観光振興室長より補足説明を求めます。

【小宮国際観光振興室長】おはようございます。

お手元に配付いたしております「予算決算委員会観光生活建設分科会補足説明資料」をご覧ください。

資料の4ページをお願いいたします。

航空対策費、国際定期航空路線維持・拡大事業について、予算額400万円を計上いたしております。

事業概要につきましては、国際定期航空路線の維持・拡大に向けて、長崎空港の国際線を利用する県民がパスポートを取得・更新するための費用を助成するものでございます。

事業内容は、県民が新たにパスポートを取得、または更新する際に、1万1,000円を助成するもので、令和7年1月から3月の期間に長崎空港を発着する旅行商品等を購入した方が対象となり

ます。

また、パスポート助成のPRについては、記載のとおり、SNS及びチラシの配布などにより情報発信を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【外間委員】ただいまご説明がありました国際定期航空路線維持・拡大事業の事業費400万円についてお尋ねいたします。

私も6月の議会、9月の議会におきまして、このインバウンド、アウトバウンドに対する対策をどうやっていくかと質問しましたことに対して、この400万円の予算計上をすぐに行っていたいただいたことを、まずもって評価し、皆様方のインバウンド対策、アウトバウンド対策に対する意気込みを感じたところで、私も冒頭に感謝を込めて幾つか質問させていただきたいと思っております。

これは、上海線とソウル線を継続して、安定運航につなげていくために、パスポートの取得に関する400万円の助成ということを上げていただきましたけれども、まず、この事業の目的、ねらい等のご説明をお願いいたします。

【小宮国際観光振興室長】この間、外間委員からはパスポートの取得助成が検討できないかというご指摘もいただいておりますけれども、今回のパスポート助成は県として初めての取組でございます。

目的、ねらいとしましては、大きく3点ございます。1点目が、今回、10月27日から大韓航空による長崎～ソウル線が就航したということ

で、県民の皆様によくソウルへお出かけいただきたいという、大韓航空の長崎～仁川間の就航記念キャンペーンという意味合いが1点ございます。

もう一点が、やはり観光客だけの往来では、なかなか安定運航にはつながらないという幹部指摘がありますので、幅広い世代の皆様に、観光のみならず、歴史、文化、スポーツといった交流を広げていただきたいというところが2点目の目的でございます。

3点目に、知事にも大韓航空、それから上海の中国東方航空に直接訪問いただきましたけれども、やはりこの間のソウル線の歴史を振り返りますと、アウトバウンドの搭乗率が芳しくないということで運休に至っているというところがございますので、大韓航空、それから中国東方航空からは、やはり長崎県の方に多くソウル、または上海にお出かけいただきたいと。このアウトバウンドの搭乗率を上げることで安定運航につながると。その結果、上海線は現在週2便ですけれども、週3便を検討したいと。ソウル線につきましては、チェ副社長から運航状況によってはデイリー運航も検討したいという前向きなご発言もいただいておりますので、今回、初めて県としてこのパスポート助成を実施するという状況でございます。

【外間委員】 実は、私も今回、知事と一緒に、饗庭委員も一緒に同行させていただきまして、そのアウトバウンドがいかに大切であるかということ、直に中国東方航空の社長からもお聞きさせていただいて、私も過去の韓国、中国、東南アジアの旅行をする際にも、やはり行った分だけ帰ってこられると。例えば30人で行けば30人帰ってくるというふうな、韓国や中国の皆様方というインバウンドだけに頼ることなく、

アウトバウンドにもっと力を入れていけば、ますますそれが実績になっていくのではないかと考えておまして、今回の初めてのパスポートの助成というものを大変評価したいと考えておまして、また期待もしておりますが、もう少しパスポートを申請する際の仕組みとか、スキームとか、この辺を少しご説明いただけますか。

【小宮国際観光振興室長】 今回のパスポート助成につきましては、地域振興部の交通政策課、それから私ども国際観光振興室が事務局を務めます長崎県空港活性化推進協議会がございます。こちらに会員として登録をされている旅行会社で1月以降長崎空港発着の旅行商品を県民の方が購入をされ、その際に新たにパスポートを取得または更新をされる方が、空港活性化推進協議会から、トータルの旅行商品代から1万1,000円をディスカウントした形で商品を購入できるという形になりますので、実際に県民の皆様がパスポートの取得にかかる経費を、間接的にはありますけれども、私ども、空港活性化推進協議会から旅行会社に相当分の1万1,000円を補助するというスキームで考えております。

【外間委員】 ということは、例えばJTBとか日本旅行がパックを組んで、初めて外国に旅行に行かれる方のパスポートの見積もりとか、例えば5万円とか10万円というパッケージの中に、この1万1,000円を引いた間接的なやり方というのは、そこから何か引いて助成をするということだから、必ず旅行に行くことによってパスポート取得をして、そこに助成金があるということでしょうか。

【小宮国際観光振興室長】 外間委員ご指摘のとおり、今回、1月以降の長崎空港発着のソウル線、もしくは上海線をご利用いただく旅行商品

を購入する際にパスポートの取得に係る領収書等を添付されて旅行会社に申請することで、最大1万1,000円分のディスカウントを受けられるという仕組みを今考えております。

【外間委員】 わかりました。

それから、11月30日の新聞によりますと、中国を訪問する際のビザも11月30日から不要になっております。韓国、ソウル、約5年半ぶりの直行便就航であります。大学生や高校生、若い世代に積極的に、身近にソウルや上海、経済発展するそれぞれの地域と長崎県の交流、歴史、文化、食などに触れていただきたいと思っております。

ソウルは、幅広い年齢層の女性に大変人気と聞いておりまして、補正予算でパスポートの助成事業に対応されたことは非常にありがたいことでありますので、ぜひ令和7年度におきまして、新年度予算についてもパスポートの助成事業を継続して実施していただきたいと考えておりますけれども、県の見解をお尋ねいたします。

【小宮国際観光振興室長】 ありがとうございます。来年度は、駐長崎中国総領事館開設40周年というイベントが予定をされております。また、韓国で申し上げますと、日韓国交正常化60周年という記念の年にも当たります。

また、長崎空港の開港が50周年という節目の年に当たりますので、私どももこうした機会を捉えて、県民の皆様とともに、官民が一体となって長崎空港発着の国際定期航空路線を利用していただきたいと、考えておりますので、現在、令和7年度の新年度予算におきましても、パスポートの助成事業を含めた国際航空路線の利用促進の事業を構築、検討しているところでございます。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【饗庭委員】 同じところで質問をさせていただきたいと思います。

今、ご説明があったように、この助成は旅行会社を使つての助成になるかと思うんですが、今はネットを利用して使う方も増えているかと思いますが、そういうところに今後、次年度の予算もということでしたので、広げていく考えがないのか、お伺いします。

【小宮国際観光振興室長】

今、饗庭委員からお尋ねがありましたけれども、私ども、空港活性化推進協議会での様々な事業を構築しております。その中で、今回のスキームについては、補正予算で対応させていただくという前提で、議会の議決が12月19日ということ、それから1月から3月までの期間限定で行うということで、この間、県内の旅行会社、事業者とも意見交換を進めてまいりました。やはりスピーディーな対応、それから県民の皆様のパスポートの取得に係る確認等、個人でインターネットで手配するものと比較すると、どうしても事務費等が高くなってしまうという比較検討も行った上で、今回は空港活性化推進協議会の会員の企業である旅行会社にご理解とご協力をいただいてスキームを構築したところでございます。

【饗庭委員】 そういう中で、次年度に向けてはこれから検討していかれると思うんですけれども、そういう場合に、いろんな方法はあるかと思うんですけれども、そこでやはりネットを使う人もみんな同じような形で助成ができるのかなと思うんですが、それは今後考えていくということで理解してよろしいのでしょうか。

【小宮国際観光振興室長】 当初予算で今検討しておりますのは、饗庭委員を含め、今ご指摘がありましたように個人手配の旅券の確認をどう

するかということと、パスポートの取得に係る領収書等の添付をどうするかというところと、あと確認がどうしても性善説で幅広く受けるということも考えるんですけども、一方で、お一人様1回限定ということの確認方法をどうするのかと、2回、3回申請する人をどうやってチェックをかけていくかというところもありますので、そこは個人の申し込みについては幅広く検討したいとは思いますが、この1月以降の旅行会社のスキームを一度検証してみて、どのような新年度の対応が可能なのかというのは、含めて検討を進めていきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ検討していただければと思います。

もう一点、先着300名様となっているんですけども、この300名とした理由を教えてください。

【小宮国際観光振興室長】大韓航空が10月27日に再開いたしましたけれども、コロナ前にソウル線が運休された直前の年間の搭乗率、アベレージを見てみますと、どうしてもこの1月、2月のアウトバウンドが落ち込む閑散期に当たります。3月から学生の卒業旅行などでまた盛り返してくるんですけども、1月、2月の閑散期をどうやってほかの月と同じ程度に伸ばすかというところを考えますと、ソウル線で約250席、上海線で約50席が必要になってくるという試算を行いまして、これは予算に限りがあるものではありませんけれども、今回、300席ということで試算をしたところでございます。

【饗庭委員】わかりました。そうですね。閑散期にも多く来てもらおうと。今後も多くの皆さんに利用していただいて、先ほどもありましたように、インバウンドもアウトバウンドも進めて

いただければと思います。

以上で終わります。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】私も今の件でお尋ねをしたいんですが、対象となるパスポートの取得・更新ですよ、この時期ですよ。いつの時期の人を対象にするのか。先着300名ということで、その枠が多いのか、少ないのかというのはちょっとわかりませんが、一定の期間の間にパスポートを取得、もしくは更新した人が対象になると理解するんですが、それをどういうふうに考えてあるのか、お尋ねしたいと思います。

【小宮国際観光振興室長】今回、スキームを構築・検討するに当たって、旅行会社の皆様と意見交換をさせていただく中で、出発点は議会の議決日、12月19日以降のパスポート取得でどうかという議論はあったんですけども、旅行会社と議論する中で、やはり1月からの旅行商品の販売で考えると、2か月のセールス期間、短くても1か月半のセールス期間は必要というご意見もありました。

もう一つの案としましては、今日、12月10日、委員会でご審議いただいて、一定予算として形が、方向性が示されるというところはどうかという議論もあったんですけども、やはり今回の目的が1月、2月の閑散期にソウル、上海にお出かけいただくということと、大韓航空の就航記念、それから幅広い皆様にパスポートを取得して、新たな旅行に出かけていく方のハードルを下げるということもありますので、大韓航空の長崎～ソウル線が就航しました10月27日以降にパスポートを取得されて、1月からの長崎空港の旅行商品を購入された方、この県民の方を対象と今検討しております。

【深堀委員】私も、実はどういうふうを考えて

いるんですかということをお聞きした時に、10月27日、ソウル線の就航ということでの話を聞いたんですけれども、何といたしますか、それが基本的な一つの日にちの設定の仕方だと理解はするんですけれども、これは取得、そして更新ですから、例えば10月26日に更新をした人とか取得をした人が、自分たちは対象ならないのかと考えると思うんですよね、数は少ないかもしれないけど。

果たして、冒頭言ったように、議会として議決をして予算が固まったから、その時点でオープンにして、今から以降取った人という言い方が私は一番すっきりするんだろうなと思うんです。でも、そうすれば対象になる人がまた限られてくるし。だから、目的は、先ほど室長が言われたように、ソウル線のPRであったり、幅広い交流であったり、アウトバウンドを拡大することであるならば、ものすごく幅広に構えた方がいいんじゃないかとも思うわけです。

今年度の事業だから、年度当初の4月1日に遡って幅広く、令和6年度に更新した人が対象になりますよということでもいいんじゃないか。本当に300名という数が、期間を限定することによって対象者が限られてくるわけですから。そういうことを私は考えるべきじゃないかと思っているんだけど、その辺はどうですか。

【小宮国際観光振興室長】深堀委員のご指摘は、私たちも議論を重ねてきました。ご指摘はごもっともだと理解しています。

私たちが議論をする中で、やはりどこで線引きをしても不平等になってしまうんですね。それはわかります。今ご指摘がありました、10月27日のフライト初日に合わせてそれ以降、では、26日の人はどうなんだと議論をしました。今年度の当初からというふうなご意見も今ありまし

たけれども、やはりこのパスポート助成を議会で継続的にご議論いただく中で、パスポート助成の議案の説明で一番最初に出たのが、議会運営委員会での予算説明、それから議会開会日の知事の説明等ございます。その中で、どこで線を引くのが、不平等ながら一番皆さんの理解が得られやすいのかという議論をして、今回、10月27日というラインを一定目安として考えております。もちろん、そこに固執する、拘るところではないんですけれども、本分科会の中で、こういう線引きの方がより理解が得やすい、平等になるということであれば、それは私どもも柔軟に対応を検討したいと考えております。

【深堀委員】確かにどこで線を引いても不平等になる可能性は否めないと思います。ただ、一番すっきりした考え方は、やはりこの予算を決定するのは委員会ではなくて本会議ですよね。12月19日の本会議で決まる。だから、決まった時点で当然正式に表明できるし、募集といいますか、決まったからこの期間なんですよという言い方、それが一般的な話だと思うんです。

そうなれば募集期間も短いし、対象になる人たちが限られてくるというデメリットが出てくる。では、どうするかということで、10月27日のソウル線という考え方も、もちろんわからないんじゃないけれども、明確な年度当初にしてくださいという、これは私の勝手な個人の、一委員としての話なので、そのあたりはよくよく検討をいただいた上で決めていただきたいと申し上げておきます。

政策監、何かありますか。何もないですか。

【村田文化観光国際部政策監】今、室長がご答弁さしあげたとおりでございまして、私どもといたしましては、幾つか今回のキャンペーンを考えた経緯というのがあって、その中で日程に

つきましては、やはり今回は大韓航空の就航というのを皆さんにも知っていただきたいという部分もあって、10月27日で定めさせていただきました。

ご指摘がありますとおり、やっぱりいつに日程を設定しても皆さんに平等にということにはならないのかもしれませんが、そうしたことで我々なりに関係者と協議を進めてこの日を設定したわけでございます。

今、深堀委員からご指摘ございましたので、我々としてもしっかり対応していきたいと考えております。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】 1点だけ確認をさせてください。

航空対策費の同じところでございますけれども、今回の大韓航空のソウル便就航ということで、このメニューをいただいたことはありがたいなと思っておりますけれども、今の韓国の情勢を見た時に、ちょっと不安定なところがあります。心配するところが年明けもまだ続くんじゃないかとした時に、例えば、予約してキャンセルをこの期間中にした場合にどのように、このパスポート取得は返還すべきなのか、そのままさしあげるのか、そこの判断は確認させていただきたいと思います。

【小宮国際観光振興室長】 キャンセルが発生するということは、実際にソウル線もしくは上海線に搭乗されなかったということだろうと思いますので、今回の申請手続きには、長崎空港発着のソウル線、上海線を利用するという条件がついてまいります。キャンセルが発生するということは飛行機に乗ってないということですので、申請には至らないという整理をいたしております。

【大久保委員】 承知しました。そこだけは、特

に今のこの情勢があるので、確実に確認できるように、まずお知らせをしていただいておりますので。自分たちの都合でキャンセルしたんじゃないくて、向こうの不安情勢が増したからキャンセルしたんだという理由を述べてくる方もおられるかと思うので、その辺はいかなる場合でもとか明記しておく必要があるかなと思いますので、よろしくお願いします。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【山本委員】 私も1点だけ関連でお伺いしたいんですけれども、パスポートを新たに取得する、それからアウトバウンドということで先ほど目的がありましたけれども、今現在の長崎県のパスポートの保有率というのがどれくらいか、それが全国や九州と比較してどういう状況にあるのかをまずお伺いします。

【小宮国際観光振興室長】 本県のパスポートの取得率は、令和5年の直近のデータで申し上げますと9%でございます。

それから、全国平均で申し上げますと、全国平均が17%、九州各県を福岡から順に申し上げますと、福岡県が16%、お隣の佐賀県が11%、本県が9%で、熊本県が11%、大分県が10%、宮崎県が8%、鹿児島県が8%、沖縄県が15%、このようになっております。

【山本委員】 どうしても就航している路線とかの関係もあると思うんですけれども。

それで、先ほどの話では、今回はこういう形で300名やりますと。来年度以降も検討していきますという話だったんですけれども、このパスポートの保有率を上げていくというような目標設定とか、そういったことは来年考えているんでしょうか。

【小宮国際観光振興室長】 具体的な保有率の数

値目標等は定めておりません。しかし、コロナ前に本県も14%程度保有率があったという過去の実例がございますので、目指すところの数値というのは一定目標を置きながら取り組んでまいりたいとは思いますが、特にパスポートの保有率を何%に上げるというところに固執するわけではなく、一度パスポートを取った方が、繰り返しリピートで上海、ソウルにお出かけいただくというところも大変重要になってくると思います。

また、先ほど外間委員のご質問にもありましたように、やはり韓国ソウルというのは、仁川も含めてですけれども、若い世代から年配の方まで、幅広い年齢層に人気の観光スポットでございますので、例えば我々30代、40代、50代の方がご両親を誘ってソウルに出かけるとか、またはこれを契機に自分たちの子どもをソウル、上海にファミリーでお出かけいただくと、そういったことも念頭に入れて、このパスポートの助成事業を検討しましたので、特段、パスポートの保有率に拘って事業を展開するということは今考えておりません。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】 次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、委員会付託議案がないことから、所管事務についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、文化観光国際部長より、所管事項の説明を求めます。

【伊達文化観光国際部長】 文化観光国際部「観光生活建設委員会関係説明資料」をお開き願います。今回は、観光生活建設委員会関係説明資料当初版のほか、追加1、追加2もお配りしております。当初版の2ページをお開き願います。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(文化の振興について)

県内最大の美術公募展である県展については、9月に開幕し、長崎県美術館や佐世保市博物館島瀬美術センター、諫早市美術・歴史館において、応募作品1,303点の中から選抜された入賞・入選作品を展示いたしました。また、11月から12月にかけては、五島市と大村市において、移動展を開催したところであります。

県展終了後は、県庁舎や県警本部庁舎に作品の一部を展示することとしており、今後とも、県民の皆様から親しまれる県展となるよう努めるとともに、より多くの県民の皆様文化芸術を身近に楽しんでいただけるよう地域文化の振興に取り組んでまいります。

世界文化遺産の保存活用については記載のとおりでございます。

(ながさきピース文化祭2025について)

「ながさきピース文化祭2025」については、来年9月の開催まで9か月余りとなりました。県や市町、関係団体が丸となり準備を進めております。

去る11月24日には、今年度開催県である岐阜県の「『清流の国ぎふ』2024」の閉会式において、知事が大会旗の引継ぎを受けるとともに、本県のPR映像の放映や龍踊を披露するなど、本県の魅力を発信してまいりました。

また、ピース文化祭プレイベントとして、11月20日には、長崎駅かもめ広場において「文化芸術ユニバーサルツーリズムプロジェクト」を開催し、知的障害者のプロ和太鼓集団である「瑞宝太鼓」の演技や、障害者アートの展示などを行い、30日には、「文化をみんなにミーティング in かもめ広場」を開催し、音楽やダンスのほか、本県の伝統芸能「皿山の人形浄瑠璃」の上演により、多くの方に本県の文化を堪能いただけたところであります。

県といたしましては、こうしたプレイベントの実施のほか、新たに就任いただいたアンバサダーや、11月3日から公募を開始した県民参加型広報ボランティア「ながピーフレンズ」の活動等を通じて機運醸成や広報啓発を進めてまいります。

(観光の振興について)

令和6年7月から9月までの主要宿泊施設の延べ宿泊客数は、7月から8月にかけて開催された北部九州総体や、9月下旬に開催された日本スポーツマスターズの効果などにより、前年同期と比べ4.9%の増加となっております。

このような中、本年11月から来年2月末まで、県内5か所に設置した「ポケふた」を巡りながら、長崎の観光を楽しめるスタンプラリー「な

がさき照らす旅」を開催しており、11月4日には県庁エントランスにてスタンプラリー発表会を行ったところであります。この発表会には、県外のポケモンファンもお越しいただくなど、全国に向けた情報発信にもつながったものと考えております。引き続き「ながさき未来応援ポケモン」デンリュウを活用した効果的なPRに取り組み、県内の誘客と周遊の促進に努めてまいります。

県内の高校2年生を主な対象とした「観光の『ミライ☆ニナイ』塾」については、「より宿泊業への理解が深まった」というこれまでの参加者の声を踏まえ、座学中心から「座談会」や「業務体験」へ変更し、10月から12月まで計3回、開催することとしております。

今後も、「観光の『ミライ☆ニナイ』塾」を通して、観光業界で働く魅力などを伝え、本県観光を担う人材の育成・確保に努めてまいります。

また、本県独自のホテルスタッフスキルの認定制度である「長崎コンシェルジュ」については、これまでに累計76名の認定者を輩出しており、来年2月の第8回となる認定試験に向けてスキルアップを図るため、10月から12月まで計3回の勉強会を実施することとしております。また、この勉強会に加え、観光関係事業者を対象としたセミナーを開催することとしており、観光関係事業者間の情報交換や交流を通して、業界内の相互理解と事業者同士の連携を促していくこととしております。引き続き、本県ならではの価値や魅力を伝えることができる人材を育成することで、質の高いサービスの提供を行い、観光客の満足度や再来訪、周遊促進につなげ、観光消費のさらなる拡大を図ってまいります。

(インバウンドの推進について)

インバウンドについては、本県の認知度向上と更なる需要回復を図るため、海外向けのプロモーションを積極的に展開しており、11月には台北市で開催された台湾最大の国際旅行博や英国ロンドンで開催された欧州最大級の観光展にブース出展し、誘客に向けた情報発信を行ったほか、現地旅行会社との商談会において、旅行商品造成に向けたセールスを実施してまいりました。

また、地元市町や関係事業者等と連携し、飲食店等のメニュー多言語化などの受入環境整備や個人旅行化の一層の進展を見据えたSNS等による継続的な情報発信に取り組んでおります。

クルーズについては、今年の入港数が、10月末までに217回と、昨年の入港実績である133回を大きく上回っており、順調に回復しておりますが、更なる入港拡大に向けて、9月には東京で開催された日本最大級の旅行博「ツーリズムEXPOジャパン」に出展し、船会社や旅行会社等に対し本県の魅力についてPRするなど、積極的な誘致活動に取り組んでおります。

引き続き、SNS等を活用した本県ならではの情報発信や、国際旅行博へのブース出展、観光商談会の開催をはじめ、旅行会社や船会社へのセールスなど現地での積極的なプロモーションを展開し、本県の認知度向上と誘客拡大を図ってまいります。

(国際航空路線の運航について)

韓国との国際航空路線につきましては、去る10月27日に大韓航空による長崎～ソウル線が週4便で運航再開し、当日は長崎空港において、知事をはじめ、徳永県議会議長や大韓航空、関係機関の皆様とともに運航再開記念セレモニーを開催いたしました。

10月28日には、ソウル特別市において大韓航

空や旅行会社、県内の経済団体等が参加する、長崎～ソウル線運航再開記念レセプションを開催するとともに、ソウル線の利用促進に向け、現地旅行会社等を対象とした観光説明会や商談会を開催したところであります。

また、ソウル線に加えまして、このたび、韓国・全羅南道の務安国際空港と長崎空港を結ぶチャーター便が、12月10日から令和7年3月29日までチェジュ航空により週3便で48往復されることが決定したところでございます。

引き続き、国際航空路線の安定運航に向けた利用促進や更なる国際航空路線の誘致に取り組んでまいります。

(県産品のブランドと販路拡大について)

首都圏における情報発信拠点「日本橋長崎館」では、店舗への誘客促進を図るため、11月から長崎県・端島が舞台となっているTBS系日曜劇場「海に眠るダイヤモンド」の店外装飾やイベントスペースを利用した軍艦島関連商品の販売及び映像放映を実施したところであります。

「食」の魅力発信については、10月に都内で県外の料理人等14名が参加する食材勉強会を開催するとともに、10月及び11月には、中国料理やイタリア料理の県外料理人等9名の方に生産者等の食材を提案する産地視察を実施しました。また、長崎県食の総合ポータルサイト「ながおし」において、長崎県産品応援店HPの統合や「美食と絶景の街、長崎。」の魅力を伝える動画を公開したほか、県産酒の魅力を全国の酒マニアや酒ファンに届けるため、酒蔵のこだわりやストーリー等を10月から動画配信しております。

県産品の輸出促進については、去る9月27日から17日間、台湾のSOGO百貨店においてカステラや蒲鉾などの県産品の試食販売を行う「長

崎フェア」を実施したほか、新たな商流の構築や県産品の認知度向上を図るため、現地との結びつきが強い商社等と連携し、10月にメルボルンにおいて現地のソムリエなど飲食店関係者向けに県産酒の試飲商談会を開催したところであります。

今後も市町や生産者団体等と協議しながら、県産品のブランド化の推進や販路拡大に努めてまいります。

(アメリカとの交流促進について)

去る10月30日から11月4日まで、知事をはじめ、徳永県議会議員、県議会議員の皆様とともに、アメリカ合衆国カリフォルニア州を訪問いたしました。

今回の訪問では、南カリフォルニアの県人会組織である「LA Nagasaki-kai」の創立35周年記念行事に参加し、本県出身者の皆様との交流を深めてまいりました。

また、外務省の戦略的対外発信拠点であるジャパンハウスロサンゼルスにおいて、本県の観光と食の魅力のPRを行ったほか、サンフランシスコでは、現地の飲食店事業者や卸売業者などをお招きし、長崎和牛や県産酒のプロモーションを実施いたしました。

今回の訪問を契機として、アメリカとの更なる交流の拡大に努めてまいります。

ここで追加2をお開きいただき、2ページをご覧願います。

(ベトナムとの交流促進について)

去る12月6日から7日にかけ、ベトナム社会主義共和国のチャン・タイン・マン国会議長をはじめとした訪問団が、参議院議長の招待に基づき、参議院の賓客として来日するにあたりベトナムとの歴史的なゆかりのある本県を訪問されました。

チャン・タイン・マン国会議長は、知事並びに徳永県議会議員と面会され、本県主催の歓迎夕食会に参加されたほか、長崎ベトナム友好協会や在日ベトナム人コミュニティなどの関係団体とも交流を深められました。

この訪問を機に、本県とベトナムとのさらなる友好交流促進を図ってまいります。

ここで、当初版7ページへお戻りを願いたします。

(平和行政の推進について)

核兵器を取り巻く国際情勢が厳しさを増す中、長年にわたる核兵器のない世界の実現に向けた多岐にわたる活動が評価され、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞されました。

こうした中、去る11月23日から24日までの2日間、平和団体や長崎市とともに、「地球市民フェス2024」を6年ぶりに長崎市で開催しました。

核兵器廃絶に向けた行動が世界へ広がることに期待される中、より多くの皆様が平和に関わるきっかけとなるように、平和に関するトークセッションや音楽ライブ、マルシェなどを一体的に開催し、被爆地長崎から核兵器廃絶の願いを発信しました。

今後とも、被爆地の使命として、一日も早い核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に努めてまいります。

(日本スポーツマスターズ2024長崎大会について)

本県初開催となりました日本スポーツマスターズ2024長崎大会は、高円宮妃殿下のご臨席を賜り、全13競技に全国各地から1万人を超える方々にご参加いただき、去る10月1日をもって、盛況のうちに全日程を終了することができまし

た。

これもひとえに、県議会をはじめ、市町や各種競技団体の皆様の格別のご支援とご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

大会運営をはじめ、関係皆様による心のこもったおもてなしにより、本県を訪れていただいた多くの方々の心に残る、魅力あふれる大会になったものと考えております。

県といたしましては、本大会の成果を受け継ぎ、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域の活性化に繋げてまいります。

スポーツの振興については、記載のとおりでございます。

ここで追加1をお開きいただき、2ページをご覧ください。

(V・ファーレン長崎の2024シーズンについて)

J1リーグへの昇格を目指してJ2リーグ2024シーズンを戦ってきましたV・ファーレン長崎は、通算成績21勝12分け5敗、勝点75で、リーグ3位の成績を収め、J1昇格を懸けたプレーオフに臨みましたが、残念ながら準決勝で敗れました。

結果として悲願のJ1昇格は叶いませんでしたが、これまで大きな目標に向かって激しい戦いを繰り広げてきた監督、選手、関係者の方々のご努力に対して、深く敬意を表するものであります。

地元プロスポーツクラブであるV・ファーレン長崎の存在は、県民に夢や感動を与え、地域の活性化に大きく寄与するものであり、県としても、市町や関係者、県民の皆様と一体となって、引き続き、しっかりと後押しをしてまいります。

(令和7年度の主要施策について)

令和7年度の予算編成に向けて、「令和7年度

長崎県の主要施策(素案)」を策定いたしました。これは、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、新しい長崎県づくりのビジョンが目指す「未来大国」の実現に向けて、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、文化観光国際部の予算編成における基本方針及び主要事業について、ご説明いたします。

令和7年度は、「新しい長崎県づくりのビジョン」の実現に向け、本県が持つ多様なコンテンツの掘り起こし・磨き上げを進め、効果的なプロモーションなどにより国内外から多くの方に訪れていただくための施策に取り組んでまいります。

また、長崎県総合計画の最終年度にあたることから、魅力ある観光まちづくりの推進や、アジアをはじめとした海外活力の取り込み、県産品のブランド化と販路拡大に加え、文化・スポーツによる地域活性化、国際交流と平和発信を一層推進してまいります。

主な事業としましては、1、国内外からの観光客や観光消費額の拡大を図っていくため、個人の嗜好の多様化に対応した観光コンテンツづくりや、ターゲットを絞った効果的なプロモーション等を推進するとともに、国際航空路線の誘致等に取り組めます。

2、県産品のブランド化と販路拡大を図るため、長崎県産品の魅力発信のための仕掛けづくりや、デジタルマーケティングを活用したプラットフォームの構築等に取り組めます。

3、ながさきピース文化祭2025やツール・ド・九州2025の開催に取り組めます。

4、世界遺産や日本遺産をはじめとする多様で魅力ある地域資源の価値を積極的に発信し、

歴史文化やスポーツを活かした交流促進等に取り組めます。

5、被爆80年にあたり、被爆の実相の継承及び平和の発信等に取り組めます。

なお、令和7年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

ここで当初版9ページへお戻り願います。

(「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について)

令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」に掲げる令和5年度末における施策の進捗状況について、施策体系を共通化し一体的推進を図っている「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関連施策も含め、総合計画の一部見直しに伴う指標改定の内容を反映のうえ、評価・分析を行ったところであり、文化観光国際部関係部分については、配付している資料のとおりであります。

総合計画の施策及び事業群の指標である26項目のうち、目標値を設定していないものや実績値が把握できないもの等を除いた25項目の令和5年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和5年度の目標値を達成したものが5項目、令和5年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが7項目、令和5年度の目標値を達成しておらず、進捗に遅れが見られるものが13項目となっております。

次に、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるKPIである17項目の令和

5年度の進捗状況は、最終目標を既に達成したもの及び令和5年度の目標値を達成したものが3項目、令和5年度の目標を達成していないものの、改善傾向にあるものが5項目、令和5年度の目標値を達成しておらず、進捗に遅れが見られるものが9項目となっております。

各計画とも、今回の評価・分析の結果を踏まえ、取組の充実・強化を図りながら、最終目標の達成に向けて、施策の推進に努めてまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価及び長崎県政策評価委員会による外部評価を実施いたしました。文化観光国際部関係部分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、75件の事業群評価調査により、63件の事業を評価いたしましたが、そのうち55件の事業について、令和7年度に向けて、「拡充」「改善」「統合」「廃止」のいずれかの見直しを検討いたしております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通し、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【園田文化振興・世界遺産課長】「政策等決定

過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました文化観光国際部関係の資料についてご説明申し上げます。

お手元の観光生活建設委員会提出資料の2ページをお開きください。

補助金の内示について、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町及び直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、令和6年9月から10月までの実績を記載しております。

今回は、間接補助金で長崎県文化芸術活動ブラッシュアップ事業補助金の計2件でございます。

次に、3ページをお開きください。

令和6年9月から10月の期間に行われた陳情・要望に対する対応状況について、11ページまでに記載しております。

次に、12ページをお開きください。

附属機関等の会議結果について、令和6年9月から10月までの実績といたしまして、長崎県スポーツ推進審議会が開催され、その概要を13ページに記載しております。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料といたしまして、土木部営繕課で実施している集中契約のうち、文化観光国際部関係の契約1件について記載したものを別紙で配付させていただきます。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、観光振興課長より補足説明を求めます。

【長野観光振興課長】観光生活建設委員会補足説明資料、横長の資料になります。ファイルの

名前といたしましては、「委員会補足説明 議案外」というファイルをご覧ください。

まず、3ページ、表題でございますが、表題にも記載しておりますとおり、長崎県観光振興基本計画に掲げる事項の実施状況につきましては、県の観光振興条例第11条に基づき、計画に掲げる目標や基本的な事項の状況について、知事が毎年議会に報告することになっております。その内容について取りまとめを行っているところでございます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。4ページをお開き願います。

まずは、本計画の概要でございます。本計画は令和3年度から令和7年度までの5か年の計画となっております。現在、4年目を迎えておまして、資料左下に記載しておりますけれども、観光消費額を基本目標といたしまして、令和7年度までに4,137億円まで引き上げることとしております。そのために必要な観光客のリピーター率や延べ宿泊者数など、6つの事業評価指標について、それぞれ目標を定めているところでございます。これらの数値目標達成のために、この資料の中段から記載しております5つの柱に沿った施策を現在展開しているところでございます。

5ページをご覧ください。

観光振興基本計画に掲げます主な実績数値の推移を記載しております。令和5年度の状況でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行による行動制限の解除や、訪日客を対象とした水際対策措置の終了等により、旅行需要は大幅に回復したところでございます。

その結果といたしまして、前年に比べまして観光消費総額につきましては29.4%増の3,535

億円、延べ宿泊者数につきましては15.9%増の732万人となっております。

一方、下段のリピーター率でございますけれども、前年に比べまして4.4%増の62.8%と回復しておりますけれども、九州平均の69.0%を現在も下回っているという状況でございます、リピーター率の増加というのが課題になっているところでございます。

6ページをご覧ください。

6ページにつきましては、本県のクルーズ船の入港数の推移と国際航空路線の状況について記載をさせていただいております。令和5年3月から国際クルーズ船の受入れを再開いたしまして、令和5年は合計133隻の国内外のクルーズ船を受け入れております。令和元年の272隻と比べますと、約5割の回復率となっております。

また、国際航空路線につきましては、これまで航空機誘導等を行うグランドハンドリングの人員不足など、受入体制の整備といったところに問題がございましたけれども、関係機関との協議によりまして、令和5年にその体制が一部整ったことから、同年10月には上海線が運航再開、さらに航空会社等に対するトップセールス等によりまして、令和6年10月からは、ご承知のとおりソウル線が運航再開となっております。資料右下に記載しております令和5年の定期便利用者数は、3,809人となっております。

7ページをご覧ください。

令和5年に実施いたしました主な事業の実施状況と今後の方向性について、柱ごとに分けてご説明を申し上げます。

まず、7ページに書いておりますのは、滞在型コンテンツの充実等による観光まちづくりの推進というものでございます。「みんなで磨く！観光まちづくり推進事業費」と、中段の「しま

旅グレードアップ事業費」につきましては、いずれも観光客の満足度を高め、再び訪れたいと思われる魅力ある観光地を創出していこうということで、地域が主体となって取り組む観光コンテンツづくりを支援していくというものでございます。

令和5年度の主な取組事例については、下段に記載のとおりとなっております。引き続き、地域が主体となった観光まちづくりの取組を増やしていくことを目指し、県の各地区担当が各地域にも入り込みながら、観光の専門家の意見も取り入れ、地域と一緒に持続可能な観光まちづくりの取組につなげていきたいと考えております。

8ページをご覧ください。

2つ目の柱でございます。訪れる人に期待以上の満足を感じさせる「おもてなし」力の向上についてでございます。

まず、ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業費についてでございます。こちらにつきましては、高齢者や障害のある方など、全ての方が楽しめるユニバーサルツーリズムの促進、誘客拡大を図っていこうということで、相談窓口ですとか、車いすの貸し出しといったワンストップの窓口として民間団体が開設しております長崎ユニバーサルツーリズムセンターの運営等に関する支援を行っているところでございます。現在、センターの相談件数につきましては増加傾向にございます。認知度も着実に高まっていると認識しております。今後は、さらなるサービスの向上による業務の効率化、あるいはSNSを活用した情報発信の強化などに取り組みながら、観光ニーズを分析し、必要とされるセンター機能の強化等を検討していきたいと考えております。

中段の「長崎コンシェルジュ」推進事業費についてでございます。長崎ならではの魅力を伝えます長崎コンシェルジュの制度の周知、認定を行うということに取り組んでまいりました。今後は認定者がいない地域、こちらの方にも宿泊施設訪問等を通じて、新たな認定者の増加に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

観光の「ミライ☆ニナイ」手育成事業費でございます。こちらは、特に宿泊業の人材不足が課題になっておりまして、県内の高校2年生や留学生に向けまして講座を開設して、就職促進や離職防止を図っていかうというものでございます。こちらも引き続き、情報発信強化にも取り組みながら、人材育成・確保に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして9ページをご覧ください。

3つ目の柱でございます安全・安心対策や観光産業の高付加価値化の推進についてでございます。こちらにつきましては、「長崎の宿」品質・おもてなし向上事業費ということで、安定した受入態勢を整えていかうということで、宿泊事業者などを対象とした様々なセミナーを実施しております。今後も引き続き、より効果的な事業を検証しながら、取組を検討してまいりたいと考えております。

下段4つ目の柱でございます、観光客のニーズやターゲットに応じた訴求力のある情報発信と周遊観光の促進ということでございます。こちらにつきましては、観光DX・プロモーション事業費ということで、現在、人流データ等のグラフ化・分析が可能となる長崎観光データベースを構築しておりまして、市町、県観光連盟会員等に公開をしているところでございます。データ分析の結果に基づきまして、観光客が伸び

悩む地域を対象としてターゲットを絞って、特定のプロモーションについて実施してまいりました。今後も市町と連携を深めながら、効果的なプロモーションを実施してまいりたいと考えております。

10ページをご覧ください。

5つ目の柱でございます。こちらの環境変化や市場動向を踏まえたインバウンド観光の推進ということでございます。インバウンドプロモーション強化事業費では、福岡空港国際線を利用する訪日外国人を対象に、本県への誘客プロモーションを実施したほか、県内4地域のアドベンチャーツーリズムについて、世界的商談会に出展、世界各国のメディア、旅行会社等にPRを実施したところでございます。今後も、コロナ後の旅の価値観の変化を踏まえ、特に需要が見込まれる欧米豪などの市場において情報発信を強化し、積極的にプロモーションに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧ください。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保な

どに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【中島委員】補助金内示一覧表について質問させていただきます。

2件ございまして、間接補助対象者ということで吉井地区の文化財保存連絡会と木場保存会の2か所に県内示額が150万円ということですが、両会に対する事業の支援ということですが、この事業規模は、おのどの程度の事業規模に対しての内示額なのかお知らせください。

【小柳ながさきピース文化祭課企画監】ブラッシュアップ補助金のご質問ということだと思います。今回のブラッシュアップ事業補助金につきましては、令和4年度から国文祭に向けまして事業を磨き上げていくという事業でございます。

補助率が2分の1ということになっておりまして、今回、両方とも満額というところになっております。

事業規模につきましては、およそ300万円ほどの事業費ということになっております。

【中島委員】おのおの300万円に対しての150万円ということですね。わかりました。

以上です。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】アルカスSASEBOの関係でお聞きしておきたいんだけど、文化振興・世界遺産課。営繕課で今回、契約を実施をしているわけね。令和6年10月23日、5,664万円の契約をされているわけだけれども、これはこれとして、アルカスSASEBOはもう30年近くなるわけ。県と市の営繕の費用負担の方程式が若干曖昧なところがずっとあったわけ、どこまで県が負担するかというのがね。だから、その県と市の負担の営繕関係の方程式の考え方。

それから、もう相当補修費用をかけてきたと思う。補修費用が、もう4～5億円ぐらいかかっているのかな。そこら辺の問題と、ほかに要望が出ているのかどうか、佐世保市の関係でのアルカスSASEBO、ちょっと聞かせてください。

【園田文化振興・世界遺産課長】アルカスSASEBOが建設して23年ほどになります。田中委員がおっしゃったように、やはり老朽化も進んでいる部分がございます。今回の営繕課の契約の部分につきましては、床工事ということで床の張替えの部分で、県の占有部分と県・市の共有部分ということでやっております。

【千住委員長】休憩します。

— 午前11時12分 休憩 —

— 午前11時13分 再開 —

【千住委員長】再開します。

【園田文化振興・世界遺産課長】アルカスSASEBOの県と市の負担割合につきましては、県が82.22%、市が17.78%ということで、県の施設については県が負担して、市の施設については市の負担、そして、共有部分の案分については、先ほど申したような負担割合ということで決めております。

【千住委員長】ほかに要望が出ていますかということは。

【園田文化振興・世界遺産課長】要望というのは、特に出てはおりませんが、来年がピース文化祭になりますので、大きな改修はできないですけれども、令和8年以降でどのような改修をしていくかということで、今、佐世保市とアルカスSASEBOと県で協議をさせていただいております。

【田中委員】私も正確じゃなかったんだけど、できてからまだ23年ぐらいなのかね。

新幹線の関係の代替措置でもあったわけ、県と市、武道館とアルカスSASEBOは。だから、若干県と市の役割分担、それから、造る時にも県から金を入れてもらったけれども、あとの補修の関係が曖昧な感じでね、いろいろ話し合いがなされたと思うんだけど。総トータルではどのくらい投入したかというのは後で聞くにしても、やっぱり古くなってきたのは事実なので、いろいろな要望が出てくると思うけれども、ひとつよろしく願いますというのが趣旨だけれどもね。

もう一つだけ、佐世保市の木場浮立に150万円の支出がなされている。これは間接なので市を経由していくんだと思うけれども、従来ずっと教育委員会の方に要望していた項目ですよ、木場浮立の150万円はね。何か形として出せないかと。これも佐世保市が防衛予算で伝統産業会館というのを造った、木場浮立に。伝産会館という感じで呼んでいたけれどもね。それはもうかれこれ45年はたっていると思う。いろいろな補修の要望を教育委員会に3~4年前出していたのが、ようやくこういう形で実現したかなと思ってね。150万円にしたってありがたい話なので、どういう過程で150万円出るようになったのかだけ聞かせてください。

【小柳ながさきピース文化祭課企画監】木場浮立の関係で、こちらはブラッシュアップ事業の補助金でございますので、私の方で回答をさしあげたいと思います。

もともと、国文祭に向けて事業をやっていくということで佐世保市とはずっとお話をさせていただいているところでございました。その中で、文化祭でどうしてもこういったものを発表したいと。映像を作りたいというお話がございまして、そうであれば、ぜひ早めに手をつけて

いただいて、来年、発表の機会を国文祭の方で設けていただきたいということでこの事業を今年度出していただいたという次第でございます。

【田中委員】木場浮立関係を維持していくのも大変と言えば大変なのよね、年に1回発表会みたいな形でやっているんだけどね。それに対して、人材も不足してきて、これは教育委員会にお願いして、子どもたちに教育の一環としてもやってもらえるような流れをつくらせてもらったし、機器のいろいろなものも古くなったのでということで、10年ぐらい前には、多分あの当時、親和銀行のこういう基金を使って若干やった記憶があるんだけど、今回、改めて150万円が出ているので、間接補助ということなので、佐世保市がそれにもう少し膨らませてやってくれるんだろうけれども、ありがたいということで終わりたいと思います。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【田中委員】クルーズ船の入港数にちょっと関心があるけれども、クルーズ船が再開してきたということで数字で出ているけれども、これは県下、長崎港、佐世保港、浦頭港、3つのトータルでこういう資料ができていますのかどうか。佐世保の港が、港長が佐世保市長なので、県が若干関与しないようなところも出てくるんだけど、県がやる以上は、長崎、佐世保、浦頭、平等にある程度クルーズ船の入港に関する誘致はやってほしいという要望を持っているんですが、実態を聞かせてください。

【小宮国際観光振興室長】今回、ご報告しております入港・寄港数でございますが、これは長

崎港、それから佐世保港、県下の離島・半島地域にあります港に入る寄港数合計の数字でございます。

【田中委員】具体的にわかれば教えてください。長崎港、佐世保港、浦頭港。

【小宮国際観光振興室長】現在、11月末までの取りまとめで申し上げます。

長崎港が151、佐世保港が67、この67のうち、内訳で申し上げますと、三浦岸壁が61、浦頭が6、五島の福江港2、新上五島町青方港7、壱岐市郷ノ浦港ほか2、対馬厳原港ほか2、以上でございます。

【田中委員】概略わかりました。理解しましたが、要望的にお願いしたいのは、佐世保港は佐世保市が大体関与するんだろうけれども、三浦と浦頭の関係が私も若干わからないところがある。せっかく浦頭にあれだけの施設を造って、まだ6回なのか。あの浦頭は何回も行ったことがあるけれども、港そのものが、昔、県が関与した関係もあるのでね。あの浦頭の港を造らせたのは県ですよ。これはハウステンボスの前身の針尾工業団地の積出港として浦頭を造れという指示が県からあって佐世保市が造ったけれども、半ばで完成してなかった。工業団地ももちろんできなくてハウステンボスになったのでね。それがようやくこういう形で寄与するようになったわけで、私の考え方からすると、県も佐世保の三浦は別だけれども、浦頭に関しては頭に入れて協力をしてほしいなど。なぜならば、この港そのものは県が関与して造らせた港ということなので、港長の関係がある。長崎港は知事、佐世保港は市長の関係はあるけれども、ぜひ平等にとは言わんけれども、頭に入れて誘致にも協力してほしいという要望を述べさせていただいて終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【本多委員】補足説明資料の中で、リピート率の話が取り上げられております。5ページですが、九州平均の69.0%を下回っており、リピーター率の増加が依然として課題となっている」とあるんですが、これは九州内で各県がどれくらいという数字はあるんでしょうか。

【長野観光振興課長】申し訳ございません。実は九州平均については公表させていただいているんですけども、各県の数字は、公表ができないことになっております。ですので、九州平均だけご提示をさせていただいております。申し訳ございません。

【本多委員】今、お尋ねしたのは、多分高いところもあり、低いところもあるから平均が出て、長崎はそこの中でも低いということだと思うんですけども、高いところと長崎の差は一体どういったものなのかというのを知りたくて質問しました。

九州の中では、長崎は観光資源にあふれている街だとは思っているんですけども、その割にリピート率が低い。その理由、原因というものは何かあるんですか。

【長野観光振興課長】リピーター率でございますけれども、これは大手旅行会社による調査の結果を活用させていただいております。

内容的にはあまり詳しくお話できる部分とできない部分がありますけれども、本県は九州各県と比べまして、その統計によるとおいしい食べ物やホスピタリティというところが、やはり低い数字がちょっと出ているというのが気がかりなところでございます。

ただ、21市町ございますので、詳細な分析が当然必要になってまいります。離島地域と本土地域の長崎、佐世保の地域ではそれぞれ異なっ

てくるところでございますので、そこは今後しっかり数字を見ていきたいと思っております。

あと気がかりなのは、一度行けば満足で、2回目というのがどうなのかといったところがリピーター率に表れているのかなといった部分がございますので、我々は引き続き、そういった地域の魅力の磨き上げといったものがどういった方に届いているのかといったものは今後しっかりと分析しながらやっていく必要があるかと認識しております。

【本多委員】先ほどお話の中であった、県内でも地域ごとに差があるんじゃないのかというお話ですが、今、その数字というのはわかるんですか。

【長野観光振興課長】今回の結果の詳細な資料については、まだいただいております。今後、しっかりとその内容については確認したいと思っております。

【本多委員】私の周りの友人とかの感想になるので、これが全てではないとは思いますが、友人に長崎に来てもらうことがあります。積極的に来てもらうようにしているんですけれども、来た友人が、やっぱりあんまりリピートしなさそうな感じですね。

それで、私が感じているのは、この前のページ、4ページの観光振興の5つの柱の2番目、おもてなし力の向上とあるんですが、長崎のお店でそれを意識していらっしゃる店舗、それは宿泊業であれ飲食業であれ、ちょっと意識が低いなというのを率直に感じております。この中に総おもてなし運動の裾野の拡大というのがあるんですが、どういった取組をなされているのかを教えてください。

【長野観光振興課長】大きな取組の一つといたしましては、私の名札にもつけておりますよう

なおもてなしのバッジをつけて、皆さんがこのバッジをつけることによっていろんなお客様から見ていただいているというのを認識しながらしっかりと対応していくといったような運動、こちらを繰り広げているというのがまず一点でございます。

具体的には、宿・おもてなし事業という中身にもございましたけれども、業界の方に集まっていたいただいて、そういったセミナーを開催して、どういったことに取り組んでいくのかというのを学んでいただく。今年度は、少しそこをブラッシュアップしまして、いろんな業界の方と一緒に議論を進めるというようなワークショップ形式でこれをやってみようという新たな試みをしております。いろんなものを取り入れながら、皆さんで議論、検討を重ねていくといったところが今の取組の内容となっております。

【本多委員】長崎が観光県であって、観光で成り立っているとは、皆さんおっしゃって、県民の皆さんも多分そういった意識は、表面上というか、あられると思うんですけれども、観光で成り立っているということは、言葉があんまり上品じゃないかもしれないですけども、お客様の財布で生活しているわけですから、その意識をしっかりと醸成して、長崎に行って気持ちよかったなというお客様を増やすこともリピーター率の向上につながるのではないかと考えておりますので、先ほどセミナー等いろいろお取り組みをなされているということですので、本当に県民全体に裾野を広く広げていけるように取り組んでいただけたらと思います。

以上です。

【千住委員長】ほかに質疑はありませんか。

【深堀委員】V・ファーレン長崎の件でお尋ねをしたいと思います。

残念ながらJ1には昇格できなかったわけですが、スタジアムシティができて、まだ期間はそう長くはないんですけれども、相手チームのサポーターの入り具合というのがどういうふうに変化してきているのか。スタジアムシティの効果を含めて、そのあたりがどうなのかというのをお尋ねしたいと思います。

【川瀬スポーツ振興課長】委員からお話がありましたように、V・ファーレン長崎についてはJ2リーグ3位で終了し、来シーズンのJ1昇格はかなわなかったところです。

今シーズンについては、V・ファーレン長崎の本拠地はもともとあったトランス・コスモススタジアムからスタジアムシティ、ピーススタジアムに本拠地が移転したところです。

観客数を申しますと、今シーズンの観客数についてはV・ファーレン長崎9,814人ということで、J2リーグ20チーム中6位という状況でした。その内訳、トランス・コスモススタジアムとピーススタジアムの比較をしますと、トランス・コスモススタジアムについては約8,000人の観客がいたところです。スタジアムシティに移動しまして、スタジアムシティ3試合の平均数ですけれども、約1万9,000人ということで、約1万1,000人の観客数の増があったところです。

委員からお話があったアウェーサポーターの数字については、これがしっかりした把握がV・ファーレン長崎の方も難しいという状況はあるんですけれども、V・ファーレン長崎から聞いた数字としましては、トランス・コスモススタジアムの時はアウェーサポーターの平均人数は200人。その200人が、今回スタジアムシティに移行して、3試合の平均ですけれども、約2,000人ということで、10倍に膨れ上がっているという状況でございます。

当然、スタジアムシティができた、V・ファーレン長崎の本拠地が移転するということは、アウェーサポーター、チームもよく知っておられますので、これを機にスタジアムシティに行きたいというサポーターがかなり増えたものと思うんですけれども、来シーズン以降もその効果は引き続き持続すると思っておりますし、それを県として後押しをしていく必要があるなと思っていますところでは。

【深堀委員】まだ期間が短いのであれですが、それでも状況が、今あったように大幅に増えているということです。特に特筆すべきは、アウェーサポーターの方々がある意味10倍ぐらいに増えているということですよね。

前回の委員会でも少し話をしましたけれども、いかにしてアウェーサポーターの方に長崎に来てもらうのかという話の中で、昨年までは長崎県のブースをアウェーに行った時に出して、今年度からそれをやめていますよね。せっかく今、V・ファーレン長崎の、スタジアムシティの効果ももちろんあって広がってきている中で、来年度に向けてそこをアウェーの方にどれだけ、スタジアムシティは素晴らしいですよというPRも兼ねて来てもらうかというのは、よくよく考えて施策を打っていかないといけないと思うんですよね。今年度は、V・ファーレン長崎と相手クラブとの連携の上、クラブSNS等を活用して云々ということでやっていらっしゃるんですけれども、もう少し強化をしていくべきじゃないかと今の状況を踏まえて思っているんですけれども、その辺はどうですか。

【川瀬スポーツ振興課長】今、委員からお話がありましたように、アウェーサポーターについては、アウェーチームのSNSを我々活用させていただいて、相手チームの了解のもと、その長

崎県内の観光情報や物産情報をアウェーサポーターに向けて発信を行っているところです。

これも委員からお話がありましたように、昨年度までは我々県職員、あとV・ファーレン長崎の後援会と連携をしまして、アウェーの試合の時に外向いて観光ブースも設置してPRを行ったところです。これについては、今年度は実施してないという状況です。

来年度に向けては、今回やっているSNSの発信に加えて、何とかアウェーサポーターに対して、次、長崎でホーム試合がある告知と、それに合わせての観光物産の情報、その強化をしっかり行っていく必要があると考えており、新たな事業についても、現在、検討を行っているところでございます。

【深堀委員】 せっかくの今の状況、好調な来場者の数の話ですけれども、それがまたJ1昇格に向けてのサポートにもなると思うし、多くの観客の皆さんの前でプレーをされること自体、士気が上がると思っていますので、ぜひ検討をお願いしておきたいと思います。

次に、宿泊施設の客室稼働率の件で、これも前の委員会でもいろいろ議論をし、質疑をさせてもらっておりますけれども、ある報道機関の調査によれば、昨年から今年にかけての客室稼働率が、長崎県下は54.9%ということで、コロナ禍前よりも2.9ポイント下がっていると。これは、全国順位でいくと20位という報道があっているわけですが、まだまだ客室の稼働率が戻らない中で、例えば大分の別府とかの取組は、数多くの宿泊施設のリニューアルが続いている。リニューアルに投資をして、そこでインバウンド等の客足を戻しているという報道があるんですが、コロナ禍、いろんな宿泊施設に対する支援をやっているわけですが、現在、

コロナ禍から回復してきている中で、宿泊施設のリニューアルに向けたいろいろな支援策というのはどういったものがあるのか。また、今後考えないのかというところをお尋ねしたいと思います。

【長野観光振興課長】 今お尋ねのリニューアルというのが、施設の改修ということでございます。現在の支援制度の中では、そういった大規模な改修に対する支援というのは、現在、制度としてはないという状況です。

ただ、コロナ禍においては、そういった施設の改修をやりながら高付加価値化を進めていこうということで、県内においても長崎、雲仙といった地域で、そういった取組が行われてきたところでございます。

現在、そういった高付加価値化に取り組んだ結果、雲仙地域におきましては、旅行者の単価といったものが上がってきているともお聞きしております。そういった宿泊施設の高付加価値化というのは、どうしても投資が不可欠でございます。県の財源も限られておりますので、こういった形でできるのかというのは、引き続き検討課題であるとは認識しているところでございます。

【深堀委員】 了解です。先ほど言った数字というのが、やっぱりコロナ禍以前よりもまだ客室稼働率が上がってきてないという実態を踏まえて、県内各地域、いろんな状況があると思いますので、どういった支援が可能なのかというのは、ぜひ調査、研究していただきたいと思います。

ただ、一方で、宿泊稼働率が上がらない要因は、人手不足の影響ももちろんあるわけですね。幾らリニューアルしていいものを造っても、そこで対応する人がいない。だから、泣く泣く

予約を受けられないという状況も宿泊施設側にはあるわけであって、それをいかにして対応していくかというところで考えてみた時に、これは一つの方策ですけれども、泊食分離ですね。結局、宿泊施設で全てを食事まで提供することになれば、それだけのマンパワーが必要になる。そこを、食事を切り離すことによって、宿泊施設が宿泊のみに特化したサービスで、片や近くにある飲食店で食事をとってもらおう。ある意味ウィンウィンの効果になるわけですが、その取組、これは島根県での取組等々の紹介があるわけですが、長崎において、こういう泊食分離、平戸とかでもいろんな取組があったと思うんですけれども、そこに対する県の観光振興対策としての考え方とか、支援のあり方とか、そのあたりをどういうふうに考えているのか、確認させてください。

【長野観光振興課長】 委員おっしゃる泊食分離の取組でございますけれども、やはり県内一律に泊食分離を進めていこうというのは非常に難しいのかなと思います。例えば、雲仙でございましたら、食に力を入れている旅館、ホテルが当然ございます。そこを一体となって売りにしているような地域が当然ございます。先ほどお話がございましたような平戸については、逆に泊食分離を実際に進めていく中で、地域全体を丸ごとホテルということで、そういう考え方を持って取組を進めているといった様々な考え方を持って地域、地域で取り組んでいると認識しております。

ただ、人手不足の部分については、やはり食というのが提供できるかできないかというのは非常に大きなキーワードにもなってこようかと思っております。そういった部分については、現在、我々も外国人材の確保ということにも取

り組んでいるところでございますけれども、個々にはいろんなサービスを活用して、その隙間、隙間を埋めていくような活動もございます。我々もそういったサービスの提供のあり方というものについては、地域の考え方をしっかりと聞きしながら、まちづくりの一環としてどう進めていくかということについては進めてまいりたいと考えているところでございます。

【深堀委員】 課長おっしゃるように、均一的にするという話ではもちろんなくて、地域とおっしゃいましたけれども、この地域の中でも宿泊施設の考え方は違うと思うんですよ。平戸でも、やっているけれども、実は違うところもあるかもしれないし、長崎なんて全く別だと思うし。ただ、少なくとも生産年齢人口が減ってきて、いろんな業界が人手不足になっている。その中で宿泊業も同じ。その中の一つの切り口として泊食分離をすることによって、客室稼働率が上がる可能性がある。だから、そういったところに取り組む事業者に対してのいろんな支援のあり方というのはあつていいと私は思うんですよ。だから、そういう対策もぜひ考えていただきたいということを申し上げます。ぜひ、いろいろ研究してみてください。

最後にもう一つだけ言わせてください。

修学旅行が戻ってきていますけれども、その中で長崎地域に特化した話ですけれども、長崎SDGs平和ワークショップという取組の中で、これはコンベンション協会がやっている話ですが、修学旅行を誘致する上で、非常にこれは有意義な、今までのただ見て回るだけではなくて、実際にホテルに戻ってきてから、そこで教育の一環としてそういうワークショップをすると、平和学習をします。これは今回、ノーベル平和賞も受賞し、今まさに平和に対する機運が高ま

ってきている中で、長崎の売りとして、これはもっと大々的にPRすべきじゃないかと思っています。今、コンベンション協会がやっているわけけれども、県がそこに参画をして支援をしていくということはあっていいと思うんですけども、それについての考えを聞かせてください。

【長野観光振興課長】 修学旅行について、特に平和学習の取組についてお尋ねでございます。

委員のおっしゃるとおり、長崎市では、そういったSDGs平和ワークショップということで、修学旅行向けに商品をつくっていただいて、しっかりとそれが回っていると私もお聞きしております。こういった観光コンテンツの造成という意味では、我々もみんなで磨くまちづくり事業ということで支援を行っているところでございます。

やはり地域、地域の特徴を活かして、それぞれの観光コンテンツ、修学旅行に関しても本土のみならず、あるいは対馬であったり、五島であったり、いろんなところでも自然といったものを活用しながら修学旅行の誘致に取り組んでいこうという動きもございます。

そういった意味では、地域の取組をしっかりと後押しをするということで、支援制度を活用しながら、また、観光専門人材、これは県観光連盟におりますけれども、そういった人材と一緒に地域に入り込みながら、造成の後押しというのに取り組んでまいりたいと考えております。

【深堀委員】 最後にします。課長が今おっしゃったのは、全体的な総括的な話だったので、私が言っているのは、今まさにノーベル平和賞で、今日の夜ありますよね。ああいうふうにもう世界的にも注目されているわけですよ。だから、この時期に手を打っていった方がいいですよと、

手を打つべきじゃないのと、「平和」というキーワードに対して、長崎の観光、これはあんまり観光振興と言ったらいけないんですけども、ある意味一つのツールであり、コンテンツであると思うので、だから、それに特化した対策をやるべきだということを申し上げています。ぜひ、この機会に検討はしてください。お願いして終わります。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【山本委員】 2点お伺いします。

まず、インバウンド対策の関係で、VFR観光誘致の取組ということでお尋ねをします。VFRというのは、ビジティング・フレンズ・アンド・リラティブスということで、友人とか知人、それから親族を訪問することを目的とする旅行のことを言って、海外においては観光統計の旅行目的の分類に用いられる言葉だということだそうです。私は、先日、一般質問をする中で、熊本県のTSMCの進出に伴う観光誘客ということでいろいろ資料を調べている中で、初めてこのVFRという言葉を知ったんですけども、まず、県当局はこのVFRという言葉をご存じか、あるいは認識をされているのかをお伺いします。

【小宮国際観光振興室長】 山本委員の今ご発言がありましたVFRにつきましては、数年前に一部旅行会社、それから大学の教員等の提唱で、ターゲティングの一つの対象として議論されるべきではないかという情報があったというところは認識をいたしております。

【山本委員】 私も初めて聞いてびっくりした部分があるんですけども、海外から日本に旅行するインバウンドというと、観光とかビジネスとかそういう感じでイメージを持っていたんですけども、日本国際観光学会というところの資料によると、日本と同じ島国であるイギリス

とかオーストラリアにおいては、友達とか知人、親族を目的にするVFRが旅行の目的別の訪問数とか、宿泊数とか、消費額のいずれにおいても観光に次いで2番目であると。ビジネスよりも多くて、全体の20%から30%を占めているという話でした。

このVFRの特徴というのが、要は友達とかが訪ねてくるわけですから、受け入れるホスト側がゲスト、さっきの話じゃないですけども、おもてなしをするということで一緒に外食をしたり、近くを旅行したりということで、まず消費額が増えるということ。それから、ホストの方がその国にいる限り、また来るチャンスがあるということでリピートにつながるということでした。イギリスやオーストラリアの事例をそのまま当てはめることはできませんけれども、日本でも外国人がどんどん増えてきている状況にある。熊本県ではTSMCの進出で台湾からの駐在員が増えてくるということで、先ほど一度研究されたということですけども、このVFRをターゲットにした観光誘致策、例えばTSMCで熊本に駐在をされる台湾人の方であったり、日本にいる外国人に対してVFR観光をプロモーションするという取組ができるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

【小宮国際観光振興室長】 VFRにつきましては、私もWeb上でそういった論文を拝見したり、旅行会社の様々なテーマを拝見したところですけども、一定、今、山本委員が言われるように国内にいらっしゃる外国の方、例えば具体的に言いますと熊本のTSMCにいらっしゃる台湾の方を訪ねて台湾からお見えになるということで、旅行の一つの目的ではあるかと思います。そういった方々に、本県の魅力をどういうふうプロモーションをするかというところは、一定

目的地が熊本ということでわかっていますので、逆に言うと、委員がおっしゃるように熊本に在住の台湾の方ですとか、そういった方に長崎県、特に隣接であります島原半島の魅力をお伝えするということはあるかと思います。

また、本県では佐世保に米軍がございます。比較的アメリカの訪日客も多うございますので、一定佐世保においてはアメリカの軍関係者、またはその親族、友人の方が多く入ってきていらっしゃるんだろうと推測はいたしておりますけれども、こういった方々に県内の様々な魅力をお伝えするということ、それから、県内にいらっしゃる留学生とか在日の外国の方、そういった方々に積極的に県内の魅力をお伝えするということは、一つのポイントになろうかと認識をいたしております。

【山本委員】 VFRというのは、もともとインバウンドに使うインバウンド用語らしいんですけども、先ほど述べたような消費額が増えるとか、リピートにつながるというのは、何もインバウンドだけではなくて、国内でも当てはまるんだなと感じているところがあります。

私のところにも毎年、友達とか、いろんな方が夫婦やグループで来るわけですね。そうすると、まさにおもてなしをするし、この人たちはまた来るということが実際に起こっているということで、国内の旅行においても、これはすごくベタというか、アナログかもしれないんですけども、これは結構あるんじゃないかと。こういう人たちは、何かお土産を買ったりという形で確実にお金を落として帰るんですね。

ですから、多分皆さんもそういうご経験が当然あられると思うんですね。だから、インバウンドに関してもそうですし、国内に関してもそうですし、そういったVFR的な考え方というの

を、少し施策の中で何か取り入れることができないかなということを検討していただければと思いますので。

【小宮国際観光振興室長】先ほど、本多委員からのご質問にもありましたように、今、山本委員がおっしゃるように、最終的に受入環境整備、おもてなしに尽きるんだろうと思います。これはインバウンドもそうですし、国内のお客様をお迎えする上でも、やはり受入環境整備をして、おもてなしの心を持って満足度を高めていくと、こういったところは観光振興施策の柱になるものと認識をいたしております。

【山本委員】まだまだ今後伸びてくる可能性があるのかなという感じもしておりますので、研究していただければと思います。

2点目にジオパークと観光についてですが、先日の日経新聞に「ジオパーク観光に熱気」という記事が出ておまして、これが総合欄と新経済欄の2か所に、これは日本ジオパークの記事だったんですけれども、掲載をされていました。その中で訪れたことがある日本のジオパークのトップは熊本県の阿蘇、都道府県別の訪問率では6つのジオパークを抱える北海道がトップだということでした。

そして、本県には、島原半島と五島列島の2つの日本ジオパークがあるんですけれども、本県の訪問率というのは17位ということでした。

日本ジオパーク自体は、今、全国に46地域、そしてその上というか、ユネスコの世界ジオパークは日本に9地域あって、島原半島ジオパークはそのうちの一つなんです。

この12月7日の記事では、同じく世界ジオパークである糸魚川とか、今後日本ジオパークを目指す鹿児島県の喜界島の観光振興の取組というのが取り上げられていました。

ジオパーク自体は、今、県では自然環境課の所管ということになるんですけれども、観光という側面で、県としてこのジオパークをどう認識をし、活用しようとしているのかを、まずお尋ねします。

【長野観光振興課長】ジオパークについてのお尋ねでございます。当然、ジオパークにつきましては、観光資源として有用であると認識しているところでございます。

ただ、コンテンツとして、やはりまだ十分に活用しきれてないというところは課題であると認識しております。

これまでも、様々なジオパークを使った旅行商品や、例えば商品の開発、そういったものにもいろんな支援も行ってきたところでございますけれども、引き続き、このジオパークをしっかりと活かしながら、観光振興につなげるような形にもっていければと思っております。

【山本委員】島原半島では、今、オルレであったり、サイクルツーリズムであったり、こういった取組が進められていて、その中でコースとしてジオパークを回るとかいう形での活用ができると思うんですけれども、こうしたオルレとかサイクルツーリズムとのコラボの取組についての現状、それから見解をお尋ねします。

【長野観光振興課長】現在、島原半島におきましては、サイクルツーリズムの取組を進めていると認識しております。先日のテレビ報道でもサイクリングについてご紹介がございました。そういった中で、ジオパークを含む、山の方まで自転車で上っていけるんだということをPRしていた商品もございましたので、そういった意味では様々な取組と融合しながらジオパークを活用していくということになるかと思っております。引き続き、地元の支援、こちらに後

押しをしていきたいと思っております。

【山本委員】 ちょっと変わるんですけれども、ジオパークの運営体制を強化するという意味で、ジオパーク自体は、今、島原半島ジオパーク協議会というところがやっているんですけれども、ここと島原半島観光連盟の組織統合の話が以前あったかと思うんですけれども、現状どういふふうになっているのか、情報がありましたらお尋ねします。

【長野観光振興課長】 ジオパークの資源をしっかりとか活用していこうということもございまして、現在、島原半島ジオパーク協議会と島原半島観光連盟、地元の3市、県は島原振興局が入りまして、あり方検討の会議を行っているとお認識しております。

そういった組織体制の強化に向けて、やはり統合というのが一つのキーワードになっております。地元3市と関係者との協議により、今後、決定していくと伺っているところでございます。

【山本委員】 ジオパークというのは、もともと観光だけが目的ではないんですけども、観光にも活用しようというような考え方の下にやられているものです。島原半島ジオパークは、先ほど言いました世界ジオパークということで日本に9か所しかない。ユネスコの世界遺産とある意味同じなんですね。ただ、非常に認知度が低いという弱点があります。さっき課長が言われたみたいに、観光に活用できるポテンシャルというのは非常に高いんだろうなと思っております。

県では、先ほど述べましたとおり、ジオパーク自体は自然環境課、このインフォメーションセンター的な役割を果たしている「がまだすドーム（雲仙岳災害記念館）」というのは、今、地域づくり推進課の所管という形になっている

んですけれども、これもジオパークに関連する全て観光資源だと思いますので、オルレやサイクルツーリズム、またいろいろな新しい動きもありますので、こういったところと連携をして、全体として活用を検討していただきたいと思いますけれども、最後に部長の見解をお尋ねします。

【伊達文化観光国際部長】 山本委員おっしゃるとおり、このジオパークについては、島原半島も日本に9か所しかない世界ジオパークとして、これは特に教育であるとか、大人の方の生涯教育にも活用できるような資源でもございます。今回、島原半島ジオパークの協議会、そして島原半島観光連盟、そして地元3市、島原振興局の会議にも、我々観光振興課、そして地域づくり推進課、自然環境課、この3課もオブザーバーとして参加しながら議論を進めております。

やはりこういう観光振興というのは、一ただけの観光資源だけではなくて、いろんな資源を組み合わせながら、そしていろんな部局が連携しながら取り組んでいく必要があると思いますので、今後も地元市、そして島原振興局、県民生活環境部、地域振興部、そして関係団体等ともしっかり連携しながら、島原半島の観光振興を図ってまいりたいと考えております。

【山本委員】 最後にします。結局ジオパークというのは、島原半島全部を博物館と見立てている。その中でいろんなジオサイトというのがあるという見立てになるんですね。そうすると、国立公園も原城跡も、そういう意味では全部、ジオパークに入れていいかどうかは別として、この中に全部入っているんだということだから、半島全体が観光資源だという考えの中でやっていく話だろうと思いますので、今、部長から非常に力強いご答弁をいただきましたので、どう

ぞよろしく願いいたします。

以上です。

【千住委員長】 ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】 時間も迫っておりますけれども、質問させていただきます。

先ほどクルーズ船のことも田中委員からありましたけれども、県北にとってもクルーズ船というのは、IRが不認定になって以降、わらをもすすがる思いの中では、起爆剤として大変重要なコンテンツだと思っております。

その中で、先ほど長崎は151隻、佐世保67隻という報告がありましたけれども、私も6月に一般質問した際に、長崎がまずはブランド化を確立されていて、そこでいっぱいになったところで佐世保に回っているという話も、県庁以外からも聞くところでございます。

長崎港の2バース化が令和9年だったですか、そうなった時に、佐世保からこの数が抜けていくんじゃないかという心配をしております。そういったところでの2つの佐世保の港の利活用というか、ブランド化をどのように、来年の予算もありますし、体制としてどのように今の見込みはなっているのかをお尋ねします。

【小宮国際観光振興室長】 先ほど、田中委員のご質問にもありましたけれども、佐世保は佐世保市長が港の管理者ということではありますけれども、各国内外の船会社、それから旅行会社等については、県と佐世保市も連携しながらセールス、誘致に取り組んでおります。

佐世保の港の魅力としましては、三浦岸壁はもうご承知のとおり佐世保駅、それから五番街、三ヶ町、四ヶ町といった街中に近いということもございます。また、浦頭の岸壁につきましては、近隣にハウステンボスというテーマパークを有していると。それぞれ特徴がある港でござ

いますので、一定、長崎とは切り離れたセールスのあり方というのはできようかと思っております。

現在、中国からのクルーズ船が回復傾向にありますので、今後、佐世保市と一体となって中国、または韓国、そういった船会社のセールスにも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次年度の予算につきましては、今現在、要求をしているところでございますけれども、本年度と同規模のセールス活動が十分できるように取り組んでまいりたいと考えております。

【大久保委員】 今、それぞれにセールスで努力もされているということですが、やはり形でも見えるようなことも必要であれば、やはりそういった整備というところも考えていただきたいと思っておりますので、さらなる今後とものご尽力をいただきたいと思います。

それに加えてですが、県北振興としても、今、西九州自動車道が延伸していきまして、来年、令和7年に平戸インターも開通予定でございます。建設に聞けば、オープニングのイベントは建設の方でも土木の方でもやるということでございますけれども、この開通に向けては、我々平戸市、松浦もそうでしょうけれども、県北にとっては、新幹線の開通だとか、またクルーズ船が寄港するということぐらい大きなアクセス、観光客が来る窓口ができると思っております。そうした時の誘客だとかいうのを県としても考えていただきたいと思います。福岡から、また九州から車で来られる、長崎県に一番近い、また安価で来られる場所の活性化策というのはお考えでしょうか。

【小宮国際観光室長】 私からインバウンドについての取組を一つご紹介いたしますけれども、

私どもも海外からのお客様の一つの集客のポイントであるというのは福岡空港、福岡にあるかと思います。また、福岡港もクルーズ船が多く入っておりますし、韓国からの船も入っておりますので、韓国からのお客様、それからエアラインを使って福岡空港に入ってくるお客様、それぞれターゲットと考えておりますけれども、今年度の取組としまして、リッツカールトン福岡にセールスに伺いまして、リッツカールトンのそういったお客様の周遊を担当するセクションのスタッフの方を平戸にFAMツアーという形でご案内をして、旅行商品の造成や食材の調達等についてご説明をして、佐世保市、それから観光のセクションにもご協力をいただいたということがありますので、今後は西九州自動車道の開通に合わせて、多くのお客様が福岡から誘客できるという可能性は私どもも期待をいたしております。

こういった取組は、県だけではなかなか進むものではありませんので、地元の平戸市、隣接の松浦市とも一体となって、海外からのお客様の呼び込みについてはセールスに注力したいと考えております。

【大久保委員】この道が念願の道でもありますし、やはり県北に福岡、九州から呼び込む、また、さらなる動線をつくる意味でも、やっぱりキャンペーンなり打っていただければとお願いを申し上げたいと思っております。

もう一つ、観光にも関わることですけれども、私は先日、研修視察で石川県に行って、小松空港を介して帰ってきたんですね。その時に、小松空港で航空自衛隊関連のグッズとか、そういった紹介が空港であってございました。

長崎空港を見た時に、長崎県は大村に自衛隊、また佐世保には米軍という街ではあるんだけれ

ども、比べた時に、そういった色が長崎空港というたった一つの空の窓口にあんまりないなと思ったんです。そうした時に、やっぱり全県見た時の宣伝だとか周知だとか、または来た人にそういった街だということを知らせてもらうというのは大変重要ではないかと思っておりますけれども、そういった観点は、観光、または知ってもらうというところはないのかどうかお尋ねしたいと思っております。

【長野観光振興課長】本県を訪れていただく方の一番最初に見る窓口、長崎空港でございますけれども、やはりそこでしっかりとPRしないといけないという部分は認識しております。

ただ、いろいろなものに特化してPRをしていくということにも、我々もしっかり取り組んでいかないといけないという部分もございますし、やはり21市町の特徴をPRするという面もございます。いずれにしても、空港窓口は非常に重要な拠点であると思っておりますので、そのPRに関してはしっかりと研究してまいりたいと考えております。

【大久保委員】これを言ったのは、私はやっぱり観光も一つで、格好いい自衛隊員がいるというイメージも周知を広げたいと思っておりますし、水陸機動団等も合わせてこれだけの方が長崎、国境離島がある長崎におられるということの誇りと感謝を込めたブースであったんじゃないかなと思っていて、そういったのを窓口に置くと、そういった自衛隊員も含めてうれしいのではないかと考えておりますので、いろんな複合的な意味合いもあって、私は小松空港に行った時に感じたので、ひとつ添えさせていただきたいと思っておりますので、今後ともご配慮いただきたいと思います。よろしくお願いします。

【千住委員長】 審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 10分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、文化観光国際部関係の審査を行います。

質問はありませんか。

【外間委員】 アウトバウンドの取組について、午前中の会議でインバウンド、アウトバウンドの取組の重要性について議論をさせていただきましたけれども、上海線、ソウル線の活用をより具体的な取組としていくために、姉妹都市とか友好都市の訪問、新たな締結、これについて触れたいと思います。

県のホームページの国際課の欄で、実際に長崎県が、本県を含め21市町の姉妹都市、あるいは友好都市を含めると、なんと41都市ございまして、そして、2024年5月現在の友好都市、姉妹都市を見ますと、中国で14都市、韓国で7都市あって、長崎県が福建省と友好都市を結んでおりますね。それから、上海市、湖北省とは友好都市を結んでいると。

韓国、この間一緒に行きましたけれども、韓国の釜山広域市と友好都市となっていると。ところが、ソウルの特別市とは、コロナの前にソウルの特別市側から友好都市締結の話があったということですが、まだ友好都市の協定締結には至ってないようですね。

前にもちょっと申し上げたんですけれども、21の市町もそれぞれ地方の都市と姉妹都市、友

好都市、こういった関係があって、先ほど申し上げたように中国、韓国では21の姉妹都市、友好都市を結んでいると。

こういった姉妹都市、友好都市を訪問し、先ほど申し上げたソウルの特別市等、新たな締結など、県が旗振り役になってきっかけづくりを、ファシリテーター役をやっていただいております。県内の市町も関係の予算の確保が必要になってくるため、早い時期に県から21市町にそれぞれアナウンスも必要でしょう。

そこで、県内の市町や経済団体などが一体となった、いわゆる県民の翼のような取組ができないのか、県の考えについてお尋ねいたします。

【小宮国際観光振興室長】 午前中の外間委員の分科会のご議論でもありましたように、来年度は中国の総領事館設置40周年、それから日韓国交正常化60周年、また、長崎空港開港50周年という様々な節目の年を迎えます。

こういった中で、先ほども外間委員が触れられましたけれども、約4年半ぶりに中国のビザが緩和されるということで、訪問する環境にはあるのかなと感じております。

こうした中でアウトバウンドをどういった取組にするかというところで、今現在考えておりますのは、やはり高校生、大学生など若い世代の修学旅行、教育旅行、大学のゼミでの訪問とか、あと県内の各企業の皆様のいわゆる社員旅行、報奨旅行、そういったところで検討を進めておりました。

今回、約5年7か月ぶりに大韓航空がフルサービスキャリアで、ナショナルフラッグということもあって就航をいたしましたので、友好の翼と申しましょうか、そういった取組も一つのきっかけになるかと思います。

また、友好都市、姉妹都市の関係も、各自治体、団体とも予算化が必要になってくるものと思われますので、これまでの過去の県民の翼というような取組がどういう事例があるのか、そこをしっかりとまずは調査をして、来年度どういう組み立てができるのか、そこも併せて検討をいたしたいと思っております。

【外間委員】実は、私ごとで恐縮ですけれども、佐世保青年会議所というところに入っております、長崎県には佐世保青年会議所のほかに7つの団体があって、それぞれの団体もみんないろいろな県内外と姉妹締結を青年会議所同士結んでおり、実は青年会議所が今年、たしか韓国の釜山、東釜山青年会議所と姉妹締結を結んでおりまして、40周年になるということで、大々的に行こうという計画を今立てておるようでして、これでも50人ぐらい行くと。そしたら、必ず向こうから50人返ってくるんですよ。というふうにインバウンドとアウトバウンドの中国と韓国の関係というのは、そういう意味でしっかりインバウンドをやるからアウトバウンドも頼むよという中国東方航空社長のお話なんかもそういったところでありまして、まさにこういう友好都市や姉妹都市を利用して、しっかりとそういう友好締結のため、あるいは先ほど室長からもお話があったように、企業の社内旅行や修学旅行も含めて、ぜひともこの定期便化していくためにもお願いしたいと思います。

もう一つ、今年の実績としては、県のサッカー協会がスポーツマスターズもうまく利用して、スポーツマスターズでも50人近いインバウンド、アウトバウンドのやり取りをしておりますし、しかも、それも1週間行って、向こうから1週間来てもらおうというようなことで、スポーツマスターズも相当貢献をしてくれているようで

すし、また、子どもたちの日韓親善のサッカー大会を、また20人ぐらいで来年の春頃までに計画を立てると聞いており、そこにはスポーツ振興課からも助成を出していただけると。荒木会長のお骨折りでスポーツ振興課からも何らかの助成が出るというありがたいお話も聞いております。

そのように、県民の翼もぜひ活かして、そういったあらゆる団体や企業、こういったものを友好都市、姉妹都市を利用して、21市町も、都市間の親善をやっているわけですから、これを活かさない手はないので、ぜひとも、ここには傾注していただいて、ぜひとも実現に向けて取り組んでいただきたいことをお願いして終わりたいと思います。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】私も何点か質問をさせていただきたいと思います。

午前中、宿泊施設の人手不足のお話が出ていたかと思います。今回、事務事業評価の9ページに、その人手不足の影響を受ける県内宿泊施設に外国人インターンシップの受入れということで、受入支援をしておられるという状況ですが、現在の状況と、それが改善するようになっておりますので、どのように改善していく予定か、教えてください。

【長野観光振興課長】外国人のインターンシップの取組状況でございます。

現在、今年度はネパールからの外国人の受入れの準備を進めているところでございます。

今後の受入れとしましては、今週末でございますけれども、ネパールの方から来ていただくように、今、段取りをしております。

全体といたしましては、今回の受入れについては、目標は20名だったんですけれども、最終

的には9名という形になっております。長崎市内をはじめ、幾つかの旅館、ホテルで受入れをしていただいて、このインターンシップ、5か月という長期にわたってお願いしているところでございます。そこでしっかりと、こういった形で働いていただけるのかというのを含めて取り組んでまいりたいと考えております。

また、次年度の改善につきましては、こういった受入状況を踏まえて、旅館・ホテル組合が中心となってやっている事業でございますので、こういった国にまた働きかけていくのかというのを含めて、しっかりと協議を重ねてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 20名を予定していたけれども、9名とちょっと少ないのかなと思うんですけれども、やはり人手不足を解決するには、どこも人手不足なので、外国人の受入れが非常に必要だと思います。

今、ネパールで、今後、ほかのところにもということですが、この宿泊業者の方からこの国の方をとく、そういうのがあるのかどうか、お伺いします。

【長野観光振興課長】 個々のホテル・旅館においては、やはりもう既にそういった結びつきをもって受入れをされている方もいらっしゃいます。次年度以降の取組になりますけれども、そういった先進例とかも見ながら、こういったところでやっていくのかというのは、先ほど申し上げたように、旅館・ホテル組合の方でしっかりターゲティングをしながら受入れを進めていくのかなと思っております。

【饗庭委員】 では、進めていっていただいて、ぜひ人手不足を解消して、せっかく宿泊施設が宿泊したいのにできないという状況にならないようにしていただければと思います。

次に、これも午前中出ていましたけれども、リピーターを獲得するには、やはりおもてなし力の向上が必要じゃないかというお話が出ていました。その中で、長崎県観光振興基本計画の中の8ページで、向上するために長崎コンシェルジュの質の向上に取り組んだということですが、この制度を実施してから、おもてなしでどんなふうに変わっていった、すごくおもてなしが向上できたと確認できているのか、お伺いします。

【千住委員長】 暫時休憩します。

— 午後 1時42分 休憩 —

— 午後 1時42分 再開 —

【千住委員長】 再開します。

【長野観光振興課長】 コンシェルジュの取組による、今現在の我々の評価になってしまいますけれども、本県の令和5年度の、これは旅行会社のいろんな統計といいますか、アンケート調査の中で、来訪者の満足度というものがございます。これは89%と全国で6位ということで、観光客からも高い評価を得ているというところでございます。

その要因というのが3つございまして、上位にランクしている中でも魅力的な施設が多かったという回答がございまして。定性的な形にはなりますけれども、そういったところが評価を受けてきているとは認識しているところでございます。過去からの数字を見ても、少し上がってきている部分もございまして、引き続き、こういった取組を続けながら評価いただける体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】 そういう中でコンシェルジュの認定をすることによって、いろいろなものを認定していきますけれども、それが実際、認定した

人と認定してない人では差があるのかなと考えるところですね、認定していくことは必要かとは思いますが、だから、認定することによってすごく魅力的なおもてなしができるというのが見えると、もっとたくさんの方がコンシェルジュになりたいと思うのかなと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

【長野観光振興課長】 コンシェルジュ事業、認定を進めていく中で、多くの方がコンシェルジュとして認定が進んでいます。先ほど申しましたが、76名これまで認定しています。こういった取組を進めていく中で、実はランクがございまして、例えば優秀な方はゴールド、その次はシルバー、あとはブロンズという形で評価をしながらやらせていただいております。毎年、毎年、このブロンズの方もシルバーに挑戦、シルバーの方もゴールドに挑戦ということで、少し意欲的に取り組んでいらっしゃる方もたくさんおられますので、そういった取組を進めていく中で、質をどんどん上げていってほしいというのが、まず1点ございます。

ただ、もう一つは、コンシェルジュの方々はどうしても都市部、長崎や佐世保といったところに集中しております。一定程度、その地域の核になっていただきたいとも思っておりますので、いろんな地域で広がっていくように、我々も今、働きかけながら努力を進めているという状況でございます。

【饗庭委員】 ぜひ質を向上していただいて、リピーターさんにたくさん来ていただければと思います。

次に、午前中話が出たVFR、初めて聞いたんですけれども、これを進めていってはどうかという山本委員のお話がずっと続いておりまして、その中でちょっとよく理解できなかったんです

けれども、PRがしにくいという状況だったのか、PRを今後していくと言われたのか、再度確認だけお願いします。

【小宮国際観光振興室長】 VFRを対象とした、例えば台湾の例がございましたので申し上げますと、台湾のお客様が熊本にお住まいの台湾の方を、友人、親戚で訪問されるということは、旅の目的というのがその親戚を訪問するという目的がありますので、そこに対するPRは特段必要ないのかなと思っております。

ただ、一方で、既に熊本にお住まいの台湾の方については、島原半島の魅力ですとか、本県の離島・半島地域の観光の魅力をお伝えをして、あとはそれぞれ本県にお越しいただく方に対する受入環境の整備、おもてなしでしっかりと満足度を高めていく取組が今後ポイントになってくるということで整理をいたしております。

【饗庭委員】 ということであれば、今後、もともと住んでおられる方を含めて、こういう取組も長崎県としては積極的にしていくという理解でよろしいでしょうか。

【小宮国際観光振興室長】 午前中の山本委員のお尋ねにもありましたけれども、これは特段インバウンドに特化したお話でもないのかなと思っております。それは国内の旅行者であっても、親戚、友人を訪問されるという事例はございますし、現に山本委員からもそのようなご紹介があったと思いますので、そういったVFRを注力して取り組むというところは、今現在は検討をいたしていないという状況でございます。

【饗庭委員】 ぜひ、増やすのには新しい取組も検討していただけるといいのかなと思って確認をさせていただきました。

次に、部長説明の中の県産品のブランド化と販路拡大についての中の6行目ぐらいですかね、

食の魅力発信についてというところで、中国料理やイタリア料理の県外料理人9名の方に、生産者の食材を提案する産地視察を実施しましたというところで、産地視察をしてここにどのような食材を提供するように勧めていったのかお伺いします。

【松尾物産ブランド推進課長】今回の産地視察に関しましては、例えば壱岐、平戸、島原半島など、いろんな各地を回っていただきました。今回の産地視察の目的は、今後、首都圏等のホテルや高級レストラン等でのフェアを目的として来ていただいたところです。気に入った食材も、その場で取引もしていただいたりしておりますので、メニューとかをシェフの方が考えていただいて、実際どういうメニューを出していただくかというのは今後になってくるとは思います。

例えば、その時に決めていただいたのが、五島に行かれて五島美豚であるとか、平戸の鮮魚がたくさんある市場に行っていたんだんですが、そこでまとめた鮮魚を丸ごと仕入れるとか、そういったこともしていただいたりしているところです。

【饗庭委員】 とてもいい取組かと思うので、今後もこれは定期的にしていかれる予定なのか、お伺いします。

【松尾物産ブランド推進課長】 次年度におきましても、こういった高級ホテル等でのメニューでのフェア等を継続していきたいと思っております。

【饗庭委員】 ぜひお願いします。

次に、平和行政の推進についてというところで、ノーベル平和賞の授賞式が今日ノルウェーのオスロで行われるということですが、そこから帰ってこられた後に、県としてはどんな事業を、このノーベル平和賞を受賞されて帰ってこられた後の取組を何か考えているのかお伺いします。

【久間国際課企画監】 日本原水爆被害者団体協議会のノーベル平和賞受賞を受けた取組につきましては、既に先日開催しました「地球市民フェス2024」におきまして、長崎市とともに、同協議会のメンバーを招いたスペシャルトークショーなどを実施したところでございます。

また、本日举行されます授賞式につきましても、長崎市と共同でパブリックビューイングを開催する予定にいたしております。今後については、また、長崎市とともに協議していくことになっていくかと思っております。

【饗庭委員】 本日、パブリックビューイングを行われるということですが、また帰ってこられた後に、ぜひ、いろんな形で報告じゃないですけども、取組を実施いただければと思います。

以上で終わります。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【本多委員】 スポーツのところで2点だけお尋ねです。

部長説明の中でありました日本スポーツマスターズ2024長崎大会について、全国各地から1万人を超える方々にご参加いただいたと。大会運営をはじめ、開催の皆様による心のこもったおもてなしによりとあるんですけども、マスターズを開催するに当たって、開催地としてのメリットは、通常大会よりも、より経済効果が高いというところにあるかと思われます。競技前後でどれぐらい経済効果があったかとか、飲食等ですね、そういったデータがあれば教えていただきたいです。

【川瀬スポーツ振興課長】 委員からお話があり

ましたように、9月下旬から10月上旬にかけて実施した日本スポーツマスターズにおいては、1万人を超える方々に来ていただきました。内訳からしたら、選手、あと監督・スタッフで約7,000名、それ以外に審判とかボランティアとか、選手についてくる家族の皆様で約4,000名と推測しておりまして、合計約1万1,000名と推測しているところです。

この経済効果については、メインの主催者である日本スポーツ協会(Jスポ)が毎年マスターズを開催するたびに経済効果は出されております。今までの平均からいいますと約7.6億円。直近の福井大会においても約8億円の経済効果があったと聞いております。今回の長崎大会においても今、Jスポの方で算出が進められているところでありまして、それがわかり次第、またご報告をさしあげたいと思っております。

【本多委員】 また、わかったら教えていただければと思います。

もう一点、11月は県民スポーツ月間ということで、県民体育大会と県民スポーツ・レクリエーション祭で構成される長崎県民総スポーツ祭というんですか。これですけれども、参加人数はどれくらいだったのか。また、近年の参加者の推移を教えてください。

【川瀬スポーツ振興課長】 今、委員からご質問がありました県民総スポーツ祭についてでございます。県民総スポーツ祭については、県民体育大会と県民スポーツ・レクリエーション祭の2つで構成されている大会でございます。

こちらの内訳としましては、令和6年度の数字については現在のところ、主管である県のスポーツ協会と県のレクリエーション協会からまだ報告をもらっていないところでございます。しかしながら、令和5年度の数字を申し上げます。

すと、県民体育大会については7,705名の参加がっております。これは全部で40競技でございます。また、県民スポーツ・レクリエーション祭については2,718名、これが18種目の実施でございます。そういった人数構成になっております。

今年度の人数について、県民体育大会については昨年度と同じぐらいの数字が出るかなと聞いております。ただ、県民スポーツ・レクリエーション祭については、天候不良とか、今回、実施種目が昨年度に比べて、競技団体の都合上、減ったということもありまして、昨年度の2,718名には届かないかなと思っているところです。

【本多委員】 県民の健康寿命延伸のためには、スポーツに取り組んでいただくというのは非常にいいことだと思っておりますので、また、次年度以降も頑張っていただければと思います。

ありがとうございました。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【初手副委員長】 それでは、1点だけ質問をさせていただきます。

長崎大村湾サイクルージングの件でお尋ねいたします。この前、先月でしたか、ニュース番組でも内容的なものが、ニュース番組にしてはかなり長い時間で紹介があったと思うんです。天候に左右される面もありますけれども、運航状況、利用状況といえますか、その辺の今年度の内容についてまずお尋ねをしたいと思います。

【長野観光振興課長】 長崎大村湾サイクルージングの状況についてのお尋ねでございます。

まず、今年度につきましては、第1弾として3月から5月まで、秋の商品として第2弾として9月から11月まで実施させていただいた状況でございます。

まず、第1弾につきましては、参加者については県内外から51名参加いただいたといった状況でございます。

一方、秋の第2弾、これは様々な工夫を凝らしながら我々もプロモーションを行ってきたところでございますけれども、現在、11月末までの催行を終了した段階で131名の方にご参加いただいたという状況でございます。

第1弾よりも第2弾は、多くの方に利用いただいたのかなと認識をしているところでございます。

【初手副委員長】 3月から5月が51名、9月から11月が131名と、これは県内からと県外の方が多分いらっしゃると思うんです。県外でも特に遠くから来られるというのがもしあったら、その辺の内容について、内訳についてお尋ねしたいと思います。

【長野観光振興課長】 春の第1弾の部分につきましては、遠くからでいきますと、兵庫から来ていただいている方もいらっしゃいます。どうしても県外は少のうございますが、遠くからといますと兵庫、福岡といったところ、ほとんどが県内の方の参加という状況です。

第2弾につきましては、販売方法をいろいろ工夫をしております、いろいろなところでお願いをしております。また、その総数だけはいいただいているんですが、県内外なのかということの内訳については、今集計をしているところでございます。

ただ、一方、アンケートを一部聞いたところによると、県内が多うございますけれども、県外からでいきますと、東京であったり大阪であったりといったところからもご参加いただいているとアンケート結果には出ております。

【初手副委員長】 東京、大阪というのは、長崎

に観光に来てサイクルージングを体験されるという流れになるんですか、どうでしょうか。

【長野観光振興課長】 ネットで大体申し込みをいただくような仕組みになっております。ですので、こういった参加者については、基本的にはその商品を見ていただいてご参加いただいたという認識をしております。

その他、様々な取組と先ほど申し上げましたが、具体的に申し上げますと、今まではサイクルージングというクルーズと体験商品をセットでやっていただくような仕組みでして、それではなかなか難しいということで、例えば体験だけでもいいですよとか、クルージングだけでもいいですよといったような分離のやり方、あとは県営バスともコラボいたしまして、県営バスのツアーにクルージングを組み込んでやってみるといったような手法を試しております。第2弾はいろんな取組をやっておりますので、こういった実施結果を検証しながら、引き続き努力してまいりたいと思っております。

【初手副委員長】 利用者というか、参加される方の一番使いやすい形と、そしてまた、大村湾を知ってもらえるようなパターンというのは、これからはいろいろ知恵を出していただければいいかなと思いますし、特に、県外からお見えの方は、ぜひ大村湾のよさを知っていただく意味でも大変貴重なイベントといえますか、取組じゃないかなと思っております。

天候の関係で中止になったのは、何回ぐらいあるんですか。

【長野観光振興課長】 手元にあるのは第2弾でございますけれども、第2弾はもともと土日、週末を設定して25回を予定しておりました。雨天による中止というのが3回ほどございます。それから、どうしてもこの日は予約が入ってな

いという日もございますので、それが5回ぐらいあります。全部で17回催行したといったような状況でございます。

【初手副委員長】天候に左右される面があるんですけども、内海ですので、ある程度までは対応できるかなと思います。仕方ないことではあるとは思いますが。

それとPR、いわば呼びかけですね。インターネットでもページを作っておりますけれども、ほかにはこういった形で呼びかけをしているのか。県内の各庁舎関係にはパンフレットがずっと置いてあると。宿泊施設にも置いてあるようですけども、そのほかにもこういった形の取組があるのか、あれば教えてください。

【長野観光振興課長】春の取組からいろんなプロモーションの方法を改善しているんですけども、先ほど副委員長がおっしゃったように宿泊施設にパンフレットを置いていただくというのも、今回新たな取組の一つでございます。

もう一つは、福岡、長崎をしっかりとターゲットにしたWebを使った広告、あとはテレビ、ラジオでいかに紹介していただくかということで、そういった働きかけも実施してきたというところでございます。

あと販売方法の面でも改善をしているのが、一つのツールだけではなくて、いろんなサイトであったり、そういったところに販売の窓口を設けていただく、または安田産業汽船がこれは実際やっているんですけども、乗船窓口でも直接販売をするといったような、少しチャンネルを広げたりとか、情報発信に取り組んできたというところが秋の取組で改善を進めたというところでございます。

【初手副委員長】今年は51名と131名ということですが、担当の部署としてはどれぐらいまで

伸ばせるかというのは、その辺は何か、目標というのも天候が相手なのであんまり言えないと思うんですけども、今の状況と推移を見ながらどうですか。もう少し増えていけるような状況づくりというのは見込めますか。

【長野観光振興課長】今年度取組を開始いたしました、サイクルージングというのは初めてでございます。サイクルとクルージングというのが組み合わさっているというところが、なかなか理解いただけない部分もございます。どうしてもサイクリングの部分が強くて、一生懸命自転車をこがないといけないんだろうといった印象もあったというのをアンケート調査の中でお聞きしています。

ただ、採算ラインというのは当然ございまして、お聞きしている中ではもうちょっと上の目標がございまして。数字で申し上げますと、当初想定していたのが、大体1回当たり20名ぐらいを採算ラインということで、それを目標にしたいというのがもともとございました。ですので、できればそこを目指していくというのが最終的な目標でございますけれども、やはりまだ知られていないということもございまして、しっかりとそこは販売元の船会社にもご努力いただかないといけないんですが、大村湾全体を考えた時には、こういった商品があるということをしかり我々もPRしていきたいと思っております。

【初手副委員長】PRは大変大事だと思いますので、積極的にお願いしたいと思います。

今後の課題という位置づけをした時に、こういった面が課題で気になられるのでしょうか。もしございましたら、ご答弁をお願いします。

【長野観光振興課長】先ほど少し申し上げましたけれども、やはり販売期間中のプロモーション

ン効果、ここがしっかりとターゲットであったり、我々が伝えようとしているところに届いているのかといったところが、現在課題となっております。ターゲットに対してどういった訴求ができるのかというのを、アンケート結果であったりとか、先ほどのデジタル部分で情報発信した結果であったりとか、そういったものを関係者でしっかりとデータを見つめて、どういったところに課題があるのかというのは明確にしていきたいとは考えているところでございます。

【初手副委員長】課題を当然抱えながらクリアしていくことが大事だと思います。

今の状況で、ルート拡大といいますか、今、大村湾の西部・南部側になるんですけれども、西海橋の方とか、向こうとかというのが大村湾全体を考えると対象になると思うんですけれども、採算ベースとか、いろいろな捉え方がありますけれども、長い目で見ていけば大村湾の湾内全体で、あと何か所か増やしていくことが構想として位置づけられているかどうかをお尋ねします。

【長野観光振興課長】大村湾全体に広げていきたいという思いは当然ございます。現在、4つのコースを設定しておりますけれども、やはり副委員長おっしゃるとおり、大村湾全体に広がりをつくっていく、例えばハウステンボスや西海市の西海橋の近くであったり、そういったところに接岸できる場所がしっかりと確保され、その周辺でしっかりと商品の造成ができるようであれば、そこは検討しながら、事業者も採算が当然ございますので、相談しながらになりますが、そういった拡大についても検討はしてまいりたいと考えております。

【初手副委員長】拡大には、費用的なものがかりますけれども、やはり新たにつくるという

ことで、その地元はそれなりに努力をしていられるでしょうし、当然食文化といいますか、その地域、地域の食べ物を提供するというのも当然絡んできますので、そういった取組があれば早めに言っていただければ、当然地元はそれに合わせていろんな事業を展開すると思いますので、ぜひ、可能な範囲で取り組んでいただければと思っております。

いろいろご答弁いただいてありがとうございます。大村湾のこれからの活性化といいますか、全域に広がっていく大変貴重な事業ではないかと思ひますし、県外にも胸を張ってPRできる事業だと思いますので、ぜひ、いろんなご苦労もあられると思ひますけれども、積極的な対応をお願いして終わりたいと思ひます。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 8分 休憩 —

— 午後 2時 8分 再開 —

【千住委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時 9分 散会 —

第 3 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月11日

自 午前10時 1分
至 午後2時14分
於 委員会室 3

生活衛生課長	岩松 尚 君
生活衛生課企画監 (動物愛護管理センター整備担当)	荒木雄一郎 君
食品安全・消費生活課長	立石 寿裕 君
水環境対策課長	佐藤 貞夫 君
資源循環推進課長	赤澤 貴光 君
自然環境課長	田中 順子 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委 員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	深堀ひろし 君
〃	中島 浩介 君
〃	山本 由夫 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	本多 泰邦 君
〃	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

ごうまなみ 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長	大安 哲也 君
県民生活環境部次長	峰松 茂泰 君
県民生活環境部 次長兼地域環境課長	吉原 直樹 君
県民生活環境課長	下野 明博 君
男女参画・女性活躍推進室長	松尾 由美 君
人権・同和対策課長	石田 祐子 君
交通・地域安全課長	大嶋 誠之 君
統 計 課 長	谷村 重則 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 1分 再開 —

【千住委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

なお、ごう委員から、欠席する旨の届出が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、県民生活環境部関係の審査を行います。

【千住分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

県民生活環境部長より予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

それでは、県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

「令和6年11月定例県議会 予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料 県民生活環境部」の2ページ目をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第95号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第1号）」の2件であります。

はじめに、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、国庫支出金470万1,000円の増、歳出予算については、計7,325万4,000円の減を計上いたしております。

これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

環境保健研究センターの施設改修において、資機材の不足により不測の日数を要することが判明し年度内に適正な工期が確保できないことから、運営費4,650万3,000円について、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第95号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

収益的支出について524万6,000円の増、資本的支出について129万1,000円の増を計上いたしております。

これは、職員給与関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案のうち関係部分及び第95号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【千住委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

県民生活環境部長より、総括説明を求めます。

【大分県民生活環境部長】 「観光生活建設委員会関係議案説明資料 県民生活環境部」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いしております議案は、2ページに記載の1件でございます。

第96号議案「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」につきましては、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日から施行され、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることとなったことに伴い、関係条例中の「懲役」・「禁錮」を「拘禁刑」に改める等の改正を行うものであります。

県民生活環境部では、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例、長崎県統計調査条例、長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例、長崎県立自然公園条例において、所要の改正を行うこととしております。

次に、議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

人権尊重の社会づくりの推進について。

サッカーJリーグの「V・ファーレン長崎」と

連携・協力し、去る10月27日のピーススタジアムでのホームゲームにおいて、選手による人権尊重宣言や人権擁護委員等による人権啓発トークを実施し、観客約7,200人の方々に人権尊重の意義について発信いたしました。

また、県民の皆様に、様々な人権課題について一層理解を深めていただくため、毎年11月11日から12月10日までを「長崎県人権・同和問題啓発強調月間」と定め、集中的な啓発活動を行っております。

ここで、「観光生活建設委員会関係議案説明資料（追加2）」の2ページをお開きください。

今年度は、「V・ファーレン長崎」とバスケットボールBリーグの「長崎ヴェルカ」両チームの選手を起用した啓発ポスターを県内各地の公共施設や公共交通機関の車内等に掲示したほか、11月25日から12月6日にかけて県内の企業や団体の人事・労務担当者等を対象に、企業等内での人権啓発活動への支援を目的とした「企業人権啓発セミナー」をオンラインで開催しました。

加えて、性の多様性の理解啓発イベントを12月7日にさせば四ヶ町商店街で開催し、当日は、県・市町の個性あるマスコットキャラクターに加え、県と包括連携協定を締結しているアクサ生命保険株式会社にもご協力をいただき、クイズやグッズづくりなどを通して、多くの皆様が多様な性のあり方について考える契機となったものと考えております。

ここで、当初の説明資料の3ページにお戻り願います。

さらに、9月30日と10月28日に「長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会」を開催し、「インターネット上の誹謗中傷等」をテーマに、民間専門機関との連携やインターネットリテラ

シー向上研修など様々なご意見をいただき、今後、性の多様性についてご意見をいただくこととしております。

引き続き、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、取組を進めてまいります。

産業廃棄物税について。

産業廃棄物税については、産業廃棄物の排出抑制及びリサイクルの促進などを図り、循環型社会の形成に資することを目的として、平成17年度から九州各県で導入されております。

本県の産業廃棄物税条例においては、5年を目途として、その施行状況等を勘案し、必要な措置を講ずるものとしており、5年目となる本年、産業廃棄物の処理量の推移、排出事業者への意識調査の結果など、制度の検証を行ってきたところです。

その結果、本県においては、産業廃棄物の排出抑制、再資源化の推進など、産業廃棄物税の導入効果が一定認められることから、九州各県と同様に現行の税制度を改正することなく継続していくこととし、5年後に改めて検討を行うこととしております。

今後とも、産業廃棄物税制度を有効に活用して、循環型社会の形成に取り組んでまいります。

続きまして、「観光生活建設委員会関係議案説明資料（追加1）」の2ページをお開きください。

令和7年度の主要施策。

令和7年度の予算編成に向けて「令和7年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、新しい長崎県づくりのビジョンが目指す「未来大国」の実現に向けて、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであ

ります。このうち、県民生活環境部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和7年度は、長崎県総合計画の最終年度に当たることから、「誰もが安全・安心に暮らし活躍できる環境づくりや持続可能な地域づくり」に向けて各種施策を一層推進してまいります。

1、男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮する社会を目指し、共家事・共育ての推進、企業経営者等の意識改革、管理職登用にに向けた女性人材育成支援等を実施します。

2、脱炭素社会の実現に向けた省エネや再エネの推進、ごみのない循環型社会を目指した廃棄物の減量化と再資源化について、ながさき環境県民会議を中心として県民や事業者、行政が一体となった県民総ぐるみの取組を推進します。

3、人と動物が共生できる、住みよい社会づくりを進めるため、地域猫活動の支援、動物愛護教育、動物愛護管理センター（仮称）の建設など動物殺処分ゼロや動物愛護に係る施策を実施します。

4、人と自然の共生や自然資源を活用した持続可能な地域づくりを進めるため、国立公園「雲仙」の観光振興に向けた取組やシカによる生態系被害対策等の自然環境保全の取組を実施します。

なお、令和7年度当初予算に係る予算要求状況につきましても併せて、公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

このほかご報告いたしますのは、食品ロス削

減の推進について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、事務事業評価の実施について、研究事業評価の実施について、犯罪被害者等支援についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第96号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【下野県民生活環境課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました県民生活環境部関係の資料につい

てご説明いたします。

なお、今回の報告対象期間は、本年9月から10月までに実施したものとなっております。

はじめに資料2ページをご覧ください。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町等に対し内示を行った補助金であります。間接補助金の実績については、記載のとおり、長崎県浄化槽設置整備事業補助金7件となっております。

次に、3ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、長崎県離島振興協議会、長崎県過疎地域協議会、長崎県水道協会から要望のありました計7項目であり、要望項目ごとの県の対応につきましては、3ページから9ページにそれぞれ記載のとおりであります。

次に、10ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございます。附属機関につきましては、上段に記載のとおり長崎県環境審議会環境計画部会など3件、また、私的諮問機関等については、下段に記載のとおり長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会など5件を開催しており、会議の概要等につきましては11ページ以降に記載のとおりです。

なお、1,000万円以上の契約状況に係る参考資料といたしまして、土木部営繕課で実施しております集中契約のうち、県民生活環境部関係の契約1件につきまして記載したものを別紙で配付しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【千住委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表の

とおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【深堀委員】 1点だけ、陳情の46番に対する対応の件です。暫定税率の25円10銭の減免の要請に対して、県としては減免が必要であると考えているということです。

今まさに所得税の103万円の壁とか、ガソリンの暫定税率25円10銭の議論が国会でもあっていますが、その時に、ガソリン税に関しても地方の取り分に影響があるというふうなことがちょっと議論の中であっているわけです。

離島に限っての話ですが、国が25円10銭の減免をした時に、長崎県に与える財政的な影響は試算されているのか、そのあたりを教えてください。

【下野県民生活環境課長】 私どもで試算はいたしておりませんけれども、地方財政に影響があるというのは十分認識をいたしております。地方財政に影響がないような形での減免をお願いしたいと要望をさせていただいているところでございます。

【深堀委員】 今の答弁はもちろん了とします。地方財政に影響を与えないようにしてほしいというのは当然のことだと思う。

ただ、どれくらいの影響があるのかは、ある程度算定をしておかないといけないと思うんです。今ここで答弁する必要はないですけども、離島でのガソリンの消費量から見た時に、すぐにできるわけですね。これを減免した時に可能性の問題として地方財政にどれくらいの影響があるのかというのは、ぜひ調査をして、しかるべき時期にご報告をいただければと思います。

【千住委員長】 ほかにありませんか。

【大久保委員】 同じ陳情番号46番でございま

す。離島におけるガソリンは高い、200円が平均ということでございます。私も、離島は輸送費とかいろんな面でコストがかかって高いのはわかっていて、長崎県も離島が多い中で、心配してはおります。

これを解消するために、国へ支援を要望するだけではなくて、例えば電気自動車も、この差額があるからこそ考えられないかなと。こういう場所だからこそ電気自動車と考えると、国も、さらなる離島、また国境離島という遠いところに対しての支援ができないのかなというふうに思っております。

そういった議論がある中で、そこは排除して、やっぱりガソリン車なんだ、ガソリン支援なんだということなのかどうか、そのあたりを確認させていただきたいと思っております。

【大安県民生活環境部長】 今のお尋ねの趣旨がちょっと計りかねるところがあるんですが、まずもって離島地区への要望をしているのは、現状においてガソリン車が実際に多く使われている中で、離島における流通コストに大きく関わっていると、その部分についての要望をさせていただいているところでございます。

電気自動車の導入等について、脱炭素社会を目指す中でどう進めていくかというのは、我々としても考えていくべきところだとは理解をしておりますが、現状の取組における要望等は、まさに現状使われている離島地区における原油対策といったところで、流通コストに着目して、この要望を行っているという現状でございます。

【大久保委員】 これはガソリン高騰への対策、対応で、おっしゃったとおりであるとわかっておりますけれども、離島において、輸送またはそれぞれの移動に関してのコストが高いことがもたれているので、県としても、そのあた

りを幅広く検討する必要があるんじゃないかと思っておりますので、今後、要望するに当たって、そこも含めての幅広い議論をしていただきたいことを要請しまして質問にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 政策等決定過程の透明性等の確保等の説明の14・16ページ、長崎県人権施策の在り方に関する検討委員会について質問させていただきます。

9月30日と10月28日に開催されて、インターネット上の誹謗中傷等の対策についていろいろ意見交換がされているようですので、その主な内容を教えてください。

【石田人権・同和対策課長】 第2回、第3回の長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会につきましては、インターネット上の誹謗中傷等をテーマに意見交換をさせていただいております。

主なご意見といたしまして、「民間団体において、誹謗中傷に関する相談窓口やサイトへの削除要請など非常に実効性が高い取組をされており、被害者が誹謗中傷情報を削除したい場合は、そういった窓口につなぐといった県以外の各種専門相談窓口との連携が重要である」とか、「研修でインターネットリテラシーを教えるにあたっては、メディアの使い方だけでなく、人

権教育として、例えば生成AIによるバイアスの問題を教えるなど、受講する人だけでなく講師もアップデートできる仕組みが必要である」などのご意見をいただいております。

【饗庭委員】現在、インターネット上の誹謗中傷等も増えていて、それに追い込まれて、最悪自殺するような事例もあると思います。そういう中で、長崎県として相談窓口はどのようにしておられるのかお伺いします。

【石田人権・同和対策課長】総務省で、インターネット上の書き込みなどに関する相談や通報窓口をまとめたものをホームページで公開されておりまして、例えば、総務省が設置し、削除依頼への助言などを行う「違法・有害情報相談センター」とか、民間団体が設置し、削除要請にも対応している「誹謗中傷ホットライン」や「セーフライン」、警察庁が設置し、違法有害情報と判断したものは警察に情報提供するとともにサイトへの削除依頼を行う「インターネット・ホットライン」などがございます。

そのほかにも、厚生労働省が設置しております「心のSOS」や「法テラス」、「サイバー犯罪相談窓口」などがあり、当課においてインターネットに関するトラブルの相談を受けた際は、相談内容に応じて、国や民間団体の専門相談窓口や長崎地方法務局などにつなぐこととしております。

【饗庭委員】現在、県でどれぐらい相談があるのかが把握できているかどうか、お伺いします。

【石田人権・同和対策課長】県の相談窓口相談が起きているのは、令和5年度ですと5件、今年度は1件となっております。

【饗庭委員】今の件数が、一応解決したというのか、削除したというところまで把握できているかどうかお伺いします。

【石田人権・同和対策課長】こちらの相談窓口へ寄せられた分につきましては、削除を希望するといった相談ばかりではなく、話を聞いてほしいといったところもございまして、今まで相談があった中で、削除の要請があった分については法務局におつなぎしておりますが、全てが削除されているわけではございません。

【饗庭委員】ぜひインターネット上の誹謗中傷をなくしていただきたいし、それで追い詰められることのないようにしていただきたいと思います。

今後、長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会があと何回ぐらい開かれて、今後は「性の多様性」等について意見をいただくとなっておりますが、その内容を教えてください。

【石田人権・同和対策課長】検討委員会につきましては、今月開催する分も含めてあと3回開催しまして、そのうち2回につきましては、「性の多様性」について、県の施策を推進するにあたっての考え方とか、こういった視点で取り組むべきかということについてご意見をいただくこととしておりまして、最後の第6回につきましては、これまで議論があったご意見を取りまとめることとしております。

【饗庭委員】ずっと委員会で質問をさせていただいておりますけれども、人権条例の制定に向けても、その委員会の中で議論していった、その結果を待つということでしたが、人権条例を制定するということで県として考えていることがあれば教えてください。

【石田人権・同和対策課長】人権条例につきましては、今年2月に県議会からも意見書をいただいておりますし、そちらにつきましてしっかりと受け止めて対応していきたいと考えております。

長崎県人権施策のあり方に関する検討委員会で、県が人権施策を進めるにあたっての基本的な視点とか考え方、県の施策の方向性についてご意見をいただくこととしておりますので、3月に意見を取りまとめたいただいたものを参考としながら、人権条例も含めた人権施策の方向性について検討していきたいと考えております。

【饗庭委員】県議会でも意見書を全会一致で出ておりますので、3月の報告書というか提案書をもとに、ぜひ人権条例を制定していただきたいと思います。以上で終わります。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】部長説明の「研究事業評価の実施について」で、藻場におけるブルーカーボンに関する研究がA評価を受けて終了したということですが、これはもともとどういう目的でされて、どういう結果になっているのか、お伺いします。

【下野県民生活環境課長】お尋ねがございましたブルーカーボンに関する研究の目的といたしましては、藻場におけるブルーカーボンの貯留量の調査を行い、藻場のCO₂吸収効果を見える化しまして、藻場の造成・保全活動にCO₂吸収効果の価値を付与して、その活動を促進することで、ひいては水産振興にもつなげるということで実施したものでございます。

研究といたしましては、大村湾でアマモ場の面積を測定して、炭素の貯留量を算定いたしました。また、アマモ場の分布の調査におきましては、簡易に調査ができるように魚群探知機を搭載した船、ゴムボートで調査を行いました。

この調査における藻場の有無の判別の精度が70%から90%程度で、調査方法としては有効であることが分かっております。

今後、この研究の成果といたしまして、先ほど申しましたような比較的簡易な方法、道具を用いてアマモ場、藻場の面積を計測できることが確認できましたので、こういうことを地域住民の方が行う環境保全活動の効果の検証などにも活用していただきたいと考えております。

具体的には、地域住民の方々が環境保全活動の成果を簡単に、今申したような方法で定量的に把握することができたら、継続して取り組む際の励みになったり、あるいは環境活動を拡大する時のエビデンスにもなるのではないかと考えております。そういう活動をしていただくことで水産業の振興につながるものと考えております。また、このような形で藻場が回復・拡大することで、二酸化炭素吸収量も増大し、温暖化防止対策にも寄与するものと考えております。

このようなことから、藻場面積の計測の方法やブルーカーボンに関する藻場の重要性などにつきまして、セミナーや学習会などの場、あるいはSNSなどを活用して広く情報発信を行っていきたいと考えております。

【饗庭委員】ブルーカーボンに関しては国でも取り組んでおられると思うんですが、あえて県がこの研究をしなくちゃいけなかった理由はどんなところがあるのか教えてください。

【千住委員長】 暫時休憩します。

— 午前10時36分 休憩 —

— 午前10時37分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開します。

【大安県民生活環境部長】藻場におけるブルー

カーボンに関する研究ですが、今、課長から説明がありました貯留量調査に加えて、ブルーカーボン・オフセット、いわゆる脱炭素に向けたオフセット制度についてもうまく検討できないかという形でもやっておりました。

しかしながら、ブルーカーボンのオフセット事業はジャパン・ブルーエコノミー技術研究組合と国土交通省が連携して令和2年度から試行に入っていたこともあって、本県独自制度としての導入は見送っております。

そういったところも踏まえた中で、本県としてブルーカーボンの調査研究に取り組んだところでした。この調査の成果としては、先ほど課長から申し上げました点が挙げられるものと考えております。

【饗庭委員】成果としては水産業の振興にもということですので、進めていただければと思います。

次に、事務事業評価結果一覧表の3ページで移動理由調査事業費というのが、4ページまで何件かあるんです。アンケートは終了したということですが、このアンケートがここで終了するのは、もう十分に結果が得られたということなのか、そのあたりを教えてください。

【谷村統計課長】移動理由アンケートにつきましては、令和3年3月から開始しておりまして、過去3年間にわたり毎年2万件から3万件の回答が得られております。そういったことで、統計的に分析を行うに当たって一定必要なデータが蓄積されたこと、また、傾向がほぼ一定であったこともございまして、この3年間の事業実施により、現時点におけるデータは十分に蓄積されたと考えて、アンケート調査を終了することにしたものでございます。

【饗庭委員】十分にデータが得られたというこ

とで、これがそれぞれの課で事業を行う上で必要かと思うんですが、それぞれの課でどのように生かされているのか、把握できている範囲で教えてください。

【谷村統計課長】アンケートの集計結果は、人口減少の要因分析を行うために、共有した部署において移住対策等に有効活用されております。

まず、転職を理由とする転入者は子育て世代が多いという結果から、移住施策のターゲットの年齢層の妥当性が確認できたこと、また、転職による転入者は若い世代が多いという結果から、仕事に関する情報発信は若い世代の移住検討者をメインターゲットとして取り組む必要があることがわかったことなどが、関連するUIターン拡大事業などに活用されております。

そのほか、女性の社会減抑制に向けましては、女性は就職、転職を理由とする転出の割合が高く、理由として「県内に希望する業種、職種がない」、「知識や技能を活かしたい」の割合が高いという結果がございますので、女性が活躍する多種多様な働く場の発信、また、女性にも魅力的な職場環境づくりを促進する施策に活用されております。

【饗庭委員】アンケート結果が様々な課で活用できていると思います。

今回、このアンケートは終わるんですけども、今後、何かほかにアンケートをする予定があるのか、お伺いします。

【谷村統計課長】このアンケートにつきましては今回で一旦終了し、これまで蓄積されたデータにつきましては、今後も引き続き施策検討の基礎資料として活用していくところでございます。

例えば、次々期の総合計画とか総合戦略の見直しのタイミングなどで、社会情勢の変化など

を見極めながら、必要に応じてアンケートの再実施を検討することとしております。

また、併せてWebツールの活用などアンケートの手法や、こういったタイミングでやるかといったことについても、今後研究を行っていきたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】最後に、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の施策の進捗状況調べの5ページ、消費生活センターにおける斡旋解決率についてお伺いします。

この目標値が、ずっと12.7%以上とされていて、その後、上げていないんですが、その理由を教えてください。

【立石食品安全・消費生活課長】総合計画の消費生活センターにおける斡旋解決率の目標は、令和元年度の実績値が12.7%で、全国の平均は6.8%でございましたので、長崎県の12.7%というのが全国第6位と高い水準にあったことから、これを維持していこうということで12.7%と設定したところでございます。

毎年同じ数字を設定していますが、消費生活相談につきましては、内容や件数が、その時の社会情勢によって変わったり、相談員のスキルが上がっても、斡旋をしたり助言をしたりと、内容によって非常に流動的なところもございますので、件数を事前予測することが困難と考えまして、その高い水準を毎年度、毎年度クリアしていこうという考えのもとで設定をして、できる限りの対応をしてきたという経過でございます。

【饗庭委員】そういう状況で、実際の値としては令和4年18.5%、令和5年15.8%と上がっているんで、斡旋を受けて解決していただくのが一番いいかと思います。今後、多様化してくると思うんです。相談内容も多様化してきますけれ

ども、やはり目標値ですので、上げたほうがいいのではないかなと思うんです。前の委員会の時にも話が出たかなと思うんですけれども、目標値を上げていって、より解決していくことが必要かなと思うんです。やはり見直しを途中でして、5年間の中でも変えていくべきではないかと思いますが、再度お伺いします。

【立石食品安全・消費生活課長】ご指摘がございました見直しにつきまして、次期総合計画の指標の設定、目標値の設定の段階で、見直しも含めまして検討してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ、次期には検討していただければと思います。

その進捗状況の分析で、被害の未然防止と拡大防止にもつながったということです。未然防止は本当に大事だと思いますので、どういうところにつながったのか、教えてください。

【立石食品安全・消費生活課長】未然防止、拡大防止という表現をしておりますが、相談者の方が契約、申し込みをする前に相談をした結果、契約を締結せずに、騙されて支払いをせずに済んだという場合が未然防止ということで、既に契約をしてしまった金額の全部、または一部が相談者に返金をされたり、支払いを免除されたり、それ以上支払わなくてよかったという場合が拡大防止という捉え方をしております。

相談をいただいた場合に、当センターでも、今後の注意を促したり、相談事例をもとに啓発を行ったりということで、また、お金を支払った場合に相談者と事業者の間に入って交渉をしたりということを斡旋と呼んでおりますが、こういうことをしながら未然防止、拡大防止につなげている状況でございます。

例えば未然防止の例で申しますと、通販サイ

トなどで支払いの通知が来た時に、その申し込みをした、申し込みをしようとしたサイトが急に消えていたとか、ちょっとおかしいなと思って相談をいただいた場合に、そういうものには対応しないようにと助言をいたしまして、支払わずに未然に防げたケースもございますので、何かおかしいなと思ったら、できるだけ早く消費者ホットライン「188（いやや）」にご相談をしてくださいというような啓発をしているところでございます。

【饗庭委員】 今後もぜひ未然防止に取り組んでいただいて、被害に遭う前に防止できたらいいかと思いますので、連絡する場所をもっともっと多くの皆さんに知っていただければと思います。以上で終わります。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【本多委員】 質問させていただきます。

11月30日、長崎新聞一面に「水道2割PFAS検出」との見出しで、「発がん性が懸念される有機フッ素化合物、PFASが全国で検出されている問題をめぐり、環境省と国土交通省は29日、水道水の全国検査結果を発表した」との記事がございました。

高い濃度でPFASが検出された水道事業者として、愛知県岩倉市水道事業が49ng/L、次に長崎県新上五島町水道事業48ng/L、北海道むかわ町穂別簡易水道事業47ng/Lという形で図が出ていたんです。ちょっと不安になるような記載もありました。

そこでお尋ねですけれども、新上五島町が全国で2番目に高い数値となっているようですが、一体どのような状況なのでしょう。

【佐藤水環境対策課長】 お尋ねのありました調査ですが、国土交通省と環境省連名で調査の依頼があっておりまして、調査の内容としては、

水道水源もしくは給水栓の中で少なくとも1回調査して、令和2年度から令和6年度の間の検査・調査結果の最大値を報告してくださいと、そういう調査でございました。その値で、確かに新上五島町が48ng/Lと結構高い値だったと新聞に載っております。

この値は、新上五島町が水道水として取水しているところの原水を採水して測定した結果と聞いております。その結果が高い値だったということで、この後、新上五島町は自ら給水栓、蛇口の水で検査を行っております。その結果が検出下限値未満ということで、検査したけど、検査機器の能力では出てこない、ゼロというわけではない、検査下限値未満という検査結果を得ています。新上五島町としては、水道利用者の方に安心して使っていただく必要があるということで、その旨を町のホームページに記載しておりまして、住民の皆様にも周知公表をしている状況でございます。

【本多委員】 心配するなということですね。ホームページでも公表してあるということです。分かりました。

別に調べてみましたら、五島市と対馬市では検査が実施されていないようですが、これは今、どういうふうになっているのでしょうか。

【佐藤水環境対策課長】 今回の調査は、国からの依頼がありましたが、法的な強制力がある調査ではなかったものですから、11月29日に国から公表されています添付書類を見ますと、今回は3,595の事業者が回答していきまして、そのうちの38%に当たる1,368の事業者が検査を実施していない状況になっています。その理由としては、周辺環境から可能性が低いとか、検査費用が負担になるとか、あとは9月末までに検査して報告するというところでスケジュールが合わな

いという話もあっていると、これは11月29日に公表された国の資料に載っております。

お尋ねのあった対馬市に確認したところ、令和7年1月までには検査を行うとしておりまして、3月までにはその検査結果が出る予定と聞いております。

一方、五島市についても確認しましたところ、昨日、採水までは終わって、今はその水を検査機関に送って検査している。1月ぐらいには検査結果が出ると聞いておりますので、結果が出たら速やかに五島市ホームページとかで当然公表する予定と聞いているところでございます。

【本多委員】 PFASと言われているんですけれども、そのPFASというのが一体どのようなもので、どういった問題があるのかということと、国が目標値としている50ng/L、これが一体どれぐらいの数値なのか、そこを教えてください。

【佐藤水環境対策課長】 PFASとは、有機フッ素化合物のうちの、化学用語で「ペルフルオロアルキル化合物」と「ポリフルオロアルキル化合物」の総称で、これは1万種類ぐらいあるみたいです。その中で、特に幅広い利用がされていたのがPFOSとPFOAであり、PFOSと略されるのは、ペルフルオロオクタンスルホン酸というものです。

これは主に泡消火剤、通常家庭にある消火剤とかではなくて泡が出るようなもの、立体駐車場とか空港とかで使われている、そんな消火剤への利用であったり、半導体とか金属メッキするときのレジストという保護膜に使用されていたのがPFOSです。これは法的に2010年に製造、輸入が基本的に禁止されております。利用はいろいろあったのですが、日本国内の家庭用品においては製造に使用された報告はな

いことが環境省が取りまとめているQA集の情報です。そういうものがPFOSです。

もう1つ、PFOAはペルフルオロオクタン酸というものです。こちらも泡消火剤であったり、繊維のテフロン、撥水材、界面活性剤などに使用されている状況ですけれども、こちらも2021年に基本的に製造・輸入が禁止されている状況です。こちらは国内でカーペットなど、テフロンなので、その繊維に利用されていた実績はありますけれども、企業がリスク評価を行って、繊維製品を使用し続けたとしても、基本的にはリスクが懸念されるレベルにはないということがきちんと出ているところでございます。

あと申し添えておきますと、皆さん、フライパンとか撥水コート剤とか撥水スプレーとか、いろんなものに「フッ素」と目にされていると思いますけれども、そのようなフッ素系の撥水材とかフライパンには、今言ったPFOA、PFAS以外のフッ素化合物が使われております。

もう一つのお尋ねの50ng/Lというのが何なのかというところですが、この指標が何かというと、水道においては、水道法に基づく水質基準、法できちんと調べなきゃいけない基準のものと、もう一つ下の目標値で水質管理目標設定項目という2つのものがあって、今、PFOS、PFOAは2番目の基準であって、50 ng/Lというのが規定された時に暫定目標値という表現がされています。

この50ng/Lというのが何をもとになっているかといいますと、基本的には体重50kgの人が一生、水を毎日2リットル飲み続けたとしても、この濃度以下であれば人の健康には影響が生じないと考えられる水準を基に設定されているものでございます。

こちらに関しては、まだここ最近の話で暫定

目標値ということですので、まだいろんな知見が足りないところではあるのですが、12月3日の参議院本会議において石破首相が、有機フッ素化合物の基準について、PFOS、PFOAなどについて専門家の意見を伺いながら、先ほど2番目の基準にあると言いましたけれども、これを水質基準に引き上げることを含めて、来春をめどに専門家の意見などを聞きながら方向性を取りまとめていくということになっていますので、この数値等に関しても、その過程で新たな知見とかが出てきた中で、国から新たな情報提供があると思いますので、県としてもしっかりと注視していきたいと考えている状況でございます。

【本多委員】では、次の質問に移ります。10月末に委員会で県外視察に伺った福島県で、ふくしまHACCPの説明を受けました。福島県が準備したアプリを使うことで、衛生管理計画をつくとか衛生管理を記録することができる、また、個人店舗から工場形態まで対応できる、比較的簡単にHACCPに取り組むことができる優れた取組というふうに感じました。

また、福島県だけではなく岐阜県もふくしまHACCPを使っているということで、福島県の担当者にお聞きしたところ、国の事業費でつくった仕組みなので、他県で使用しても問題ないというお話をされていました。

そこでお尋ねですが、長崎県でふくしまHACCPの導入を検討することは考えられるのでしょうか。

【岩松生活衛生課長】当県におきましては、HACCPの制度化を見据えまして、平成29年度から3年間にわたりましてHACCP型衛生管理導入推進事業というものを実施して、県内の対象事業者がHACCPによる衛生管理に

スムーズに移行できるように、国が示した手引書などを使いまして、講習会による指導とか、HACCPに沿った衛生管理の定着に向けたフォローアップなどの支援を実施して、この事業の末期で9割を超す事業者での導入が済んでいると考えております。

現状といたしましては、新規に店を始める事業者とか、導入済みの事業者の履行状況につきまして、講習会とか現場の監視で記録などの確認を行っております。

また、保健所が行います衛生監視につきましてはDX化を進めているところでございまして、HACCPの取組につきましても、今後、講習会でのタブレット活用、デジタル資料の配布、こういったものもできればというふうに考えているところでございますので、委員ご指摘のふくしまHACCPを当県に導入する必要性は薄いのかなと感じているところでございます。

【本多委員】今もう大体できているので、わざわざふくしまHACCPを導入する必要は今のところはなさそうということです。

ふくしまHACCPの説明の中で、スマートフォンにダウンロードするアプリタイプであって、これを使えば遠隔の事業所の検査が、検査員が行かなくてもできる仕組みもあると伺ったんですが、そこら辺に関してはどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

【岩松生活衛生課長】委員がおっしゃいましたとおり、ふくしまHACCPでは、いわゆるオンライン監視が可能だと伺っていますが、現状、運用にまでは至っていないというふうに伺っています。

そういったリモート監視につきましては、非接触型での監視が可能になると、先ごろの新型コロナウイルス感染症とか、食品衛生対策の観

点からも一定の効果はあるのかなと感じているところでございます。今後、他県での取組状況とかを注視しながら、当県の監視の方法についても、そういったあたりの研究も進めていきたいと考えているところでございます。

【本多委員】 遠隔地というのは、長崎県などは特にそういったところが多いと思うので、しっかりと今後も取り組んでいただければと思います。

最後にもう1問だけ。6月定例会の一般質問におきまして、いじめストップのワールドアクション「ピンクシャツデー」について質問しました。

カナダの学生が、いじめストップの意思表示としてピンクのシャツを着たことから始まり、世界180か国以上のワールドアクションへと発展したピンクシャツデー、長崎のできるだけ多くの県民の皆様にピンクシャツデーを知っていただく必要がある、長崎県内全域に普及していくために、まずは長崎県庁内からピンクシャツデーを広めていく取組は可能でしょうかというような質問をした際に、「県民への意識啓発に向けまして、県庁内の取組につきましては、職員へのピンクシャツデー実施の呼びかけなど検討してまいります」との前向きな答弁をいただきました。

2月最終水曜日がピンクシャツデーになっております。次回のピンクシャツデーは、来年2月26日となりますが、そこへ向けての取組状況、進捗とか計画などがあったら教えていただければと思います。

【石田人権・同和対策課長】 毎年、県職員を対象に人権問題研修を実施し、幹部職員は2年に1回、一般職員は3年に1回受講をしております。今年度も8月に幹部職員研修を実施しまして、

それを皮切りに1月末まで計画的に実施しており、その研修資料の中でピンクシャツデーについてご紹介しております。

今後は、庁内やデジタルサイネージを活用してお知らせするなど、2月の最終水曜日の取組に向けて、さらに周知を行ってまいりたいと考えております。

【本多委員】 もちろん強制するといったものではないんですけれども、いじめストップと簡単に意思表示できる取組になっていますので、2月最終水曜日、2月26日、県庁の皆様と、また私も議員もしっかりとピンクのものを着けて、その意思表示ができればと思っておりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【深堀委員】 1点だけ、先般の懇親会の反省も踏まえて、食品ロスの件で質問したいと思います。

部長報告の中で、令和7年度における1人1日当たりの食品ロス発生量の目標98グラムに対して、令和4年度の発生量が95.6グラムということで、目標を既に達成をしているという報告がっております。

確認ですが、令和元年度実績ではこれが108グラム、その内訳が、家庭系が64グラム、事業所系が44グラムだったというふうに食品ロス削減推進計画の中で明記をされていまして。令和4年度の発生量95.6グラムの中身について、家庭系、事業所系の量を教えていただきたいと思います。

【赤澤資源循環推進課長】 1人1日当たりの食品ロス発生量について、家庭系、事業系別でのご質問ですが、令和4年度の実績におきましては、事業系が30.5グラムに対して家庭系が65.1

グラムということになっております。基準となる令和元年度と比較しますと、事業系は約30%以上減少しているのに比べると、家庭系については横ばいという状況でございます。

【深堀委員】実績としては、家庭系が65.1グラム、事業所系が30.5グラムなんですね。

令和7年の目標は、確かにトータルでは98グラムなんだけれども、この目標は家庭系が58グラム、事業所系が40グラムですよ。ということは、令和4年の実績からいけば、家庭系がかなり目標をオーバーしていることになります。

これをどういうふうに分析をしているのかということが1点と、初歩的なことで申し訳ないですけど、この数字はどうやって出しているんですか。どうやってこの数字を出しているのかなと、統計課が出しているのかな、違いますか。どこが出しているのか、出し方もまず知りたいなど、初歩的なことで申し訳ないですけど、教えてください。

【赤澤資源循環推進課長】まず1点目のご質問ですが、家庭系、事業系、それぞれ取組を進めているところでございます。

家庭系につきましては、10月の食品ロス削減月間や年末年始を中心としたテレビ広報の放映、新聞やデジタルサイネージを使った広告などを行っているほか、小・中学生を対象としましたポスターコンテストを行っております。去る11月23日には、このコンテストで受賞した24人の方を表彰させていただいたところでございます。

事業系を対象とした食品ロス削減の取組につきましては、県の中小企業団体中央会が発刊しております「月刊ながさき中央会」に、「食品ロスの削減について」と題して寄稿させていただいております。また、外食産業で減少させるためには、一定消費者を通した啓発活動も必要

だろうということで、よく言われています3010運動を推進しているところでございます。

2点目のご質問で、全国の家系、事業系についての数字の出し方ですが、基本的に家庭系は環境省で、事業系については農林水産省が出しております。

県の数字につきましては、県の独自の出し方ですけど、使う統計値は、例えば食べ残しの率といったものが環境省から毎年報告が出ておりますので、そういったものの係数などを家庭系廃棄物の量に掛け合わせて出しているところでございます。

事業系に関しましては、産業廃棄物系、一般廃棄物系、両方がございます。そういったものの数字を各年度出して、その中から食品の残渣の量をはじき出しまして食品ロスの発生量としているところでございます。

【深堀委員】わかりました。

私が聞いた質問の1点目は、家庭系が令和元年よりも増えているわけですね、令和元年度は64グラムで、令和4年では65.1グラムと増えているわけですよ。そこをどう評価し、対策を打とうと考えているのかという趣旨の質問だったんです。それはどうですか。

【赤澤資源循環推進課長】家庭系につきましては、令和元年度が64グラムに対して令和4年度が65.1グラムということで、若干増えている状況でございます。

家庭系につきましては、当然普及啓発が非常に大事なのではないかと考えております。したがって、先ほど申しましたように例えばテレビCMであったり新聞広告、こういったもので普及啓発をしていくことが必要なのかなと考えているところでございます。

そのほか、親の世代は、子どもから教育をし

ていただくことも必要なのかなということで、家庭科の授業が始まるのが小学校5年生と伺っていますので、県内の小学校5年生を対象として、食品ロスの削減情報などを掲載した自由帳を作成することとしております。家庭系を減らしていくためには、そういった普及啓発が大事なのではないかというふうに考えているところでございます。

【深堀委員】 答弁は一定理解をするんですけれども、もう一つ、食品ロスの取組の指標で、食品ロスに対する認知、取組を県民がどういうふうに理解しているかという指標がありますね。これは、国の目標は80%、食品ロスに対する認知をもって取り組むという意識を持っている率が80%。長崎県はこれは95%と、全国より極めて高い状況ですね。これは評価をされていますね、削減推進計画の中でも。

今の話だと、かみ合わないんですよ。なんで認知が高いと評価をする一方で、普及啓発が足りない、対策と。私は違うと思うんですよ、そこをどう考えるのか。

95%というのは令和2年度の数字なんです。令和4年度は何パーセントになっているんですか。

【千住委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時14分 休憩 —

— 午前11時15分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開します。

【赤澤資源循環推進課長】 令和5年度は96.7%でございます。

【深堀委員】 ますます上がっているわけですね。上がっているんですね、長崎県民の皆さんの食品ロスに対する課題認識、取組をやらないとかんという認識は全国よりもかなり高い。令和

2年よりも上がっているということですね。

どうやっていけばいいんでしょうね。こういった認識は高くなっているということは、先ほど言った、学校やCMやデジタルコンテンツを使った啓発をしても、認知はもう既に行っているわけですからね。

実践ですよ、問題はね。実践じゃないんでしょうかね。ちょっとアプローチの仕方を考えていかないといけないんじゃないかなと。

自分も反省をしています。先般の懇親会が、この委員会の後だったら、もうちょっとと反省しているんですけど。

今は家庭系の話をしていますが、事業所系で言えば、この間、自分も思ったことは、やっぱり3010運動ですね。これをいかに浸透させていくのか。外食で3010運動を実践すれば、恐らく家庭においても、その感覚はもちろんあって、いかに食品を大切にするかと実際に取り組む。

だって、世界全体でいえば9人に1人が食糧難で餓死をするような状況だからこそ、この食品ロスというのが国際的な問題になっていて、日本は真っ先に取り組まないといかん状況になっている。だから、3010運動とかをもう少し。

中小企業団体の皆さんにと言っているけど、外食産業に直接働きかけるような取組も必要じゃないかなと思っているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【赤澤資源循環推進課長】 外食産業に関しましては、確かに事業系に関してはかなり減っているという話をしましたが、令和2年度から令和4年度というのがコロナの時期が重なったことでもありますので、数字が減っていることは事実ですけど、令和5年度以降にちゃんと数字が下がっていくのかは当然今後も注視していかなくちゃいけないのかなと思っています。したがって、

委員ご指摘のとおり、外食産業に対して何かしらの啓発活動も当然今後考えていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、先ほど家庭系のところで、委員のご指摘で矛盾があるのではないかという話がありました。意識調査の中で賞味期限等について、例えば冷蔵庫の中に入っていて賞味期限が切れた商品に対して、切れても何日かだったら大丈夫かと自分で判断して食べる認識でいる方は結構おられる。アンケートの中でも大体7割ぐらいの方は、そういった回答をされているところです。一方で、実際に賞味期限等を、冷蔵庫にしまったり倉庫などに入れた後に、在庫はどうかをチェックするという方は、実は3割ぐらいまでに減る状況です。

したがって、食べる時、あるいは買う時は賞味期限等を見るのかもしれませんが、一旦しまってしまうと、なかなかそういったものを見ないということがあるのではないかと。なかなか皆さんが気づいていない部分、こういったことが食品ロスの削減になるんだよというところを、今後、啓発活動の中に取り込んでいくことも大事なのかなと考えているところでございます。

【深堀委員】 今、課長が示されたように、いろんな気づきの部分もあるし、コロナ禍で外食を控える方々が家庭で食事をとることによって、家庭で出る食品ロスが増えた可能性は十分あるんだろうなと理解をしました。

最後にもう一つだけ。施策評価の調書の7ページで、1人1日当たりの一般廃棄物の排出量の数字が載っています。令和4年で953グラムですが、これは食品ロスとの関係はどういうふうになりますか。これに含まれるんですか。

【赤澤資源循環推進課長】 1人1日当たりのごみの排出量については、国で一般廃棄物の排出

量調査を毎年行っています。そちらから数字を算定していくことになります。市町村でゴミが出されましたと、出されたゴミの中から廃棄物の排出量が全体で幾らと、それに対して人口がどのくらいということで割って出したものがこの数字になります。

従いまして、食品ロスの出し方が反映されるかということ、一部は入るかもしれませんが、全部が全部入るかということ、例えば産業廃棄物としてくられるものは反映されない形になるかと思います。

【深堀委員】 分かりました。食品ロスが令和元年から12グラムほど減少してきている中で、一般廃棄物の量がそこまで減っているのかという目を見た時に、相関性がないのかなというふうに感じたものだから、ちょっと聞いてみました。

もちろん一般廃棄物の排出量を削減していくことは環境問題的にも必要なことなので、これは数字としては目標値に対してまだ上回っていますよね。令和4年時点で942グラムを目標にしていたものが953グラムと。

今度は食品ロスと別の観点で、これに対する取組状況について、少し説明をいただければと思います。

【赤澤資源循環推進課長】 ごみの削減に関しては、消費者団体とか行政、有識者で組織をしているながさき環境県民会議を中心に、ごみゼロ実践計画に基づく県民運動を行っているところでございます。

また、市町が一般廃棄物の総括的な責任を持っていますので、市町、あるいは事務組合と連携した廃棄物対策連絡協議会を毎年行っているところでございます。各市町で有用な取組があったものに関しては、各市町に横展開をしたいということで事例紹介をしているところでござ

います。

そのほか、ごみの中には生ごみが結構多くございます。生ごみは水分が多いので、この水分を減らすだけでもかなり変わってくるのかなということで、今年度は、生ごみのひと絞り実証事業ということで、県内の幾つかの市町と連携を取りまして、生ごみをもう少し絞った時にどれぐらい減るかということを実証的に行っているところでございます。

来年は、SNSとかを使った広告であるとか、そういったものを検討していきたいと考えているところでございます。

【深堀委員】 一般廃棄物と食品ロス、まとまりで言えば一緒の部分もあるので、食品ロスの削減と一般廃棄物の削減とセットでね。いろんな啓発活動であったり取組を、それぞれでやるのではなくてセットで、ぜひお願いをしたいと思います。

最後にもう一つだけ。言い忘れていたんですが、食品ロスの中でフードバンク等々との連携は、削減計画の中にも推進計画の中にもあるわけですが、こういった箇所と事業者を結びつけて、食事が取れない子どもたちに提供する慈善活動につなげることも大きな役割があると思うんですが、そういったところとの連携状況について教えてください。

【赤澤資源循環推進課長】 フードバンク団体との連携につきましては、昨年度6月補正の中で、フードバンク団体のスタートアップ時に必要な備品であるとか、そういったものに対する助成を行いました。昨年度は9団体に交付をして、フードバンク団体を設立する上での支援を行ったところでございます。

今年度は、そのフードバンク団体との連携も非常に必要でありますので、例えば食品関連の

企業からフードバンク団体とつないでほしいというふうな話がありましたら、フードバンク団体におつなぎをさせていただいているところでございます。

【千住委員長】 審査の途中ですが、午前中の審査をこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き県民生活環境部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時26分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、県民生活環境部の審査を行います。

質問はありませんか。

【山本委員】 では、2点お伺いをします。

1点目が、野菜摂取量増加に向けた取組についてお尋ねをします。これ自体は、どちらかというと国保・健康増進課が所管かなとは思いますが、食育というところで関連でお伺いをいたします。

国が発表しています都道府県別の1日当たりの野菜摂取量の最新の数値が、平成28年分とちょっと古いんですが、男性は、全国平均が284グラムに対して本県は269グラムで全国で42位、女性が全国平均の270グラムに対して本県は249グラムで39位とのこと。

令和3年度からの国の第4次食育推進基本計画では、1日当たりの野菜摂取量の目標は350グラムとなっているようですが、本県の野菜摂取量の現状について、お尋ねをします。

【立石食品安全・消費生活課長】 本県における野菜摂取量は、直近のデータで令和3年の長崎県健康栄養調査によりますと、野菜摂取量の1

日当たりの平均値は男性が239.9グラム、女性が230.1グラム、総計で234.4グラムという数値がございます。これは、国の目標350グラムに對しましては、およそ100グラム超少ない現状になっております。

【山本委員】課長がご答弁いただいた結果について、国のほうも平成28年に比べて直近が下がっていると。いろいろな取組をこれまでされてきていると思うんですけれども、全国的にも下がっている。今お聞きしたら、長崎県の数値も、平成28年と比べて20グラムから30グラムぐらい減っている状況かと思うんですけど、この要因についてどういうふうに考えていらっしゃるのかお尋ねします。

【立石食品安全・消費生活課長】野菜摂取量の減少の要因は、いろいろ調査の中で報告がされているものがございます。例えば農林水産省の平成25年の野菜摂取量の状況報告では、食生活の多様化、洋風化が野菜摂取量の少ない要因の一つとされておりまして、以前は根菜類などの野菜を煮物などで多く食していたのが、最近ではサラダとして野菜を食べるようになって、結果、摂取する重量が低くなったという報告もございます。

民間の調査で、平日の朝食の品目数が少なくなったり、栄養バランスの意識の低さが減少につながっているのではないかというような調査結果もございます。

【山本委員】都道府県別の野菜摂取量の全国順位が、先ほどは平成28年で、その前は平成24年の数字がありまして、長崎県は男性が全国で21位だったのが、平成28年は42位と大きく順位を下げていると、女性は42位から39位と横ばいの状態であったのに対してですね。

徳島県は、男性が平成24年は45位と本県より

も下位だったんですけれども、平成28年は8位、女性も38位と本県と変わらなかったのが、平成28年に全国3位と大きく順位を上げているんです。徳島県がどういう取組をしているかとネット等で調べてみると、平成24年のこういう順位が低いのを受けて、県とか医師会とか歯科医師会、栄養士会、大学、学校、食生活改善推進員などを構成員とする野菜摂取量アップ専門部会というものを立ち上げて、8月31日の「野菜の日」を挟む1週間を独自に徳島野菜週間と定め、リーフレットやグッズの配布などの集中的な普及啓発を行ったり、徳島健康ポイントアプリ「テクとく」というそうですが、1日350グラムと具体的に目指して、毎日の野菜摂取量をチェックするなどの取組を行っているようです。

そこで、本県では野菜摂取量の増加に向けてどのような取組を行っているのか、また、もし徳島県の取組をご存じであつたら、そことの違いもありましたらご説明をお願いします。

【立石食品安全・消費生活課長】本県におけます野菜摂取量増加対策は主に国保・健康増進課が取り組んでいるところでございますが、同じ食育計画の中で連携して取り組んでいるところであります。

現在は、徳島県でもございましたが、「野菜の日」を中心に集中的に啓発をしたり、健康づくり応援の店登録店で野菜たっぷりメニューの提供をしたり、プラス野菜1品チャレンジ事業で料理講習会をやったりということで、野菜摂取の増加に向けて各種取組をされています。

当課におきましては、特に若い世代、大学生とかが、朝食をとらなかったり栄養バランスの良い食事がとれなくなったりということで、特に大学生と連携をいたしまして、栄養バランスの良い食事、朝食摂取の促進に向けて取組をし

ておりまして、県内の4大学の学生と一緒に朝食レシピの開発をしたり、食育講演会の中で試食を作って提供したり、それをSNSやホームページで紹介する形で、朝食摂取で野菜もバランスよい食事を取りましょうという観点を含めまして啓発をしているところでございます。

【山本委員】これは市がやったのか、市の食生活改善推進員の団体がやったのか、記憶がはっきりしないんですけれども、紙を渡されて、野菜をとっていますかと、350グラムはこれぐらいですよというふうなものがあって、朝昼晩と1週間つけてみてください、ちゃんと取れましたか、みたいなチェックリストがあって、やったことがあるんです。2週間続きませんでしたけど、とりあえず1週間やってみた。こういう感じで、意識をするというか習慣づける、350グラムというイメージをつくる。

多分、県でもいろんなレシピが出ていたと思うんですが、そういうのはされているんですけれども、350グラムって、具体的にどのくらいですか、1日3回でどれぐらいずつ食べればいいですかと、外食だったらそうですよという形でイメージをつくって、意識づけをしていけば習慣化する。あるいは習慣化できなくても、そういえば今日は食べておらんやったね、みたいな形が出てくるのかなというふうに思います。

徳島県がこれだけポンと上がった。たしか数字的にも350グラムまではいっていないんだけど、300グラムを超えるような数字になっている状況があると思います。徳島県でもアプリをやっているし、長崎県でも多分、アプリをやっていると思うんです。アナログでもデジタルでもいいんですけれども、そういう習慣づけ、参加者が増えるようにですね。

それから、市町と目標を共有して、たしか県

としても今回の健康21とかで数字を挙げていたと思うので、市町と目標を共有した取組を引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目は地域猫活動の支援についてです。今回の資料でいうと事務事業評価の22ページに出ていますし、令和7年度の主要施策の県民生活環境部のところにも出てくるんですが、主要事業のところでは、地域猫活動に係る野良猫の不妊化手術支援という書き方がしてあって、事務事業評価では拡充ということで、野良猫の子猫を減らすための地域猫活動を県内全域で実施するため、不妊化支援を継続して行い、市町やボランティアと連携して政策を推進すると取組がうたわれております。

不妊化治療につきましては、近年急速にたくさんやっているし、殺処分の数も目に見えて効果が出ていると思うんですけれども、地域猫活動自体について、まだよく見えないところがあります。やっているところはたくさんあると思うんですけれども、今、県内で、大ざっぱな言い方ですけど、どこで、どれくらいの団体数で地域猫活動を行っているかと把握されているのかをお伺いします。

【岩松生活衛生課長】地域猫活動につきましては、委員のご指摘のとおり、県内地域によって濃淡があるのは承知しています。盛んな地域といますと、県央地域とか県南地域、島原半島も割と盛んな地域なのかなと、ボランティアがたくさん頑張ってやっていただいている状況だと思います。

本土地区でいいますと、県北地域は少しボランティアが少ないということでアドバイザーの派遣、また、島についてもそういった形で、手薄なところはボランティアの育成に取り組んで

いるところでございます。

【山本委員】 そういった中で、私にも相談といえますか、お聞きすることがあって、なかなかうまくいっていない事例が耳に入ってきます。県内のいろんな取組の中で、地域も市も含めてうまくいっているところと、地域とうまくいっていない、あるいは市とうまくいっていないところの違いはどんなふうに認識されているのか、お願いします。

【岩松生活衛生課長】 うまくいっているところは、保健所とか地域のボランティアの方、また市町の担当課がうまく連携、協力して、地域の課題ということで地域猫問題に当たっていることが大きいのかなと思います。

逆にうまくいっていないところは、そういった連携があまりうまくいっていない、あとはボランティア自体の数が少なく、どうやって手をつけていけばいいのかなといった部分が大きな課題になっているのかなと思っているところでございます。

【山本委員】 地域の課題という形でスタートをしていくと、比較的うまくスムーズにいくのかなと思うんです。私の肌感覚として、以前は町内会の人が集まると、猫がここに糞をしたとかというふうな形のものが結構上がっていたのが、最近は、ないわけではないんでしょうけれども、それが地域の課題、町内会の課題としてあまり出てきていないような感じがするんです。それが、活動がうまくいっているからなのか、どうなのかがちょっとわからない、つかめていないんですけれども、いずれにしても地域の課題として上がってこない、勝手にやっているという話になってみたり、また、地域猫活動としてやっている人と無責任に餌をやっている人が混同されてしまったりというところで、

市としてもなかなか「うん」と言いきりませんよみたいな、そこが何年間か続いているなというふうな感じがしています。

県では、課長からも、県がとにかく主体的にやっていきますというふうな力強いお言葉もいただいておりますし、保健所等も含めてロードマップをつくってやっていただいていると思っております。

そうすると、今度は市と県の関係ということで、市町に対して指導、支援をお願いしたいと思うんですけれども、その点はどうでしょうか。

【岩松生活衛生課長】 動物愛護行政につきましては、今、委員からおっしゃっていただいたとおり、私どもが先頭に立って進めていくものという理解でおります。ただ、私どもだけでは当然目標を達成できないと思っておりますし、ボランティアもそうですし、市町の関係各課の方々との連携も必要だと感じています。各保健所単位で動物愛護推進協議会を組織して、意見交換、情報の共有を図りながら、なお事業を進めていきたいと考えているところです。

【山本委員】 市町の場合、どこが担当しているのかというのがですね。動物の事故があったから引き取ってくれとかというところがやっているケースであったり、自分のところの本来の業務があって、それに地域猫の部分も所管になったみたいなのが市町によってはあると思うんです。だから、市町自体が自分事、その課自体が自分事として思ってくれないと、なかなか難しいなと思っておりますので、ぜひ引き続き。

せっかくやっていらっしゃる方が地域の中で悪者になってしまっているパターンがあるし、お互いに関係が悪くなって非常にぎくしゃくしているというふうなケースが見られますので、ぜひスムーズに、ちょっと時間がかかるかもし

れませんけれども、市、町内会であつたり、そういった方と連携をして理解を深めていただければと思いますので、引き続きよろしく願いをいたします。以上です。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【外間委員】 産業廃棄物税について、確認の意味でお尋ねをいたします。

先ほど部長がご説明した産業廃棄物税導入、かれこれ20年たって、5年ごとの更新といえますか、その都度その都度、抑制にかかっているのか、あるいはきちっとリサイクルが進んでいるのか、こういったことがこの条例によって、この税金を取ることにによって円滑に進んでいる。そのことによって県の廃棄物行政を円滑に進めていくということで、すぐれた条例、税金の取り扱いであると、これを5年後に改めて検討を行うことにしているというご説明をいただきました。

改めて確認なんですけれども、平成17年に産業廃棄物税が導入され、越境処理も含めて他県との関連があるので、同時進行してそれぞれの県で連携して、この税金を導入した経緯があります。

まず、基本的なこととして、当時の産業廃棄物税の単価、1トン当たり1,000円という記憶があつたんですけれども、今現在において、産業廃棄物の処理にかかる単価と総重量をお示しいただければと思います。

【赤澤資源循環推進課長】 産業廃棄物税の単価についてのご質問でございますが、平成17年度に導入した時と同じで、最終処分場へ搬入する場合は1トン当たり1,000円、焼却施設に搬入する場合は1トン当たり800円という形で設定しております。

産業廃棄物の量に関しては、制度導入前の平

成16年では456万1,000トンでしたが、直近令和4年度の排出量としては492万4,000トンで、排出量としては約8%ほど増加している状況でございます。

【外間委員】 増加していると、適正に処理をしているからこそ数値が上がってきたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【赤澤資源循環推進課長】 排出量につきましては確かに8%ほど増加しているところでございますが、一方で再生利用量、原料化量につきましては、量・割合ともいずれも増加している状況でございます。

また、最終処分量に関しましても、導入される前の平成16年度で43万トンだったものが、令和4年度で28万9,000トンと約3分の2まで減少している状況でございます。

以上のことから、事業者で搬出抑制とかりサイクルに一定取り組んでいる効果ではないかというふうに考えております。

【外間委員】 今の産業廃棄物税の仕組みが実によくいっているがゆえに、こと問題もなく、不法投棄もないというふうに、希望しているところですけども。

これは目的税でありますから、税収をがっばり集めようという理由ではなくて、あくまでも排出規制とかりサイクルを進めていくことによって、この目的税を高めていくということであるから、たくさん税金が集まったということよりも、むしろ適正に処理をされているかということの材料として税金が導入されているというふうに理解をしています。

実際に不法投棄を行った業者に対して、廃棄物処理法違反による刑罰、現在における諸規定はどのようなになっていますか、お聞かせください。

【赤澤資源循環推進課長】 刑罰に関しましては、不法投棄はかなり重く、最高で懲役5年という形になっております。法人であれば両罰規定ということで、法人も罰せられる形になっております。

【外間委員】 実は、昭和のころにマニフェストという言葉が初めて出てきてまして、ごみを出す、廃棄物を出す排出業者と、それを適正に処理する業者の責任というもの、不法投棄を行うと、排出業者の責任になるという仕組みになっているわけですね。それは今でも変わらないと思うんです。そのことによって、適正に処理をする業者が信頼をもって選ばれる仕組みになっているから、そういう業を、不法投棄をするようなことは絶対にあってはならないというふうなルールで、排出業者に責任を重く与えているおもしろい仕組みだと思っております。これがうまくいっているからこそ、20年も、この税金の導入によってうまくいっているのではないかと、いうふうに、今の課長のご説明を聞いて理解をしたところであります。

私が聞きたい質問は以上で終わりますが、この産業廃棄物税というものの今後推移をしっかりと見守っていきながら、適正に処理がされて、そして改めて5年後に検証を行う廃棄物税制度というものを継続して行うことについて了したいと思います。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中島委員】 事務事業の評価結果一覧の4ページ、「施策3 男女が性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会づくり」で、主な評価対象事業のながさき男女共同参画“輝き”プラン推進事業の実施状況を見ますと、「男女共同参画推進員や市町の担当者研修会を開催するとともに、一般県民も対象とした地域における男女

共同参画推進研修等を実施した。また、男女共同参画審議会を2回実施した」ということで、見直しの方向としましては、「男女共同参画地域リーダー企画実践事業は、実施していない市町への情報提供や広報啓発を強化し、実施を促していく」ということです。

男女共同参画地域リーダー企画実践事業を実施していない市町があるということですが、どの程度の市町で実施されているのでしょうか。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 男女共同参画地域リーダー企画実践事業というのは、令和6年度、今年度から始めた事業でありまして、地域の男女共同参画推進員の方々が、自分たちで企画して実践する事業を、県が伴走型で支援するという事業です。今年度は、壱岐市、新上五島町、南島原市で行っております。来年度以降は、また違う市町で、毎年3市町ぐらい選びまして、自主的に行っていただこうと思っています。

今年度やっていただいた市町については、引き続き自分たちで行っていただいて、それを見守ってというか、何かお手伝いすることがあればやっていきたいと思っています。

【中島委員】 今年度の内容を見直したということです。以前も事業内容は似たような感じで実施されていたと思うんです。

これからまた内容を見直した中で、毎年3市町ぐらいを対象にやっていくんでしょうけれども、これをずっとやっていく中で、実際に1回やった市町においては継続してやっていかれるということなので、その後の流れもしっかりと確認していただきながら事業を進めていただければ、事業効果もかなり良いほうに向かうのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと

思います。

こういった事業を実施している中で、総合計画の施策の進捗状況調書の4ページ、成果指標で、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合が、令和5年で54%、目標値が54.9%ということで、達成率98%となっております。

こういった男女参画の事業をする中で、女性もしっかりと仕事ができる状況とか、世間的にはある程度、皆さんの中で認識できているのかなと思うんですけれども、実績値が54%ということは、大まかに見ると2人に1人の割合ということになるわけです。事業の目標値に対する達成率が98%ということはわかるんですけれども、我々の日常的な感覚としては、ほぼ反対する人じゃないのかなという思いがあるんです。この数値が県民の皆さんに公表された時に、長崎県ってそんな状況なのかなと、認識が低い印象を与えてしまうかなと心配するんです。

アンケートの取り方にもよるかと思うんですが、取り方も含めて、こういった形でこの数字が出てきたのかをお知らせください。

【松尾男女参画・女性活躍推進室長】 アンケートにつきましては、県総合計画における数値目標の実績値を取得するために、毎年、政策企画課で実施しているものです。県内在住の15歳以上の男女を対象として、性別、年代、居住地域について長崎県の実態と等しい割合で1,000人の回答を集計しております。

設問につきましては、「家庭生活において、『夫は外で働き妻は家庭を守るべきである』という考え方があります。これについて、あなたの考えに最も近いものを1つお選びください」と尋ねておりまして、「賛成」、「どちらかといえば賛成」、「どちらかといえば反対」、「反

対」、「わからない」の5つのうち1つを選択していただくものです。

令和5年度のアンケート結果としまして、「反対」、「どちらかといえば反対」の合計が54%で、「賛成」、「どちらかといえば賛成」が23.9%となっております一方で、「わからない」と回答した方が22.1%もおられました。

年代別に見ると、「賛成」、「どちらかといえば賛成」は、10代が最も低く7.3%で、60歳以上が最も高く30.4%となっております。「反対」、「どちらかといえば反対」は、10代が73.2%、30代で60.6%と高くなっております。

【中島委員】 肯定論者が割と少ない、23.9パーセントですね。そういうのがわかった上でのこの数字だったらわかるんです。

今後、こういった数字を公表していく上で、アンケートのその取り方であると、どうしてもこういう形になると思うんですが、「わからない」と答えた方も結構いらっしゃる中で、数字の操作をせよとまでは言いませんけれども、こういう数字が出てくると、見た時に「こんなものなのかな」という思いがするので、何らかの検討をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

【千住委員長】 ほかに質問はありませんか。

【初手副委員長】 それでは1点質問をさせていただきます。私は、長崎県汚水処理構想2024の下水汚泥の肥料利用の件で質問させていただきたいと思います。

汚水処理構想が今年の4月からスタートしたわけですが、今から長い目で見て、いろんな施策を取り組んでいかれるのだと理解をいたしております。その中で、下水汚泥の肥料利用が位置づけられております。これはそれぞれ地域によって対応も異なるのだと思います

けれども、何点かに分けて質問させていただきたいと思います。

下水汚泥の肥料利用に向けた経過といいますか、計画にのせていくに至った経過について、最初にお尋ねをさせていただきたいと思います。

【佐藤水環境対策課長】昨年度末、県の污水处理構想を立てまして、その中に汚泥の堆肥化の計画を載せております。

これは国土交通省が、下水汚泥を肥料化し、リンの国内供給率を40%まで引き上げること为目标とすると令和4年度に打ち出しまして、国の方向性に基づいた形で、県の污水处理構想の中に基本方針として記載をしているところでございます。

【初手副委員長】経過的には、大枠的には理解をいたしました。

肥料化を進めていく工程といいますか、汚泥から肥料にする流れ、どういった手順を踏んで肥料化されるのか、その辺の流れについて教えていただければと思います。

【千住委員長】暫時休憩します。

— 午後 2時 4分 休憩 —

— 午後 2時 5分 再開 —

【千住委員長】委員会を再開します。

【佐藤水環境対策課長】下水汚泥を肥料にしていくに当たりましては、下水処理の汚泥は産業廃棄物になりますので、重金属の含有量とかの調査をまず実施して、その成分も見極めた中で堆肥化していきます。

長崎県で民間に2施設ありますが、そちらに汚泥を持ち込んで、堆肥になるまで3か月ぐらいかかります。こういう形で堆肥化していく状況になっております。

【初手副委員長】汚泥を民間業者に頼んで、料

金を取られるのかわかりませんが、肥料化をすると。この肥料ができた後、どこかで使わなければいけないのですが、それはこういったルートが考えられるのですか。

【佐藤水環境対策課長】まだ始まったばかりで、県内の2業者に確認したところによると、一部農家に引き取ってもらっているものもあるが、まだまだ下水汚泥の肥料の認知もないということで、ある意味お試して配布もしていると、今はそういう状況でございます。

【初手副委員長】まだ始まったばかりなので、その確たるものは、固まったものはこれからだと思うのですけれども、民間で販路もそれぞれ、どこで使っていくかは業者で選択をしていくという理解でいいのかと思います。

そういうことで肥料になっていくのですけれども、今、このシステムといいますか、肥料化を進めている市町はどれくらいあるのですか。

【佐藤水環境対策課長】県内の下水汚泥の有効利用、リサイクル率は99.9%となっております。全国平均が75%ですので、それをはるかに上回る形で有効利用しております。

令和5年段階で堆肥化率は44.37%になっております。令和6年度現在で、民間で堆肥化処理をしている市町は6自治体となっております。

【初手副委員長】下水汚泥を肥料化している自治体はどこがあるのかを知りたいのです。

【佐藤水環境対策課長】令和6年度で、自治体としましては、長崎市は複数の処理場がありますから、その中の一部で実施しております。それと県の流域下水道も堆肥化をしております。それと大村市がしておりまして、あとは壱岐市、雲仙市、それと東彼杵町で、県も含めて6自治体で堆肥化をしております。

【初手副委員長】重ねてお尋ねします。

肥料化していく場合のコストとといいますか、焼却するか、乾燥して建設資材、道路用に使うか、コンポスト化、この3つの方法があると私は思うのですが、行政が負担する場合のコスト的な面はどのようなのですか。それぞれあまり変わらない状況なのでしょうか。もしお分かりであれば教えてください

【佐藤水環境対策課長】下水汚泥の利用としては、堆肥化して肥料にするものと、焼却したものを溶融して建設資材に使うと、大まかにはこの2つでございます。

各下水処理場から汚泥を搬出して、産業廃棄物として適切に処理をするに当たって、処理費用と汚泥を毎日運搬する費用がありまして、どちらかという運搬費のほうがコストに占める割合が大きいものですから、見積りを取る各自治体にヒアリングしたところによると、運搬距離のウェイトが大きいので、そこでコストがある程度決まってくるような状況だとお聞きしています。

【初手副委員長】今からどういうふうな形で浸透していくか、コスト的な面もあるので、どこまで対応できるか、いろいろ出てくると思います。国の方針ということもありますが、県として、肥料化する数値目標は特段設定する必要はないのですか、その辺はどうですか。

【佐藤水環境対策課長】県としましては、下水汚泥は99.9%、ほぼ100%までリサイクルされています。国も堆肥化という方向を打ち出しておりますので、県としても、各自治体に堆肥化に対しての検討はしっかりしていただきたいと思っております。

ただし、下水道も各市町は企業会計で運営しておりますので、無理に高いコストを払ってまでということはあると思いますので、そこは

各自治体が、下水道事業者が適切にコストを比較しながら、各事業者における運営方針に基づいて決めていくことだと考えておりまして、県として、今のところ具体的に何パーセントという数値目標まで定めておりません。

【初手副委員長】これからの動きになりますが、各市町の実情がそれぞれあるかと思しますので、事業として取り組むことも必要ですけれども、そういったことも含めながら、今後、私もこの取組は見守っていきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

【千住委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時13分 休憩 —

— 午後 2時13分 再開 —

【千住委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、交通局関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時14分 散会 —

第 4 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月12日

自 午前10時 0分
至 午後11時16分
於 委員会室 3

土木部技監 植村 公彦 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	千住 良治 君
副委員長(副会長)	初手 安幸 君
委 員	田中 愛国 君
〃	外間 雅広 君
〃	深堀ひろし 君
〃	中島 浩介 君
〃	山本 由夫 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	本多 泰邦 君
〃	大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

ごうまなみ 君

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

交 通 局 長	太田 彰幸 君
管 理 部 長	岩崎 良一 君
乗 合 事 業 部 長	柿原 幸記 君
貸 切 事 業 部 長	江頭 興祐 君

文化観光国際部長 伊達 良弘 君

県民生活環境部長 大安 哲也 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 再開 —

【千住委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

なお、ごう委員から欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、交通局関係の審査を行います。

委員会による審査を行います。

交通局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、所管事項についての説明を受けたのち、議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、交通局長より、所管事項説明を求めます。

【太田交通局長】 おはようございます。

観光生活建設委員会関係説明資料、交通局の1ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

（交通局の経営状況について）

令和6年度上半期の経営状況は、営業収益において、乗合バス及び県外高速バスが堅調に推移しており、また、今年1月からの貸切バスの運賃改定の効果等もあり、前年度同期に比べ1億2,000万円の増収となりました。

営業費用については、職員の処遇改善に伴う人件費の増やバス車両の更新に伴う減価償却費の増などから、前年度同期に比べ1,200万円の増加となりました。

この結果、上半期における営業収支（税込）は、前年度から1億1,000万円改善し、7,800万

円の黒字となりました。また、営業外収支を加えた、経常収支においても1億4,000万円の黒字となっております。

交通局を取り巻く経営環境は、運転士不足や燃料費の高騰に加え、継続的な車両更新への対応が求められるなど、厳しい状況にあります。経営計画に沿った改善策の着実な実施によって、路線バス網の維持と経営基盤の強化に努めてまいります。

（「デンリュウ」ラッピングバスの運行について）

長崎県と株式会社ポケモンにおいては、本県の魅力発信や観光振興、地域活性化を目的に、本年6月に連携協定を締結したところであり、ポケットモンスター「デンリュウ」を「ながさき未来応援ポケモン」として就任させ、本県内において、西肥自動車や長崎電気軌道における「デンリュウ」ラッピング車両の運行、マンホール蓋に「デンリュウ」を描いた「ポケふた」の設置、「デンリュウ」が刻印された長崎カステラの販売など、長崎を盛り上げるための様々な取組が進められております。

交通局においても、空港リムジンバス1台に「デンリュウ」をラッピングし、去る11月2日から運行を開始しましたが、運行開始に先立ち11月1日に実施した出発式においては、ラッピングバスとともに「デンリュウ」の着ぐるみも登場し、西山台保育園の子どもたちの歓声の中で執り行われました。また、子どもたちには、「デンリュウ」バスの初めてのお客様としてご乗車いただいたところであります。

バスの両側面には、「中華街・めがね橋・グラバー園」及び「長崎の夜景」のデザインとともに「デンリュウ」がラッピングされ、また、車内にも工夫が施されるなど、楽しく、長崎の

魅力を十分に感じていただけるものとなっております。その運行状況については、県営バスホームページに運行予定表を掲出するとともに、「県営バスナビ」で追跡できるようにしており、県内外のお客様に長崎の魅力を積極的にPRしてまいります。

（貸切バスの状況について）

交通局においては、旅行業を活用し、着地型周遊観光バスツアー「ぶらりん」を令和4年度から企画・運行しており、去る11月4日及び24日には「ぶらりん」の新たなコースとして、「大村湾周遊モニターツアー 湾内クルーズと萱瀬ダム内部探検！シュシュのバイキング&映えスポット“千綿駅”」を実施したところです。

その内容は、長崎バスターミナルを出発し、「時津港から琴海を経由して長崎空港までの湾内クルーズ」、「萱瀬ダム内部の点検用トンネル（監査廊）の探索」、「おおむら夢ファームシュシュのランチバイキング」、「東彼杵町の観光」を経て長崎へ戻るツアーとして企画しました。

湾内クルーズについては、長崎県観光連盟と連携し、「大村湾サイクルーzing」において安田産業汽船が運航する不定期航路に相乗りさせていただいたほか、萱瀬ダムの探索では、県央振興局河港課と連携し、インフラツアーとして担当職員による施設案内を実施するなど、部局間で連携した取組といたしました。

また、今回のモニターツアーには、一般募集の参加に加えて、長崎市内の観光業者にも参加いただき、アンケート等を通じてご意見をいただいたところであります。

今後、これらのご意見も踏まえながら、商品のさらなる磨き上げを行い、本県の観光振興に貢献してまいりたいと考えております。

追加の1をご覧ください。

（長崎市内路線バス共通チケット「ながさき旅パス24-hour」の販売について）

交通局においては、長崎自動車株式会社と長崎電気軌道株式会社の3者で、今年7月から9月まで「バス・路面電車共通8時間フリーパス」を販売いたしましたが、その販売実績やお客様からのご意見を基に、料金や利用時間を見直し、長崎自動車株式会社との共同で、長崎市内の指定エリアにおいて路線バスが大人900円で24時間乗り放題となる「ながさき旅パス24-hour」を12月20日から販売することとしております。

この乗車券は、「九州MaaS」のプラットフォームとなっているスマホアプリ「my route」限定のデジタルチケットとなっており、路線バス沿線の観光施設をめぐる周遊コースをSNSで発信するなど、本県を訪れる多くの方にご利用いただけるよう努めてまいります。

今後も運行事業者の垣根を越えた共創の取組を通じて、利用者の利便性向上を図りつつ、持続的な公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいります。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【岩崎管理部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出させていただきました交通局関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約案件につきましては、資

料の2ページに記載のとおり、本年9月から10月までの実績は1件となっております。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【千住委員長】以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

何点か質問させていただきたいと思います。部長説明の中から質問をさせていただきます。

最初に、「デンリュウ」ラッピングバスですが、連携協定をしてから、あちらこちらで「デンリュウ」も見かけますけれども、こちらの空港リムジンバスにおいては、どんな効果を期待しておられるのか、お伺いします。

【柿原乗合事業部長】「デンリュウ」バスにつきましてでございます。先ほど委員もおっしゃいましたように、今回の取組につきましては、長崎県と株式会社ポケモンとの連携協定に基づきまして、こちらの地域の魅力を発信する取組の一環として行ったものでございます。したがって、ラッピングバスにつきましては、長崎県の魅力を発信いたしまして、観光振興、地域活性化に寄与してまいりたい、そういったことを目的としております。

【饗庭委員】わかりました。

これによって利用者が増えていくかなという期待があるのかどうか、お伺いします。

【柿原乗合事業部長】ラッピングバスの運行はしておりますけれども、既存の長崎～空港を結ぶ空港リムジンバスを運行しております。ただ、こうした斬新なと申しましょうか、ある意味、世界に1台しかないバスでございますので、ポケモンファンというのはたくさん国内外にいらっしゃいますということでお伺いしています。そうしたことを目的にお見えになる方もきっといらっしゃるんだろうなと、そういったものも期待しながら、併せて長崎の方にぜひ観光においていただきたいと思いますし、より多くの方にご利用いただきたいと思いますと思っています。

【饗庭委員】わかりました。

次に、貸切バスの状況について説明してあり、その後に、アンケートを通じてご意見をいただいたということですが、このアンケートの主なご意見とか、わかれば教えてください。

【江頭貸切事業部長】今回の大村湾クルーズと萱瀬ダムのツアーには、合計で23名の方にご参加をいただいたのですが、参加者の大半は県内在住者ということでもあったのですが、大村湾クルーズとか、萱瀬ダムの監査廊に入っていく内部探検というのは、なかなかふだんできない体験ということで、初めての体験ということで、アンケートの内容も、想像以上に新鮮で、アトラクション的で楽しかったというようお声が見受けられました。

また、大村湾クルーズの中では船会社の方に、ダムでは県央振興局の職員の方に、それぞれ大村湾のしまじまのことであったり、ダムの仕組みとか、大村から長崎の浦上水源地まで送水が毎日なされているということであったり、様々な案内がありまして、そういったところも興味

深く、勉強になったというようなお声をいただいています。

そのほかの見学地においても、千綿駅で熱心に写真を撮る方がいらっしゃったり、バスガイドの案内を体験する方というのも近年、少なくなっていますので、バスガイドの案内を聞けて、すごく新鮮だったというようなお声などもいただいております。

全体的に好評だったかなと思っておりますが、中に、このダムの見学を目的に、中部エリアから参加されるという方がいらっしゃいまして、その方々からは、ダムのツアーをもうちょっとたくさんやってほしいと、そういった意見もいただいておりますので、そういった声をまた活かして、ツアーづくりをやっていきたいと思っています。

【饗庭委員】ありがとうございます。

好評だったということですが、この後、またいろんなツアーを考えられるということですが、今、何かもし考えていることがあれば、教えてください。

【江頭貸切事業部長】今現在、ツアーのコースとしては、女神大橋の登頂なども含めて、8コースをやっているところで、現在のところ、その8コースを引き続き販売をしていくということなのですが、新幹線開業に合わせてこういったことに取組を初めまして、間もなくもう丸3年が経過しようとしていますので、この冬の時期に少し内容をリニューアルして、春に備えたいというふうに考えております。今後、企画の内容は具体的に検討してまいりたいと思います。

【饗庭委員】ぜひ、いろんな企画を立てていただいて、貸切バスもぜひ有効に使っていただければと思います。

最後に、長崎市内バス共通24時間フリーパス

発売ということで、今日、もうバスには既に貼ってあったんですけれども、この発売に当たっての発売目標とか、決められていたら、教えてください。

【柿原乗合事業部長】 今回の旅パスでございます。こちらは、長崎バスさんの方と両社局で共同して企画をしたものでございます。こちらにつきましては、長崎を訪れる、より多くの観光客の皆様等に、ぜひ便利に使っていただきたいということで考えておりまして、具体的な数値目標というのは、特段今のところは立ててございませんけれども、販売の実績の推移であるとか、今後予定をしておりますけれども、利用者アンケート等を取っていきたいと思っています。そうした結果等を踏まえまして、適宜振り返りを行いながら、チケット内容等につきましても継続して検討し、いい商品として継続してまいりたいというふうに思っております。

【饗庭委員】 その中で、今、観光客を主にということではございますけれども、デジタルでということですので、これを使えない方は、観光に来られてもご利用できないのかなというふうに思うんですけれども、その辺の使えない方にとっての対策とかは、何かございますでしょうか。

【柿原乗合事業部長】 委員ご指摘のとおりでございますけれども、my routeというのはスマホアプリになります。おっしゃるとおり、スマホをお持ちの方は、確かにアプリをダウンロードしてご利用いただけるところではございますけれども、スマホをお持ちでない方というのは、ご利用することは難しいという現状は確かにございます。

ただ、今回の旅パスに関しましては、より多くの方にご利用いただけますようにということ

で、使用が可能な時間、今回、24時間という形で拡充をいたしまして、なおかつお求めやすい価格設定というものにこだわって、長崎バスと協力をして造成した商品でございます。

もちろん紙券がございましたら、スマホを持たない方もご購入いただけるところではあるんですけれども、どうしても紙券を発売しようとすると、例えば、紙券の作成の経費であるとか、販売にかかる経費、集札にかかる経費というのも必要になってきたりということもございます。なかなか難しかったというところもございまして、今回は、特に事業者の垣根を越えて連携していく商品でございましたので、今、九州の交通事業者で連携をしてやっていこうというところでプラットフォームにしていますmy routeを活用して、より多くの方に便利に使っていただきたいということで作成させていただいたというような状況でございます。

【饗庭委員】 理解しました。

今回これをしたのは、7月から9月までのバス・路面電車共通8時間フリーパスの販売実績からということなんですけれども、この実績を教えてください。

【柿原乗合事業部長】 8時間フリーパスは、先ほど委員おっしゃられましたように、九州MaaSのスタートに合わせまして、長崎バスと県営バスと長崎電気軌道の3社局で企画した試みになります。長崎バスと県営バスにつきましては指定エリア内、長崎電気軌道につきましては全線1,200円で8時間乗り放題になるという商品構成でございました。

7月から9月までの期間限定で売ったのですが、売上げの枚数といたしましては、発売期間3か月ございましたが、合計で122枚ということでした。売上げの推移といたしまして

は、開始の月の7月で63枚だったのですが、以降の8月、9月の発売枚数というのが伸び悩んだというような状況でございました。

利用者のアンケートを取りまして、こちらの方は、8時間という時間が短いということであるとか、8時間という時間に対しての料金というのが割高だというようなご意見というのを複数いただいたというような状況でございました。

こうしたものを踏まえまして、この価格に対して、効果が十分に得られなかったのかなというところを分析して、今回の24時間パスの商品造成の参考にしていったというようなことでございます。

【饗庭委員】もう少し伸びているのかなというふうに思って、それを基に今回企画されたのかなというふうに思っていたのですが、若干伸び悩んでいる中で、24時間で900円ということですから、バスの便も減っておりますし、どのような利用をしたらお得なのかなというところで、そのお得感が出るような形というのを教えていただければと思います。

【柿原乗合事業部長】こちら、8時間パスの時も、そういったご指摘を頂戴したかと思えます。今回、ながさき旅パスをつくるに当たって、パンフレットなんかを作らせていただきました。出来上がったばかりということでもありますけれども、モデルコースを立てまして、どれくらいお得ですよということを表示するようにしております。

今回、紙面の関係で、王道のコースということで、24時間という強みを活かしまして、要は、前日の午後ぐらいから利用されて、足かけ2日ぐらいのコースというふうな形で設定をした結果、市内の設定している観光地をそれぞれのバスで回ると、私どもの試算では、750円ほどお

得になりますよというふうなところを打ち出しをさせていただいております。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。

【山本委員】1点お伺いしたいんですけれども、今も貸切バスの状況の、着地型の周遊観光バスツアーというのを令和4年度から企画をしているというご説明ですけれども、先ほど、8コースおっしゃったんですけれども、この8コースの中で、長崎市内を越えているコースというのがありましたら、教えていただけますか。

【江頭貸切事業部長】この周遊観光バスにつきましては、先ほど8コースと申し上げましたが、4コースが市内の観光コース、半日ぐらいの短い観光になっています。残りの4コースは終日コースということで、先ほどもちらっと申し上げましたが、女神大橋を登頂するコースが1つと、あと市外に出ていくのは、諫早と西海市の2コースがございます。今回新たに、大村湾ツアーを実施したということになっております。

【山本委員】島原半島、特に島原地区というのは、今、県営バスさんが来ていないということもあって、非常に交通アクセスがよろしくないんです。だから、例えば、長崎空港に入っても、マイカーであったり、ほとんどの方はレンタカーという形になるので、そういうものもない方というのが非常にアクセスが悪い。そういう中で観光といった時に、非常に制限をされているなというのを以前から感じております。

そういう中で、バスツアーの中で島原半島とか、いろんな観光資源がある、ジオパークもあるし、世界遺産もある。そういったツアーというのを検討されたことがあるのか、それが可能なのか、お尋ねいたします。

【江頭貸切事業部長】この周遊観光を最初に検討を始めた時は、第3種の旅行業という旅行業

を交通局として持っていました。この第3種の旅行業というのが、長崎市と隣接している近隣の市町までしかできないということもあって、現在は、そういうふうなコースづくりになっているのですが、この間に、旅行業を2種の旅行業と、ちょっと格上げさせていただきましたので、先ほど、このようにいろいろとリニューアルを考えているというふうに申しましたが、その時には、島原半島であったり、県北の方など、ちょっとエリアを広げて検討したいというふうに考えております。

【山本委員】 ありがとうございます。ぜひご検討いただければと思います。

それに関連して、貸切りとかではなくて長崎空港から島原に来る場合に、以前は、島原鉄道さんが長崎空港から直通バスを走らせていらっしやった。それが難しいということで、長崎空港から本諫早まで走らせている。本諫早から島原鉄道に乗り換えるという形をされていらっしやったんですけれども、それも今ないという中で、例えば、島原にきたいといった時に、長崎空港で降りて、レンタカーとかでなければ、ないことはないんですけれども、例えば路線バスで大村駅に行くなり、諫早駅に行くなりということで、これが飛行機で羽田から長崎に来ている時間どころじゃないような時間しかないんです。そういう形で、諫早までつなぐ。島原市まで直通バスで県営バスが来てくだされば一番いいんでしょうけれども、それができないということであれば、例えば、諫早駅まで、あるいは本諫早駅まで、路線バスではないような形で、リムジンバスみたいな形でできないのかなというふうに思ったりするのですが、その辺はいかがですか。

【柿原乗合事業部長】 空港からのアクセス便と

ということで、私ども、先ほどお話ありましたけれども、長崎市に行くリムジンバスとは別に、これは高速を通るバスではないのですが、長崎空港から諫早駅前まで行くバスというものを、こちらは一日20.5往復運行しております。こうした既存便というものを利用しながら、直通というのは確かになかなか難しいところではございますけれども、長崎～諫早間のアクセスというのは、現状としては運行しているというような状況でございます。

【山本委員】 ありがとうございます。

まだmy routeとかそういうものではないレベルのいわゆるいろんなネットで検索をする時に、例えば、長崎空港から島原であったり、島原駅であったりといった時に、そういうものが出てこないんですよ。ですから、わからないんですよ。だから、行ってみれば、ひょっとしたら乗れる便もあるかもしれないんですけど、検索になんか出てこない。ですから、結局、難しい。島原鉄道も、今、経営改善をいろいろやっていますので、在り方検討部会でやっているのですが、それがいい方向に行けば、また新たにという可能性もあるんですけれども、今は残念ながら、路線をどんどん減らしている状況の中で、そういったアクセスが理解をされていないということがあるのであれば、その辺のところもご検討いただければなど。実際に走っているということであれば、ひょっとしたらうまく乗れて、行けるのかもしれないんですけれども、例えば東京から、旅先から検索をしても、それがわからないという状況かと思いますので、お調べいただければと思います。よろしく願いいたします。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【深堀委員】 私は、ながさき旅パス24-hour

について、お尋ねをしたいと思います。

率直な感想としては、ようやくこういったものが出来たなというふうに思っております。自分たちも全国各地に旅行に行った時に、そういうお得な公共交通パスを利用するものですから、もちろん京都はあるし、どこでもあるわけです。九州でも、福岡、熊本でも既にこういう仕組みは持っていますので、そういった意味で評価をするのですが、長崎市域ですので、もちろん観光客をターゲットにしていると思うんです。調べてみたら、長崎市の令和5年の観光客入り数は531万人で、そのうち団体が48万人で、個人が483万人ということで、この長崎市域の令和5年の実績でいけば、個人客が9割以上ということですよ。もちろんマイカーで来る人もいとは思いますが、それはこの動向ではわからないのですが、そういった意味では、ものすごく大きな需要があるということ、そういう観点からお尋ねをしたいのですが、まずこのパスの確認方法というのは、運転手の方が、スマホのこういうチケットを目視で確認するということで間違いないですか。

【柿原乗合事業部長】 委員おっしゃるとおり、スマホの画面を運転士に見せて、運転士が目視で確認をするというような状況でございます。

【深堀委員】 全国各地でやっているフリーパスで、そういう確認をやっているところが多いのですか。

【柿原乗合事業部長】 全てを網羅しているわけではないのですが、基本的に、そういう例えば県下をまたいでとか、複数事業者でできる時というのは、電子チケット、紙媒体ともに、目視で確認する形が多いように思っております。

【深堀委員】 変な考え方かもしれないですけども、大丈夫かなと。スマホの画面で言うなら

ば、スクリーンショットもすぐできるし、複数人でという悪い方に考えてしまった時に、そういうチェックが可能なのか。特に、先ほど言ったように、公共交通を使う観光客というのはかなり多いと。特に、週末であったり、連休、そういう時に、そういう確認ができるのかなと私は率直に感じたんですけども、その点の企業の防衛策としては、何か考えてありますか。

【柿原乗合事業部長】 委員ご指摘のとおり、やはりスマホ等であれば、スクリーンショットで見せてというようなことは考えられますので、この商品に限らずではございますけれども、デジタルチケットの場合、どこか画面が動くようなことはあっていて、そこを確認すると。だから、全て静止画で、例えば時間であるとか、そういうものが表示をされていて、カウントダウンされているとか、チケットによりけりではありますけれども、どこか稼働している箇所をつくって、そういった対策をしているというような状況でございます。

【深堀委員】 そうしたら、しっかりそういった不正使用というのを防ぐための対策は講じているということで理解をしいですね。わかりました。

あと、そういう確認の仕方をした時に、私が特に気になったのは、複数の事業者で販売をし、乗ってもらうといった時に、その収益の配分の仕方です。どういうふうにするのかなと。県営バスにどれだけ乗ったのか、長崎バスにどれだけ乗ったのかというのはわかりませんよね。目視で確認するだけの話なので、電子でチェックするわけではありませんから。どういうふうに収益を配分するのか、その方法について、教えていただければ。

【柿原乗合事業部長】 おっしゃるとおり、目視

で見るということになるので、利用実績が取れるというわけではございませんので、こちらにつきましては、両者でこの額でというところで決めて、そういう形でやろうかという話でやっております。

【深堀委員】そこは相互に合意すればいい話なので。

これは事前にお話聞いた時に、長崎電気軌道が入っていないというのは、私はものすごく気になりました。長崎市内の観光客の動向でいけば、公共交通で移動する際の県営バスさん、長崎バスさん、電気軌道さんとあるとするならば、恐らく、電気軌道が一番多いはずなんです。それを考えた時に、観光客をターゲットにしたせっかくのいいパスが、その大きな一角を占める事業者が入らないことによって、この販売の売行きというのは大きく変わってくると思うんです。先ほども、幾つかの自治体の話をしましたが、そういった垣根を乗り越えてやっているところもあるわけです。バスだけじゃなくてね。そこは非常にもったいないなというふうに感じたんですけれども、何で入らなかったか。

【柿原乗合事業部長】ここにつきましては、もともと3者でやった8時間フリーパスからの流れというものがございます。8時間フリーパスの販売状況、先ほどもお話ししましたが、利用者アンケート等を踏まえまして、3社局で振り返り等を行って検討してきたという経過がございます。特に、利用者アンケートの中で、8時間という時間設定は割高感があるというご意見を基に検討したんですけれども、8時間という時間を延ばすことと、料金水準をお求めやすい設定とすることを両立する商品ができるかという視点で検討したのですが、なかなか実現が難しかったという事情がございます。

8時間のケースで申し上げますと、観光地へ移動する時間と、その観光地で行う観光時間というものを想定いたしますと、どうしてもバスを使うと電車が使いづらくなったり、電車を使うと、逆にバスが使いづらくなったりという現状がございましたし、そういった状況で時間を延ばそうといたしますと、なかなか価格を抑えるということが難しいという状況だったので、行動範囲として、指定エリアが広いのはバスの方で、割と観光地というのが指定エリアの端っこの方に位置していましたので、行動範囲が広がる要因であるバス同士を組み合わせ、お求めやすい価格というものを目指そうということで、今回の旅パスの設定になったというような状況がございます。

旅パスにつきましてはバスだけのチケットではございますけれども、電気軌道様は、電車だけの24時間フリーパスというのを別にお持ちでいらっしゃいますので、そちらも併せてお買い求めいただきますと、どちらも使えるような24時間乗り放題ということはできるというふうに考えております。

【深堀委員】わざわざバスの24時間と電車の24時間を買いますかと考えた時に、セットになったやつを買いたいと普通思うじゃないですか、可能であるとすればですね。

じゃ、8時間の時に、どういう収益の配分方法だったのですか。8時間の時、どういう分け方をしたのですか。

【柿原乗合事業部長】8時間のフリーパスも、内容は違えども、やっぱり目視で確認するという形態でしたので、もともとこういう収益でましようというところで、利用実績によらずに配分をしていたというような状況でございます。

【深堀委員】そこに問題があったんじゃないん

ですか。8時間の時は、多分3分の1、3分の1、3分の1という分け方だったということなんでしょう。実際にお客様の動向を詳細には確認できないにしろ、ある程度は実績、想定つくんじゃないですか。そういうところに、今回の24時間に拡大した時に一緒にできなかった理由がないとは言いきれないんじゃないかと思いますけれどもね。

それは利用者にとって一番使いやすいのは、長崎市内の公共交通をこの一枚のフリーパスで使えるというのが観光客の皆さんにとっては一番利便性が高いと思うので、それを実現するためにはどうあるべきかということは、ぜひこれから考えてほしいです。

価格の設定の問題を言われましたけれども、全国の主要なところを少し見てみましたけれども、長崎が設定した900円というのは、私は低い方だと思います。京都だったら1,100円とか、福岡のバスだったら1,200円、熊本だったら1,000円ぐらいになっているので、900円という設定は、比較的低めに設定できているとは思いますが。ただ、利便性を上げるための施策、価格が少し上がっても、例えば電車も乗れるフリーパスにするとかそういったことも、今回、実際にスタートして、しっかり検証して、どういう形がいいのか。

先ほどの繰り返しになりますが、長崎というところには年間に530万人ぐらいの観光客が来て、そのうちの9割以上が個人のお客様。だから、マイカーで動く人以外は基本的には公共交通を利用するわけだから、それだけの需要があるので、そこをしっかりと取り込んでもらうという意味では、今回のスタートするこの24時間のフリーパス、一定の時期が来たら、その結果を分析して、よりいいものに改善していただくこ

とをぜひお願いしておきたいと思います。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【田中委員】 決算ではないんだけど、交通局の経営状況について説明があっているので、言及しておきたいと思います。

まず、上半期は1億2,000万円の収入がでたと。収入が増えることはいいことですよね。営業収支で7,800万円の黒字、経常収支で1億4,000万円の黒字。そのままいくと、1年間で言うと、これは2倍できるわけね。これは上半期だけだから。そうなると、3億円ぐらいの経常収支が出てくるから、これは本当に正常な形に戻ってきたかなという感じで報告を受けているんだけど、まだあと何かありそうですか。大体これでいけそうですか。ここ一、二年とかという感じでいいますと、どんな感じでしょうか、教えてください。

【岩崎管理部長】 経営状況についてでございます。局長説明にもございますとおり、上半期で、収入ベースで1億2,000万円増えているということなんですけれども、これは大半が運輸収入が伸びているということで、主なものとしては、貸切バスの収入、あるいは空港リムジンを含めた乗合バスの収入が増えているという状況でございます。

一方、費用面につきましては、こちらにも記載をさせていただいておりますけれども、処遇改善に伴う人件費の増と、それから減価償却費の増などがあって、全体としては増加になっているという状況でございます。

今年度の上半期の状況でございまして、ここから税の計算等も決算ではやりますので、単純にこの数字が黒字になるかというのは、まだ今後見ていく必要があるというふうに考えておりますけれども、今年度当初予算でも約4,000万円

余りの黒字ということを計上していますので、そこを目指して、しっかり頑張ってまいりたいと考えております。

今後につきましては、バスの購入でありますとか、コロナ禍で投資を抑制していた部分がございますので、こちらについても車両の状況をしっかり確認しながら、計画的に更新をするということになりますので、減価償却費の増なども見込まれますので、そちらについては計画的に実施してまいりたいと考えております。

【田中委員】 今後、頑張ってもらおうということを頭に置きながら、新たな考え方をひとつ提案しておきたいと思うんだけど、今回、高速バスの佐世保～長崎線のダイヤ改正についてというのを資料としてもらった。減便ということ、これは減便とかそういう問題じゃなくして私の感想を述べさせてもらおうと、この高速バス、不便なんだよ。我々は使えない。なぜかという、佐世保駅前から大塔までは使えるけれども、あそこからは高速に乗ってずっと行ってしまった。我々早岐の住民としては、大塔まで行って乗り換える。私が長崎に行こうとすると、大塔まで行って、乗り換えなきゃいかん。それから高速で行く。高速も、諫早からずっと長崎駅まで来るようなルートになっているような感じがしないんだけどね。高速で、ずっと出島バイパスで来れば、もっと早くなるんじゃないかという感じもするんだけどね。1時間25分、この路線はちょっと不便だ。ただ、この路線しかないから仕方ないけれどもね。

だから、新たな構想として、私は土木部の委員会で、大村湾構想を今、いろいろお願いしているんだけど、大村湾一周。だから、西彼杵ルートに一本入れてもらえると便利になる。35号から202号に入って、最終的には、206号と

思うけれども、を通過して長崎駅前までずっと来てもらおうと、平道でも1時間25分はかからない。だから、西彼杵道路を頑張ってやれば、ハウステンボスとジャパネットは30分で結べるルートができるよ。今でも、平道でも45分あれば行けます。

だから、大村湾を挟んで北側というのか、東側というのか、南側というのか、西側というのか、それはいいけれども、今、これがあるけれども、もう一つ、佐世保から早岐、高速使わなくていいんです。35号で行って、早岐、田子の浦。昔から早岐地域は集まれる要素がある。田子の浦からハウステンボス通ってでも、パールラインに出てくる。そうすると、抜けてもいいし、202号をそのまま抜けてもいい。

ぜひ、長崎～佐世保間をもう一回考えてほしいな。これはだめと言っているわけじゃない。これも考えながら、こっちの方も考えれば、私は、十分地元の長崎～佐世保間の交流に寄与すると思っているんだけどね。

県営バスですから、長崎県内を網羅したような経営方針は、採算が取れないと言えばそれまでけれども、私は、取れないわけじゃないと思うけれどもね。赤字にはならん。それはもうけるルートじゃないかも。

だから、大村湾を挟んで、今、高速で行き来する。我々は、下でもいいよと、平道でもいいよ。202号から、多分206号だと思ったんだけどね。大瀬戸の方が202号だから、手前の方の大村湾寄りのね。頭の中では大体想定できるでしょう、大村湾を挟んでね。佐世保から大塔に来て、高速に乗っちゃうんだ、今のルートは。長崎でも、諫早から、ずっと長崎駅前に来れば近いと思うんだけど、あちこち乗ってくるんだもの。それはそれとして、こっちはす

っと平道で長崎～佐世保間。

土木部がつくっている県内2時間構想、佐世保～長崎1時間構想。これは15年、20年前の話かも知らんけれども、これだと佐世保～長崎間は西彼杵ルートなのよ。土木部がつくっている道路の県内の構想はね。だから、西彼杵のこのルートをもう一度考え直してほしいなと。そうすると、長崎～佐世保間がずっとよくなる。仲よくなる。離れているからいろいろあるんだ。

新幹線も外れ、何も外れて、せめて県営バスの使命として長崎県内を網羅するとすれば、局長、ぜひ考えてほしい。検討してほしいということを要望して、終わります。

【太田交通局長】 田中委員からご意見いただきまして、ありがとうございます。

県内の高速路線を考える時に、定時性、定期的に、時間どおり動けるかどうかというのがまず1点。それと、集客をどのようにしていくかという観点で、長崎市内の需要、それから佐世保市内の需要をどこで拾っていくかという、この2点を重視していくことになると思います。

今、佐世保線で一番問題なのは、高速道路を使って来る関係で、西九州道から長崎道に乗ってきますので、かなり長くなっております。そういうことで、東彼杵道路それから西彼杵道路が高速道路体系になってまいりますと、それは当然、県内の道路を通っていくということで距離も短くなりますし、時間性も早まります。そういうことで、将来的には大きな課題として、検討していきたいと思っております。ただ、現段階では、まず道路が一本道ですので、何か交通渋滞等が発生しますと、これは定時性はとても確保できないわけでございますので、まだ現段階では、なかなか難しいのではないかなというふうに思っております。

【田中委員】 昨今、私はびっくりするぐらいに旅行というか、これが復活していますね。ハウステンボスから、朝からバスが10台、15台と連なって東彼杵道路に向かって走る。あれは長崎に行くのかなと思うけれどもね。西彼杵に行けばもっと楽なのにと私は思うんだけどね。しかし、今おっしゃるような理由で、時間が安定しているということで、多分そうなんだろう。

ただ、これは余談だけれども、そういうことと言うと、針尾橋が朝、右折が、信号が進まから3回も4回も待たされる。朝が一番多い。バスが10台、15台並ぶと、これは壮観だよ。壮観だけれども、右折するのは信号待ちが3回、4回となるんだ。だから、そういうことからすると、もう少し西彼杵道路を利用する。これは交通局は関係ないけれども。

それと、もう一つは、あの国道が今まで一本道だった。しかし、西彼杵道路が3分の1ぐらいできたので、ここに流れる人たちもあるので、混雑度合いは少なくなった。3分の1はね。早く西彼杵道路ができるのが一番なんだけれども、私は、10年ぐらいで開通してくれよと言っているんだけどね。東彼杵道路は、20年ぐらい先だろうけれどもね。

そういうことで、ぜひ再考してほしいと局長にお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いします。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【初手副委員長】 それでは、1点だけ質問をさせていただきます。

赤字路線バスの廃止の件が11月2日の新聞で西肥バスの関係がありましたけれども、黒字の路線を廃止する理由が、運転手不足と。私は、補助金を自治体が今まで赤字路線対策ということで出しておりましたので、その分の上積みで

何とかできないのかと地元の人と話をしたんですけれども、そうじゃなくて、とにかく運転手がいなくて廃止せざるを得ないというのが一番の理由だというふうに聞いたわけなんですけれども、交通局においても、今年の4月にダイヤ改正等をしながら、いろんな対応をされてきたとは思いますが、恐らく、今から田舎の方の関係は、乗り継ぎでカバーできるということもなかなか無理だと思いますし、そういった意味では、早急な対応といっても、なかなか人材を育成するのも大変だと。

それで、経営的な面がありますので、よそのことを言うに言えないとは思いますが、県営バスとして、その辺の対応策、運転手育成とか、そういった面について、現時点でどのように対応されているのか。ほかの同業者の方も恐らく共通する課題もあるんじゃないかと思うので、その辺について、ご説明をいただければと思います。

【岩崎管理部長】 まず、バス業界を取り巻く、先ほど副委員長がおっしゃられましたとおり、今年の4月から、バス運転手の労働規制というのが強化をされておりまして、それに伴いまして、年間の拘束時間でありまして、翌日の勤務までの時間を長く取るとか、そういった規制強化をされたということございまして、今までよりも、必要な運転手の数というのが多く必要になっているという制度改正がありまして、もちろん県営バスもでございますけれども、バス業界全体で運転手の確保というのが非常に大きな課題になっているという状況でございます。

こうした中、県営バスにおきましては、今年の4月時点で19名欠員ということで、これは定数が382名なんですけれども、実員が363名ということで、19名不足をしているという状況でございまして、

ございまして、年間採用活動に取り組みまして、12月1日時点では、欠員が10名という状況になっております。

人材確保といたしましては、継続して採用試験を実施するということはもちろんでございますけれども、経営状況を踏まえながら、可能な限り処遇の改善を図るということも重要というふうに考えておりまして、給与等の処遇改善に加えて、これまでの嘱託制度を改めまして、営業所配属時には正規の職員として配属できるというような制度改正を実施しているというところでございます。

重ねて、若年層の運転手の確保のために、新高卒、高校を卒業した運転手の方を採用して育成するという制度も今年度から実施をしておりますし、バスの魅力を知っていただくということで、バスの運転体験会、バスの運転手に興味はあるけれども、ちょっと敷居が高いんじゃないかと思われる方に、そこを後押しするような制度というのも開始をしております。そういうこともございまして、今年の12月までには23名新たに配属をしているということでございます。

年度途中に運行系統の見直し等を行いましたので、定数が増えて、欠員の解消ということには至っておりませんが、引き続き、この欠員解消に向けて努力をしてみたいと考えております。

今後とも、引き続き採用活動に力を入れて、それによりまして路線を維持していくということに引き続き努力をしてみたいというふうに考えております。

【初手副委員長】 ありがとうございます。

すぐ改善できるという問題ではないかと思いますが、何らかの手だてを打っていかな

ければ解決策も見えないというふうに思いますけれども、バス関係の業界ということで、県の交通政策課の方で打開策も行政の立場からいろいろ県、国とかへの要望をしていく流れになると思うんですけれども、バス業界の団体、そういうものがあって、そこからの県とか国へのいろいろな要望をしていくというふうな動きは実際あるか、私は把握しておりませんので、その辺の状況はどうなのでしょう。

【岩崎管理部長】県内のバス業者で構成します長崎県バス協会というのがございまして、こちらの方と県の交通政策課の方と、現状等についてやり取りをしながら施策構築等をいただいております。今年度、県の交通政策課の方では、バス、トラック、タクシーの合同の企業説明会を企画いただいております。今年度は2回開催をさせていただいております。交通局も2回とも参加をさせていただきまして、そのうち、参加された方が交通局の面接に来ていただいて、実際採用に至ったということもございますので、そういった面では非常に効果が出ているということでございます。

対国への施策要望ということであります、日本バス協会というのがございますので、こちらを通じて、これは補助金の制度も含めた要望というのを実施させていただいているということでございます。当然ながら、運転士確保のために、そういった要望をしているという状況でございます。

【初手副委員長】ありがとうございました。

先ほど申しましたように、すぐ改善できるという問題ではありませんし、県南、県央、県北と分けても、交通局の分は県央から県南の方に行くと思います。県北も当然同じ県でありますので、そういった意味では、同じ業界というこ

とで、いろんな対応策というのは今後も協力しながらぜひやっていただければというふうをお願いをしておきまして、要望して、終わりたいと思います。

【千住委員長】ほかに、質問はありませんか。委員長を交代します。

【千住委員長】今回は最後の委員会でございますので、私も質問させていただきたいと思います。

まず、今、路線バス、なかなか運転手不足もあったり、乗降客も伸び悩みといったところもあると思うんですけれども、様々な路線がある中で、大体でいいんですけれども、一つの路線の損益分岐といいますか、何人ぐらいのお客さんが乗って、どの辺がというところがあれば教えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【柿原乗合事業部長】路線ごとの損益分岐ということでございますが、路線ごとに状況が異なっております。また、路線バスの場合で申し上げますと、それぞれのバス停の乗降がございまして、お客様も、1区間乗る方もいらっしゃる、3区間乗る方もいらっしゃる、始発から終点まで乗られるような方もいらっしゃるということで、収受運賃が異なるということで、なかなか一概には申し上げにくいのですが、ただ、こうした状況を踏まえて、実際にご乗車されている利用者とは少し離れるのですが、概念的なもので、仮に、全てのお客様が始発から終点までご乗車をされたというふうに仮定をする平均乗車密度という指標がございまして、こちらの方で大体路線なんかの営業成績というのを計数化いたしまして、例えば、国の補助であるとか、県の補助なんかでもそうですけれども、そういったものが基準になっているのが多いございま

す。

そうしたところでいきますと、大体平均乗車密度というところで5人とかとなった時に、この時点でも、まだ補助金をいただくということになりますので、このあたりでも、まだ赤字の状況ということで、損益分岐には至っていないということだと思います。

果たして、どこがそこになるのかということでも申し上げますと、すみません、ここは本当になかなか一概に申し上げづらくて、これは事業者によっても異なりますし、路線ごと、系統の距離でありますとか、そのご利用の人数、あとは乗車のパターンであったり、また各事業者ごとに設定している運賃水準なんかでも異なってます。ですから、はっきりとしたお答えをできずに大変恐縮ですが、路線の状況としては、こういうような状況でございます。

【千住委員長】 ありがとうございます。

距離があつたりとか、様々要因があるとは思いますが、片や運賃等もあるんですが、実際、様々なお取組をずっとなされてきているというのは私も承知をしております。一昨年もこの委員会でいろいろお話を伺わせていただきまして、最近、私もバスナビをよく利用するんですが、非常に便利になったなというふうに感じております。また、ニモカのカードも、非常に便利になったなと、回数券がなくなって、ニモカでもいいなと思っているわけですが、実際運賃の改定が平成9年に行われて以来されていないと、27年間更新がされていないということ。なくてはならないバスです、実際黒字も出ているということでありまして、物価高騰であつたり、車両更新の話も前回の議会でも出ておりました。また、運転手さんの処遇改善であつたり、人件費も上げ

ていかないとということもありますので、そういった中、このバス事業がなくなるというのは非常に困りますので、補助金も大分自治体から入っておりますので、運賃の改定を27年やっていないということを考えますと、距離数でいきますと全国的に非常に安価な料金でされているところで、かなり経営で努力されているのはわかるんですが、そろそろ見直しの時期が来てもいいんじゃないかというふうには正直、利用する方からしても、より安全なバスであってほしいし、より便利になってほしいというのがありますので、そういったところでは、利用者側の負担ということも見直す時ぐらいに来ているんじゃないかと思うんですが、そのあたりのご意見はいかがでしょうか。

【太田交通局長】 これまでも委員会の中でも、いろんな形で交通局の課題についてご指摘をいただいております。1つは、運転士の確保の問題、それともう一つは、車両の更新の問題、これは非常に大きな課題だと考えております。

今、千住委員長からご指摘をいただきましたけれども、運賃改定をどうかというふうなお話ですが、これまで、令和2年から始まりましたコロナ禍で大幅にお客様が減りまして、それに対して、適正な便数にしていこうということで、いろんな形で路線の再編、それから減便も含めまして、便数の調整を行ってまいりました。これでお客様にとっては、これまでよりも相当便数が減っている現状はございます。そういうことで、非常にご不便をおかけしております。

ただ、先ほども出ましたように、一定これが落ち着きましたので、これから先は、運転士の確保のためにも、やはり処遇改善をしないとダメです。それから、車両の更新を数年ストップしておりましたので、これは待ったなしで進

めないといけないという状況にあります。そういうことを踏まえますと、近い将来、運賃の改定というのにも視野に検討していきたいというふうに思っております。

【千住委員長】 ありがとうございます。

本当に今までかなり経営努力もされて、女性の運転手さんを募集するために、また施設もいろいろ必要になってくるというようなお話もありますので、なかなかそういった時期に来ているんじゃないかなというふうに私は思っております。

そういった中で、私は諫早なんですけれども、今回、V・ファーレン長崎がこちらの方にホームが移転しまして、諫早の方からも大分ピーススタジアムの方に来るということになっております。観客も、今までは、トランスコスモスであっていた時は8,000人だったのが、今回1万9,000人ほどになっているということのお話があつておりました。

そういった中で、シャトルバスというのが非常に便利だと私は思っているんですけれども、そういった中で、せっかく来期から完全にこちらでホームゲームになりますので、あるいはヴェルカの試合もありますので、そういったところの宣伝といいますか、シャトルバスの上手な宣伝もお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【柿原乗合事業部長】 高速シャトルのご利用、本当にありがとうございます。高速シャトルは、委員長おっしゃいましたように、諫早～長崎間、あと大村～長崎間でもございますけれども、高速経路で、速達性も含めた路線だと思っておりますので、今回スタジアムシティができて、V・ファーレンであるとか、ヴェルカ、観戦をされるお客様というのは多くなると思いますので、

まだまだ周知不足かなと思いますので、こちらの方はSNS等も活用しながら周知を図って、ご利用の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

【初手副委員長】 委員長を交代します。

【千住委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時 9分 休憩 —

— 午前11時 9分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午前11時 9分 休憩 —

— 午前11時10分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動等について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前11時10分 休憩 —

— 午前11時11分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【千住委員長】 それでは、正副委員長にご一願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日

が最後となりますので、閉会にあたり理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

— 午前11時11分 休憩 —

— 午前11時12分 再開 —

【千住委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これが最後となりますので、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年2月に委員長を仰せつかりまして、本日まで、委員会の審査及び現地調査などを実施してまいりました。

この間、初手副委員長をはじめ、委員の皆様方にはご助言、ご協力を賜り、また理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただきまして、おかげをもちまして、委員長としての重責を果たすことができました。

私自身、負託されました委員会としての責任、委員長報告の重みを認識し、務めてきたつもりであります。

また、裏方として支えていただきました川下書記、高柳副書記におかれましては、お2人のおかげで私も委員長職を集中して行うことができました。本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

さて、本委員会におきましては、文化、観光やスポーツの振興、安全・安心な生活の確保、環境の保全、社会資本整備、公共交通の維持など、県民の生活に直結した事業を審査する大変重要な委員会でした。スタジアムシティの開業など、百年に一度の改革の中で、長崎のまちも大きく変わってきております。

そういった中で、理事者の皆さんと共に、県議会が一緒になって、「新しい長崎県づくり」

のビジョンを実現したいと思っております。

最後になりますけれども、県勢の今後ますますのご発展並びに委員の皆様及び理事者の皆様の一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

次に、理事者側を代表して、大安市民生活環境部長からご挨拶を受けることといたします。

【大安市民生活環境部長】 観光生活建設委員会の閉会に当たりまして、理事者を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

千住委員長、初手副委員長はじめ、委員の皆様には、委員会におけるご審議や現地調査などにおいて、観光生活建設全般にわたる重要課題に終始熱心にご議論をいただくとともに、様々な観点から貴重なご意見等をいただきましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

私ども4部局では、当委員会でいただきましたご指導、ご意見を今後の施策に反映させていくとともに、引き続き、「新しい長崎県づくり」のビジョンとなる「未来大国」や長崎県総合計画、各部局の個別計画に基づき、県民の皆様に安全・安心で快適な暮らしの実現、地域の特徴や資源を活かしたまちづくりに向けて、取組を進めてまいります。

委員の皆様におかれましては、今後とも、観光生活建設分野における県政の推進につきまして、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員の皆様におかれましては、お体に十分ご留意をされ、ますますご活躍をいただくことを祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

【千住委員長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、観光生活建設委員会及び
予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いた
します。

お疲れさまでした。

— 午前11時16分 閉会 —

1 2 月 1 9 日
(追加上程予算議案審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月19日

自 午前10時 9分
至 午前10時38分
於 委員会室 3

土木部参事監
(まちづくり推進担当)

椎名 大介 君

監理課長

高稲 稔也 君

建設企画課長

金子 哲也 君

都市政策課長(参事監)

田坂 朋裕 君

道路建設課長

北原 雄一 君

道路維持課長

田崎 智 君

港湾課長

松本 伸彦 君

河川課長

小川 秀文 君

河川課企画監

岩永 彰 君

砂防課長

田中 良一 君

住宅課長(参事監)

森 泉 君

盛土対策室長

真鳥 喜博 君

2、出席委員の氏名

分科会長 千住 良治 君

副会長 初手 安幸 君

委員 田中 愛国 君

〃 外間 雅広 君

〃 深堀ひろし 君

〃 中島 浩介 君

〃 ごうまなみ 君

〃 饗庭 敦子 君

〃 本多 泰邦 君

〃 大久保堅太 君

3、欠席委員の氏名

山本 由夫 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 大安 哲也 君

生活衛生課長 岩松 尚 君

水環境対策課長 佐藤 貞夫 君

自然環境課長 田中 順子 君

土木部長 中尾 吉宏 君

土木部技監 植村 公彦 君

土木部次長 吉田 弘毅 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（観光生活建設分科会）

第117号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）
（関係分）

第119号議案

令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 9分 開会 —

【千住分科会長】 おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会観光生活建設分科会を開会いたします。

なお、山本委員から、欠席する旨の届けが出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を観光生活建設分科会において審査することとなっております。

本分科会として審査いたします案件は、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分ほか1件であります。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた経済総合対策」に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いします。

それでは、予算議案を議題といたします。

まず、県民生活環境部長より予算議案の説明を求めます。

【大安県民生活環境部長】おはようございます。

県民生活環境部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第119号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」の2件であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

はじめに、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算について、国庫支出金6,000万円の増、計6,000万円の増。

歳出予算について、環境保全費1億2,043万円の増、計1億2,043万円の増を計上いたしております。

ます。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

公衆浴場対策費について。

エネルギー等の物価高騰の影響を受けた事業者のうち、物価統制令の適用を受け独自の価格転嫁が困難である一般公衆浴場に対し、経営の健全化や衛生水準の維持・向上を図るため、事業に必要な燃油等の価格高騰分に相当する経費を支援するために要する経費であります。

国立公園雲仙八万地獄復興対策事業費について。

令和3年8月豪雨により被災した国立公園雲仙八万地獄地区における復旧工事に要する経費であります。

続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

国の補正予算を活用する国立公園雲仙八万地獄復興対策事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、自然公園管理費1億2,000万円について、繰越明許費を設定するものであります。

次に、第119号議案「令和6年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

資本的収入では、国の経済対策補正に伴う国庫補助金の増等に伴い4,200万円の増、資本的支出では、国の経済対策補正に伴う建設改良費の増に伴い4,200万円の増を計上いたしております。

これは、大村湾南部流域下水道における大村湾南部浄化センターの高度処理化工事等を実施するための経費であります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、土木部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。「予算決算委員会観光生活建設分科会関係議案説明資料（経済対策補正）」の資料をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

土木部関係の令和6年度補正予算は記載のとおりであり、歳出予算は、合計287億9,934万8,000円となっております。

次に、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

道路新設改良費88億1,710万9,000円の増、交通安全施設費19億9,027万5,000円の増、橋りょう補修費15億8,865万円の増、港湾改修費13億4,295万円の増、総合流域防災費22億6,275万円の増、堰堤改良事業費15億9,460万2,000円の増、急傾斜地崩壊対策費15億6,240万円の増、市町村施行の都市計画事業について、都市計画事業県費補助金1,948万9,000円の増を計上いたしております。

なお、4ページに記載しておりますが、繰越明許費につきましては記載のとおりでございます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、生活衛生課長より補足説明を求めます。

【岩松生活衛生課長】長崎県公衆浴場燃油等価格高騰対策支援金についてご説明をいたします。「予算決算委員会 観光生活建設分科会 補足説明資料 県民生活環境部」の3ページをお開きください。

エネルギーなどの物価高騰の影響を受けた事業者のうち、一般公衆浴場、いわゆる銭湯の入浴料金につきましては、物価の安定を確保し、国民生活の安定を図ることを目的として制定されました物価統制令の適用を今なお受けていまして、入浴料金上限価格が定められており、独自の価格転嫁が困難であることから、その経営の健全化や衛生水準の維持・向上が不可欠であるということから、燃油などの価格高騰の一部を支援するものでございます。

補助対象施設につきましては、公衆浴場の許可を得て、物価統制令の統制額、上限額は400円でございますが、この指定を受ける10か所の民営施設でございます。支援対象経費につきましては、物価高騰以前、令和3年度の浴場経営に必要な燃油、電気代、それぞれに物価の高騰率を掛け合わせまして、その4分の1を支援するものとしております。この経費として43万円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【千住分科会長】次に、自然環境課長より補足説明を求めます。

【田中自然環境課長】国立公園雲仙八万地獄復興対策事業費についてご説明をいたします。県民生活環境部の補足説明資料4ページをご覧ください。

ださい。

本補正予算は、令和3年8月の豪雨により被災した国立公園雲仙の八万地獄における復旧工事を実施するための予算でございます。

補正の理由といたしましては、国の総合経済対策を活用して予算を増額し、令和7年度以降着実に工事を進めていくためのものでございます。予算額は1億2,000万円、環境省の交付金で補助率2分の1、国費6,000万円ということになっております。

工事の状況でございますが、地質調査や対策工法の検討を令和3年度に、測量・実施設計を令和4年度から令和5年度にかけて実施し、現場は、工事用仮設道路の設置工事を本年8月に終了したところでございます。

斜面对策工事については、グラウンドアンカー工法を採用して、3段に分けて実施することにしております。現在は、一番上の1段目を施工中で、令和7年3月の完成を目指して進めております。さらに今回の補正予算を活用いたしまして今年度中に2段目の発注を予定しており、引き続き令和7年度には3段目の発注を予定しております。引き続き、地元の関係者の皆様にも丁寧にご説明をしながら工事を進めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【千住分科会長】次に、水環境対策課長より補足説明を求めます。

【佐藤水環境対策課長】長崎県流域下水道事業会計の補正予算について、補足してご説明をいたします。補足説明資料の5ページをご覧ください。

県が管理しております大村湾南部流域下水道において令和7年度に実施予定の工事2件につ

いて、予算を前倒しして確保しようとするものでございます。

1件目の工事は、下水汚泥を脱水処理することで発生する脱水ケーキを搬出するベルトコンベアを更新する工事となります。このベルトコンベアは平成12年度から使用しており、約24年が経過しております。老朽化のため、修繕を繰り返しながら使用してきましたけれども、更新したほうが効率的かつ経済的であると判断したことから、更新工事を実施しているものでございます。

この工事は、令和6年度と令和7年度の2か年にわたる債務負担行為で実施しておりまして、このうち令和7年度の予算額に当たる1,200万円を今回の補正予算として計上しているものでございます。

2件目の工事は、水処理施設の第3系列を高度処理対応に更新をするものでございます。水処理施設は全体で6系列ございますが、これまでにその半分に当たる3系列を高度処理へ変更しております。今回が4系列目ということでございます。

閉鎖性水域である大村湾の水質を改善する目的で、窒素やリンを除去することができるステップ流入式多段硝化脱窒法という高度処理の方式に変更するために行う土木工事となっております。この工事は、令和7年度から令和8年度の2か年にわたる債務負担行為で実施する予定としておりまして、そのうち令和7年度の予算額に当たる3,000万円を今回の補正予算として計上しているものでございます。

以上で流域下水道事業会計の補正予算に関する補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【千住分科会長】次に、監理課長より補足説明

を求めます。

【高稲監理課長】繰越明許費についてご説明いたします。土木部の補足説明資料3ページをご覧ください。

表の縦の区分が款・項・目の予算科目、横の区分が繰越明許費の理由別内訳となっております。

今回ご審議をお願いします繰越明許費は、一般会計453件、272億6,429万1,000円で、その全額が国の経済対策補正予算に対応したものととなります。これは、年度内に適正な工期が確保できないため、公共事業費及び単独事業費について、補正予算額と同額を繰越明許費として計上しているものです。

なお、県の補正予算の編成作業時には、国の経済対策補正予算が審議中でありましたことから、公共事業費、単独事業費、国直轄事業負担金につきましては内示見込み額で予算を計上し、それに対応した繰越明許費を計上しております。予算の執行に当たりましては、経済対策の趣旨を踏まえ、早期発注に努めてまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

【千住分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【深堀委員】公衆浴場の燃油等の支援金のお話をちょっとお尋ねしたいんです。この支援は、今回が初めてじゃないですよね。前回、直近の支援の算定方法等とこれは違うのかどうか、そのあたりの説明をお願いできませんか。

【岩松生活衛生課長】算定の方法自体は変わりませんが、補助率につきましては、令和4年度と令和5年度は高騰分の2分の1、今回は4分の1ということで算定をしています。

【深堀委員】前回よりもちょっと支援が薄くなったということですね。

この資料を見ていて少し気になったことを幾つかお聞きしたいんですが、これはボイラー等燃料使用施設の5施設が、8万円と6,000円というふうになっているわけですね。これは固定ですよね、どの施設も。

ということは、浴場の規模をどういうふうの評価するのかかわからないですけど、例えば、小さな施設もあれば大きな施設もあって、当然そこにかかる燃料費は、当たり前ですけど、違うわけですよね。そこはどういうふうに考えているんですか。

【岩松生活衛生課長】今回の支援の対象の公衆浴場は、いわゆる銭湯、個人経営のところばかりでございまして、いわゆるスーパー銭湯とか、そういったものは対象外になっておりますので、規模について大きな差はないものと考えております。

また、支援金ということで一括して支援することで、支援までの期間の短さ、また申請者に大きな負担をかけないといったことを考慮いたしまして、昨年度からこのような形で支援をさせていただいております。

【深堀委員】了解です。ほとんどの一般的な銭湯だから、そんなに規模の多寡はないということとは理解しました。

算定根拠の式が、説明資料の中でありますね。燃料代については、令和3年の燃油代実績掛け20.7%で4分の1という考え方です。その下の電気代については、令和3年電気代実績の月額掛ける10.1。

ここの算定方法が違うのは、何か意味があるんですか。

【岩松生活衛生課長】月によって大きく使用量

が異なる、気温とか水温で大きく差が出ないよ
うにということで、燃油については年額の総額、
電気については月額を聞き取りまして、その平
均を12か月分、1年分ということで算定をして
いるところでございます。

【深堀委員】ということは、電気代については
聞き取りをしたわけですね。各事業者の方々に
令和3年度の金額がどれだけだったかと聞き取
って、平均の月額を出して掛けていったと。

そうしたら、別に平均を出さなくても、令和
3年度の電気代実績でよかったんじゃないです
か。だって、そういうことでしょう。何が違う
んですかね。

【岩松生活衛生課長】令和3年度が実績に応じ
た補助金という形で出していましたので、その
時に、各施設の実績を申請していただきました。
この時は、いろんな書類のやりとりとかがあり
まして、補助までに時間がかかったということ
もございました。電気代については、月にそれ
ほど大きく変動がないということで、このよう
な計算式になっております。

【深堀委員】本当に細かい話で申し訳ないん
ですけど、今説明されていることは、燃料代の算
定式と一緒にでも何ら問題はないわけでしょう。
ね、一緒でしょう。だって、平均して、それを
また12倍するわけだから、年間の使用料に対し
て値上がり分を掛けていくだけの話だから。なん
でわざわざ、わかりにくいというか、そういう
算式にするのかという意味が理解できないん
ですけどね。

それは算定式の話だから、いいんですけど、
これが適正な、値上がり分の4分の1かどうか
なんですよ、要は。そのあたりについては自信を
もって、これは適正に上がった部分の4分の1を
補填しているというふうに我々は理解してい

ですか。

【岩松生活衛生課長】委員がおっしゃるように、
適正な高騰分について、その4分の1を支援する
というふうに考えております。

【千住分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【大久保委員】1点お尋ねいたします。

今回の補正予算、経済対策や物価高騰対策等、
本当にありがたいなというふうに県民も思われ
ると思います。その中で、土木費についてお尋
ねをいたします。

そもそも国の補正予算に対しての予算は、国
に対して事業を積み上げた中で要望をし、そし
て当初予算、そして補正予算と、国が見ながら
つけられているものだと私は思っているんです
けれども、それで間違いないんですかね。

【高稲監理課長】委員のおっしゃるとおりで
ございます。

【大久保委員】そうであれば、今回の予算は、
要望に対して件数と費用、どれぐらい実際に
かなったものなのか、おりてきたものなのかを
確認させていただきたいと思います。

【高稲監理課長】今回の要望額は、約508億
円でした。件数は、すみません、手元に
資料がございません。

先ほどご説明いたしましたように、予算計上
額につきましては、まだ内示がわかりません
でしたので、見込み額という形で算出して
おりましたが、一昨日、国の補正予算の成立
を受けて内示がございまして、内示額とし
ましては約251億円でした。したがって、
要望額に対しての内示の割合としては50%
近くとなっております。

【大久保委員】約50%ということですが、
これは例年と比べてどうなのか、厳しくな
っているのか、例年どおりなのか。

また、全国的に内示率は大体50%ぐらいなのか、そのあたりの状況をお尋ねいたします。

【高稲監理課長】 過去の状況でございますが、毎年度、国の総額、各県のいろんな事業の状況によりまして若干の変動がございますが、昨年度の経済対策補正の内示額としては約261億円でございます。その前の令和4年度は230億9,000万円でございます。

全国の状況でございますが、一昨日、国が公表しております都道府県ごとの公共事業内示の結果では、市町事業も含めた額で県の事業部分だけというのは数字が判明しないんですけれども、あくまでも参考としまして、市町も含めた県全体の内示額としては全国で18番目、九州で2番目となっている状況でありまして、内示率につきましては数字がございません。

【大久保委員】 他県と比べても悪くはないということですね。必要性だとか、政治力だとか、いろんな要因があって、こういった内示がっていると思っております。

必ずしも100%を目指すというか、なるべく多くの事業を補正としていただくことはありがたいですけれども、100%だったら逆に、もう少し玉出しが必要だったんじゃないかと思ってしまうので、そのあたりは必ずしも100%をいただくのを目指すというふうには思っていないんですけれども、その中でも国に対して、必要性だとか緊急性を含めて今後ともしっかりと資料づくり、要望ということでいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

【千住分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第117号議案のうち関係部分及び第119号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【千住分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時37分 休憩 —

— 午前10時37分 再開 —

【千住分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

これをもって、予算決算委員会観光生活建設分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

— 午前10時38分 閉会 —

観光生活建設委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年12月12日

観光生活建設委員会委員長 千住 良治

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 96 号 議 案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（関係分）	原 案 可 決
第 100 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 101 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 111 号 議 案	契約の締結について	原 案 可 決
第 112 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原 案 可 決
第 113 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原 案 可 決

計 6 件 （原案可決 6 件）

委 員 長

副 委 員 長

署 名 委 員

署 名 委 員

書 記 川 下 彩 香

書 記 高 柳 雄一郎

速 記 (有)長崎速記センター